

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

業務委託実施要領

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）	旧
<p>1 目 的 この要領は、山口県土木建築部の所管する公共事業の用に供する設計、測量、地質・土質調査、発注者支援、用地調査等に関する業務（以下「業務」という。）を委託する場合の必要事項を定め、委託業務の適性かつ円滑な処理を図ることを目的とする。 また、港湾及び港湾海岸事業に係る業務については、別に定める共通仕様書（港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書：国土交通省港湾局編集）によるものとする。</p> <p>2 委託業務の内容 委託できる業務内容の項目は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 設 計 ア. 調査、計画、設計全般 イ. 河川（河川環境調査、河川調査・計画、河川構造物設計） ウ. 海岸（海岸構造物設計） エ. 砂防及び地すべり対策（砂防環境調査、砂防調査・計画、砂防構造物設計、地すべり対策調査・計画・設計、急傾斜地対策調査・計画・設計、雪崩対策調査・計画・設計） オ. ダム（ダム環境調査、ダム治水利水計画、ダム地質調査、ダム本体設計、ダム付帯施設設計、<u>施工計画及び施工設備設計、ダム点検、その他</u>） カ. 道路（道路環境調査、交通現況調査、道路網・路線計画、道路設計、地下構造物設計、地下駐車場計画・設計、トンネル設計、橋梁設計、<u>道路施設点検</u>） キ. 下水道（基本計画策定、下水管渠設計、終末処理場・ポンプ場実施設計）</p> <p>(2) 測 量 ア. 基準点測量 イ. 地形測量及び写真測量 ウ. 応用測量</p> <p>(3) 地質・土質調査 ア. 機械ボーリング、サンプリング、サウンディング、原位置試験、解析等調査、軟弱地盤技術解析、物理探査、地すべり調査、地形・地表地質踏査</p> <p>(4) 発注者支援 ア. 積算補助 イ. 監督補助</p> <p>(5) 用地調査 ア. 権利調査 イ. 用地測量 ウ. 建物等の調査 エ. 営業その他の調査 オ. 予備調査</p>	<p>1 目 的 この要領は、山口県土木建築部の所管する公共事業の用に供する設計、測量、地質・土質調査、発注者支援、用地調査等に関する業務（以下「業務」という。）を委託する場合の必要事項を定め、委託業務の適性かつ円滑な処理を図ることを目的とする。 また、港湾及び港湾海岸事業に係る業務については、別に定める共通仕様書（港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書：国土交通省港湾局編集）によるものとする。</p> <p>2 委託業務の内容 委託できる業務内容の項目は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 設 計 ア. 調査、計画、設計全般 イ. 河川（河川環境調査、河川調査・計画、河川構造物設計） ウ. 海岸（海岸構造物設計） エ. 砂防及び地すべり対策（砂防環境調査、砂防調査・計画、砂防構造物設計、地すべり対策調査・計画・設計、急傾斜地対策調査・計画・設計、雪崩対策調査・計画・設計） オ. ダム（ダム環境調査、ダム治水利水計画、ダム地質調査、ダム本体設計、ダム付帯施設設計） カ. 道路（道路環境調査、交通現況調査、道路網・路線計画、道路設計、地下構造物設計、地下駐車場計画・設計、トンネル設計、橋梁設計） キ. 下水道（基本計画策定、下水管渠設計、終末処理場・ポンプ場実施設計）</p> <p>(2) 測 量 ア. 基準点測量 イ. 地形測量及び写真測量 ウ. 応用測量</p> <p>(3) 地質・土質調査 ア. 機械ボーリング、サンプリング、サウンディング、原位置試験、解析等調査、軟弱地盤技術解析、物理探査、地すべり調査、地形・地表地質踏査</p> <p>(4) 発注者支援 ア. 積算補助 イ. 監督補助</p> <p>(5) 用地調査 ア. 権利調査 イ. 用地測量 ウ. 建物等の調査 エ. 営業その他の調査 オ. 予備調査</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

業務委託実施要領

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）	旧
<p>カ. 移転工法検討 キ. 事業認定申請図書の作成 ク. 再積算 ケ. 土地評価 コ. 補償説明 タ. 土地調書、物件調書及び地積測量図等の作成 チ. 検証</p> <p>3 委託契約 業務の委託契約は「業務委託契約書」、「発注者支援業務委託契約書」又は「請書」により行うものとする。</p> <p>4 業務の実施 業務委託の実施は、「設計業務共通仕様書」、「測量業務共通仕様書」、「地質・土質調査業務共通仕様書」、「発注者支援業務共通仕様書」、「用地調査等業務共通仕様書」、並びに業務ごとに必要な事項について定める「特記仕様書」によるものとする。</p> <p>5 積算基準 業務委託に係る積算の算定は、「業務関係積算基準及び標準歩掛」により行うものとする。 ただし、上記基準に定めのない業務については、その内容に応じて適正に算定するものとする。</p> <p>6 業務の執行及び検査 業務の執行及び検査については、委託業務監督技術基準（案）、山口県土木関係委託業務検査技術基準（案）及び山口県委託業務技術検査実施要綱による。</p>	<p>カ. 移転工法検討 キ. 事業認定申請図書の作成 ク. 再積算 ケ. 土地評価 コ. 補償説明 タ. 土地調書、物件調書及び地積測量図等の作成 チ. 検証</p> <p>3 委託契約 業務の委託契約は「業務委託契約書」、「発注者支援業務委託契約書」又は「請書」により行うものとする。</p> <p>4 業務の実施 業務委託の実施は、「設計業務共通仕様書」、「測量業務共通仕様書」、「地質・土質調査業務共通仕様書」、「発注者支援業務共通仕様書」、「用地調査等業務共通仕様書」、並びに業務ごとに必要な事項について定める「特記仕様書」によるものとする。</p> <p>5 積算基準 業務委託に係る積算の算定は、「業務関係積算基準及び標準歩掛」により行うものとする。 ただし、上記基準に定めのない業務については、その内容に応じて適正に算定するものとする。</p> <p>6 業務の執行及び検査 業務の執行及び検査については、委託業務監督技術基準（案）、山口県土木関係委託業務検査技術基準（案）及び山口県委託業務技術検査実施要綱による。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）

旧

第1章 総則

第1102条 用語の定義

1. 「発注者」とは、山口県会計規則第128条に規定する契約当事者をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約当事者に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。

※ 「調査員」、「調査職員」 → 「監督員」、「監督職員」に訂正、以降省略

7. 「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
9. 「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

※ 「成果物」 → 「成果品」に訂正、以降省略

30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者 又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

33. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算をすることをいう。

※ 33項追加により、以降、項ずれ（34～40項）

第1104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く））以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

第1章 総則

第1102条 用語の定義

1. 「発注者」とは、契約当事者をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約当事者（山口県会計規則第128条に規定する契約当事者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任調査員および調査員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。

7. 「検査職員」とは、設計業務等の完了の検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。

9. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

（新設）

第1104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）

旧

第 1107 条 管理技術者

3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

6. 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

第 1108 条 照査技術者及び照査の実施

1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。

2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。

(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、RCCM（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

(3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

(4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。

(5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎ににおける照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書をとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。

第 1109 条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）

なお、担当技術者が複数にわたる場合は適切な人数とし、8名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に8名までとする。

第 1107 条 管理技術者

3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

6. 管理技術者は、第 1107 条第 4 項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

第 1108 条 照査技術者及び照査の実施

1. 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

2. 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有しなければならない。

3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

4. 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。

5. 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎に業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。

第 1109 条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）

なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）

旧

第1110条 提出書類

3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第1111条 打合せ等

4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

第1112条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第1120条 修補

2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。

第1130条 守秘義務

2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を 第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても 第三者に漏らしてはならない。

5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。

6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

※ 「他人」、「他社」→「第三者」に修正、以降省略

第1110条 提出書類

3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第1111条 打合せ等

（新設）

第1112条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第1120条 修補

2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。

第1130条 守秘義務

2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を 他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても 他社に漏らしてはならない。

5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。

6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）	旧
<p>第 1131 条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）<u>等関係法令</u>に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>10. 管理体制の整備</p> <p>受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、<u>第 1112 条で示す業務計画書に記載するものとする。</u></p> <p>第 1135 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、<u>休日等</u>又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。</p> <p>第 1136 条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>（電子情報の管理体制の確保）</p> <p>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、<u>第 1112 条で示す業務計画書に記載</u>するものとする。</p> <p>（電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保）</p> <p>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用 ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用 ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存 ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送 ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送 	<p>第 1131 条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）<u>及び同施行令</u>に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>10. 管理体制の整備</p> <p>受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め<u>なければならない。</u></p> <p>第 1135 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、<u>官公庁の休日</u>又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。</p> <p>第 1136 条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>（電子情報の管理体制の確保）</p> <p>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。</p> <p>（新設）</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）

旧

第2章 設計業務等一般

第1202条 現地踏査

1. 受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。

2. 受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書又は数量総括表による。

第1206条 設計業務の内容

1. 設計業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める技術基準等及び設計図書等を用いて、原則として概略設計、予備設計又は詳細設計を行うことをいう。

2. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案し、各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。

※ 項削除により、以降、項ずれ（3～4項）

第1209条 設計業務の条件

11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト削減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト削減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト削減提案を行うものとする。

この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（コスト削減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

第2章 設計業務等一般

第1202条 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。

（新設）

第1206条 設計業務の内容

1. 設計業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として基本計画、概略設計、予備設計あるいは詳細設計を行うことをいう。

2. 基本計画とは、設計の同一の業務として設計対象となる各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。

3. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案するものをいう。

第1209条 設計業務の条件

（新設）

（新設）

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第1編 共通編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加は省略）

旧

第 1211 条 設計業務の成果

(1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書は、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省・平成 25 年度版）により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省・平成 25 年度版）に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

第 1212 条 環境配慮の条件

2. 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年 5 月法律第 100 号、以下「グリーン購入法」という。）に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、グリーン購入法第 6 条の規定による「国土交通省の環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。

第 1213 条 維持管理への配慮

1. 受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。

第 1211 条 設計業務の成果

(1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書は、「土木工事数量算出要領（案）（国土交通省）」により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表（案）（国土交通省）」に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

第 1212 条 環境配慮の条件

2. 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」グリーン購入法」（平成 15 年 7 月法律第 119 号）に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。

（新設）

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第1章 河川環境調査 第2節 環境影響評価 本調査は、<u>「堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」</u>（平成25年4月1日国土交通省令第1号）、<u>「湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」</u>（平成25年4月1日国土交通省令第28号）及び<u>「放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」</u>（平成25年4月1日国土交通省令第28号）（以下この節において「<u>技術指針省令</u>という）に準拠して実施するものとする。</p> <p>第2102条 環境影響評価の区分 環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。 <u>(1) 計画段階配慮書（案）の作成</u> <u>(2) 方法書（案）の作成</u> <u>(3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</u> <u>(4) 調査</u> <u>(5) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</u> <u>(6) 準備書（案）の作成</u> <u>(7) 評価書（案）の作成</u> <u>(8) 評価書の補正等</u></p> <p>第2103条 計画段階配慮書（案）の作成 <u>1. 業務目的</u> 本業務は、<u>計画段階配慮書（以下この節において「配慮書」という。）に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。</u></p> <p><u>2. 業務内容</u> <u>(1) 計画準備</u> 受注者は、<u>業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 対象事業内容（事業特性）の把握</u> 受注者は、<u>技術指針省令第四条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</u></p>	<p>第1章 河川環境調査 第2節 環境影響評価 本調査は、<u>「堰、湖沼水位調節施設、放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」</u>（国土交通省令第2号、15号・平成22年4月1日）以下、「<u>技術指針省令</u>という）に準拠して実施するものとする。</p> <p>第2102条 環境影響評価の区分 環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。 （新設） <u>(1) 方法書（案）の作成</u> <u>(2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</u> <u>(3) 調査</u> <u>(4) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</u> <u>(5) 準備書（案）の作成</u> <u>(6) 評価書（案）の作成</u> <u>(7) 評価書の補正等</u></p> <p>（新設）</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p><u>(3) 現地踏査</u> 受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。</p> <p><u>(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握</u> 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第四条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という）を把握するものとする。</p> <p><u>(5) 計画段階配慮事項の選定</u> 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第五条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。</p> <p><u>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定</u> 受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針省令第六～十条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p><u>(7) 配慮書（案）の作成</u> 受注者は、前(2)～(6)を基に、配慮書（案）を作成するものとする。また、配慮書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。</p> <p><u>(8) 位置等に関する複数案の設定</u> 受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業が実施されるべき区域の位置又は規模に関する複数案を適切に設定するものとする。</p> <p><u>(9) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(10) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>※ 第 2103 条追加により、以降、条ずれ（2104～2121 条）</p> </div>	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 2014 条 方法書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令 第十七条 に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、・・・</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 対象事業内容(事業特性)の把握 受注者は、技術指針省令 第二十条 第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下、「事業特性」という。）に関して、・・・</p> <p>(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令 第二十条 第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下 <u>この節において</u>、「地域特性」という）を把握するものとする。</p> <p>(5) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 第二十一条 に従い、・・・</p> <p>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令 第二十二～二十七条 に従い、・・・</p> <p>(7) 方法書（案）の作成 受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令 第十七条 に掲げる事項の区分に従い、・・・</p> <p>(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定 受注者は、技術指針省令 第十八条 に規定された主旨に従い、・・・</p> <p>(9) 照査 <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第 2103 条 方法書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令 第二条 に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、・・・</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 対象事業内容(事業特性)の把握 受注者は、技術指針省令 第五条 第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下、「事業特性」という。）に関して、・・・</p> <p>(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令 第五条 第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下、「地域特性」という）を把握するものとする。</p> <p>(5) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 第六条 に従い、・・・</p> <p>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令 第七～十二条 に従い、・・・</p> <p>(7) 方法書（案）の作成 受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令 第二条 に掲げる事項の区分に従い、・・・</p> <p>(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定 受注者は、技術指針省令 第三条 に規定された主旨に従い、・・・</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 2105 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令 第二十条 に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、・・・</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 事業特性の把握 受注者は、技術指針省令 第二十条 第 1 項第一号の規定に従い、・・・</p> <p>(3) 地域特性の把握 受注者は、技術指針省令 第二十条 第 1 項第二号の規定に従い、・・・</p> <p>(4) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 第二十一条 に従い、・・・</p> <p>(5) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令 第二十二～二十七条 に従い、・・・</p> <p>(6) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>第 2016 条 調査</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 第二十四条 に基づいて、・・・</p> <p>第 2107 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 第二十五条、二十六条 に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令 第二十八条 に基づき、・・・</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 予測 1) 受注者は、技術指針省令 第二十五条 の主旨に従い、・・・</p> <p>(3) 環境保全措置の検討 受注者は、技術指針省令 第二十九条～第三十一条 の主旨に従い・・・</p>	<p>第 2104 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令 第五条 に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、・・・</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 事業特性の把握 受注者は、技術指針省令 第五条 第 1 項第一号の規定に従い、・・・</p> <p>(3) 地域特性の把握 受注者は、技術指針省令 第五条 第 1 項第二号の規定に従い、・・・</p> <p>(4) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 第六条 に従い、・・・</p> <p>(5) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令 第七～十二条 に従い、・・・</p> <p>(新設)</p> <p>第 2105 条 調査</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 第九条 に基づいて、・・・</p> <p>第 2106 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 第十条、十一条 に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令 第十三条 に基づき、・・・</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 予測 1) 受注者は、技術指針省令 第二十五条 の主旨に従い、・・・</p> <p>(3) 環境保全措置の検討 受注者は、技術指針省令 第十四条～第十六条 の主旨に従い・・・</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>(4) 事後調査の検討 受注者は、技術指針省令 第三十二条 の主旨に従い・・・</p> <p>(5) 評価 受注者は、技術指針省令 第二十六条 の主旨に従い・・・</p> <p>(6) 総合評価 受注者は、技術指針省令 第三十三条 第6項の主旨に従い・・・</p> <p><u>(7) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第 2108 条 準備書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令 第三十三条 に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、・・・</p> <p>2. 業務内容 (2) 準備書（案）の作成 受注者は、技術指針省令 第三十三条 の主旨に従い、・・・</p> <p><u>(5) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第 2109 条 評価書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令 第三十四条 に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、・・・</p> <p>2. 業務内容 (2) 評価書（案）の作成 受注者は、技術指針省令 第三十四条 の主旨に従い、・・・</p> <p><u>(4) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>(4) 事後調査の検討 受注者は、技術指針省令 第十七条 の主旨に従い・・・</p> <p>(5) 評価 受注者は、技術指針省令 第十一条 の主旨に従い・・・</p> <p>(6) 総合評価 受注者は、技術指針省令 第十八条 第6項の主旨に従い・・・</p> <p>(新設)</p> <p>第 2107 条 準備書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令 第十八条 に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、・・・</p> <p>2. 業務内容 (2) 準備書（案）の作成 受注者は、技術指針省令 第十八条 の主旨に従い、・・・</p> <p>(新設)</p> <p>第 2108 条 評価書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令 第十九条 に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、・・・</p> <p>2. 業務内容 (2) 評価書（案）の作成 受注者は、技術指針省令 第十九条 の主旨に従い、・・・</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 2110 条 評価書の補正等</p> <p>(4) <u>照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>第 2111 条 河川水辺環境調査の区分 河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>基本調査</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 魚類調査 2) 底生動物調査 3) 植物調査 4) 鳥類調査 5) 両生類・爬虫類・哺乳類調査 6) 陸上昆虫類等調査 <p>7) <u>河川環境基図作成調査</u></p> <p>(2) 河川空間利用実態調査</p> <p>(3) 河川水辺総括資料作成調査</p> <p>第 2112 条 魚類調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 現地調査計画策定 受注者は、<u>全体調査計画書および</u>事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督職員の承諾を得るものとする。・・・</p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ</p> <p>2) データの入力 受注者は、「河川水辺の国勢調査入出力システム【河川版】(ver 3.70) (リバーフロント整備センター・平成 24 年度版)」に基づき調査データの入力を行う。・・・</p> <p>(6) <u>照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p>	<p>第 2109 条 評価書の補正等</p> <p>(新設)</p> <p>第 2110 条 河川水辺環境調査の区分 河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>生物調査</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 魚介類調査 2) 底生動物調査 3) 植物調査 4) 鳥類調査 5) 両生類・爬虫類・哺乳類調査 6) 陸上昆虫類等調査 <p>(2) <u>河川調査</u></p> <p>(3) 河川空間利用実態調査</p> <p>(4) 河川水辺総括資料作成調査</p> <p>第 2111 条 魚介類調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 現地調査計画策定 受注者は、事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督職員の承諾を得るものとする。・・・</p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ</p> <p>2) データの入力 受注者は、「河川水辺の国勢調査入出力システム【河川版】(ver3.50) (リバーフロント整備センター・平成 22 年度版)」に基づき調査データの入力を行う。・・・</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 2113 条 底生動物調査</p> <p>2. 業務内容 (5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、「<u>河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（リバーフロント整備センター・平成 18 年 8 月）</u>」にもとづき標本を作成するものとする。</p> <p><u>(7) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>第 2114 条 植物調査</p> <p><u>(6) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 同様に、以下、第 2115 条～第 2120 条について、「照査」を新設</p> </div> <p>第 2115 条 鳥類調査 第 2116 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査 第 2117 条 陸上昆虫类等調査 第 2118 条 河川環境基図作成調査</p> <p>1. 業務目的 <u>河川環境基図を作成するため、河川内における植生の状況</u>、河道の瀬と淵の状況、水際部の状況、河川横断施設の状況等の河川環境からみた河川状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (4) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、河川<u>環境基図</u>を作成するものとする。</p> <p>第 2119 条 河川空間利用実態調査 第 2120 条 河川水辺総括資料作成調査 第 2121 条 成果品</p>	<p>第 2112 条 底生動物調査</p> <p>2. 業務内容 (5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、<u>原則として調査回数ごとに 1 種類 1 個体以上</u> <u>ずつ</u>の標本を作成するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 2113 条 植物調査</p> <p>(新設)</p> <p>第 2114 条 鳥類調査 第 2115 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査 第 2116 条 陸上昆虫类等調査 第 2117 条 河川環境基図作成調査</p> <p>1. 業務目的 河道の瀬と淵の状況、水際部の状況、河川横断施設の状況等の河川環境からみた河川状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (4) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、河川<u>調査総括図</u>を作成するものとする。</p> <p>第 2118 条 河川空間利用実態調査 第 2119 条 河川水辺総括資料作成調査 第 2119 条 成果品</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第2章 河川調査・計画</p> <p>第2202条 洪水痕跡調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(6) <u>照査</u></p> <p><u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p>1) 受注者は、痕跡測量についての計算点検、作図点検、作業実施報告書、社内点検、校正直し等を行うものとする。</p> <p>第2204条 ティーセン法による検討</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 統計解析</p> <p>受注者は、観測期間、地域バランス及び年代別ティーセン分割等を考慮して統計解析に用いる観測所を選定し、必要に応じ相関回帰分析等により欠測補填を行い（<u>ただし欠損観測所を除く</u>）、データ登録を行うものとする。また、河川の水力水文特性などの状況、洪水調節施設計画配置などを考慮した高水流出モデル等を勘案した流域の分割を行い、ティーセン法により分割流域および各主要地点上流域の平均雨量を算出し、各年最大流域平均降雨量（日・時間等）一覧表、ティーセン分割図及びティーセン係数表等を作成するものとする。この各年最大流域平均降雨量（日・時間等）から、確率分布モデルにより<u>計画規模に対する</u>確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。</p> <p>(5) 対象降雨の作成</p> <p>受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、対象降雨群を選定し、主要地点上流域の対象降雨の<u>波形</u>作成を行うものとする。</p> <p>(6) <u>照査</u></p> <p><u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 同様に、以下、第2205条、2207条～2211条について、「照査」を新設</p> </div> <p>第2205条 降雨強度曲線による検討</p> <p>第2207条 貯留関数法による検討</p> <p>第2208条 準線形貯留型モデルによる検討</p> <p>第2209条 雨量確率手法による検討</p> <p>第2210条 流量確率手法による検討</p> <p>第2211条 低水流出解析</p>	<p>第2章 河川調査・計画</p> <p>第2202条 洪水痕跡調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(6) <u>点検整理</u></p> <p>受注者は、痕跡測量についての計算点検、作図点検、作業実施報告書、社内点検、校正直し等を行うものとする。</p> <p>第2204条 ティーセン法による検討</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 統計解析</p> <p>受注者は、観測期間、地域バランス及び年代別ティーセン分割等を考慮して統計解析に用いる観測所を選定し、必要に応じ相関回帰分析等により欠測補填を行い、データ登録を行うものとする。また、河川の水力水文特性などの状況、洪水調節施設計画配置などを考慮した高水流出モデル等を勘案した流域の分割を行い、ティーセン法により分割流域および各主要地点上流域の平均雨量を算出し、各年最大流域平均降雨量（日・時間等）一覧表、ティーセン分割図及びティーセン係数表等を作成するものとする。この各年最大流域平均降雨量（日・時間等）から、確率分布モデルにより確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。</p> <p>(5) 対象降雨の作成</p> <p>受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、対象降雨群を選定し、主要地点上流域の対象降雨<u>群</u>の作成を行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第2205条 降雨強度曲線による検討</p> <p>第2207条 貯留関数法による検討</p> <p>第2208条 準線形貯留型モデルによる検討</p> <p>第2209条 雨量確率手法による検討</p> <p>第2210条 流量確率手法による検討</p> <p>第2211条 低水流出解析</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 2212 条 河道計画（大規模河川）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(4) 資料<u>収集・整理</u></p> <p>受注者は、貸与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤防台帳等の資料を整理するものとする。</p> <p>なお、整理した資料は、記憶媒体にデータ登録するものとする。</p> <p>(5) 河川特性の把握</p> <p>6) 現況流下能力の把握</p> <p>受注者は、流量配分、出発水位、（セグメント別）粗度係数、死水域、境界混合係数等を設定し、現況河道を対象に支川合流・構造物・樹木群によるせき上げを取り込んだ準二次元不等流計算から得た計算水位に、湾曲・砂州等による水理的上昇要因を加えた水位を用いて各断面の計画高水位相当の流下能力を算定するものとする。<u>なお、計算モデルについては洪水痕跡等から妥当性を検証するものとする。</u></p> <p><u>(12) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第 2213 条 河道計画（中小河川）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(4) <u>河川特性の把握</u></p> <p><u>(7) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第 2214 条 内水処理計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基礎調査</p> <p>1) 水文資料の<u>収集・整理</u></p> <p>受注者は、既往の内水状況の把握、内水の確率規模検討等のために必要とされる雨量、水位、流量資料を収集・整理するものとする。また、必要と考えられる場合は、<u>発注者と協議の上</u>、新たに水文観測所を設置し、観測を行うものとする。</p> <p><u>(14) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第 2212 条 河道計画（大規模河川）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(4) 資料整理<u>検討</u></p> <p>受注者は、貸与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤防台帳等の資料を整理し、<u>検討</u>するものとする。</p> <p>なお、整理した資料は、記憶媒体にデータ登録するものとする。</p> <p>(5) 河川特性の把握</p> <p>6) 現況流下能力の把握</p> <p>受注者は、流量配分、出発水位、（セグメント別）粗度係数、死水域、境界混合係数等を設定し、現況河道を対象に支川合流・構造物・樹木群によるせき上げを取り込んだ準二次元不等流計算から得た計算水位に、湾曲・砂州等による水理的上昇要因を加えた水位を用いて各断面の計画高水位相当の流下能力を算定するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 2213 条 河道計画（中小河川）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(4) <u>現況河道解析</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 2214 条 内水処理計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基礎調査</p> <p>1) 水文<u>調査</u></p> <p>受注者は、既往の内水状況の把握、内水の確率規模検討等のために必要とされる雨量、水位、流量資料を収集・整理するものとする。また、必要と考えられる場合は、新たに水文観測所を設置し、観測を行うものとする。</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 2215 条 利水計画検討</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 利水計算モデルの検討</p> <p>4) 計算モデル作成 受注者は、利水計算系統図、基準地点及び利水計算条件を基に利水モデルを作成するものとする。</p> <p>(6) 利水計算</p> <p>1) データ登録 受注者は、雨量、流量、確保流量等のデータを利水計算に使用し易いよう、記憶媒体に登録するものとする。 なお、計算モデルへのデータの適用に際し、実測データを基に加工、作成したデータを用いる場合は、その過程を再現に必要な情報についても合わせて登録するものとする。</p> <p><u>(8) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 同様に、以下、第 2216 条～2219 条について、「照査」を新設</p> </div> <p>第 2216 条 正常流量検討（大規模河川） 第 2217 条 正常流量検討（中小河川） 第 2218 条 氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合） 第 2219 条 総合治水対策調査</p> <p>第 2220 条 洪水予測システム検討</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 流出予測モデルの検討</p> <p>12) フィードバックシステムの検討 受注者は、<u>洪水予測システムチェックリスト（案）（国土技術政策総合研究所・平成 22 年 5 月）に基づき</u>、流出予測モデルのフィードバックシステムを検討するものとする。フィードバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。</p> <p><u>(7) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第 2215 条 利水計画検討</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 利水計算モデルの検討</p> <p>4) 計算プログラム作成 受注者は、利水計算系統図、基準地点及び利水計算条件を基に利水プログラムを作成するものとする。</p> <p>(6) 利水計算</p> <p>1) データ登録 受注者は、雨量、流量、確保流量等のデータを利水計算に使用し易いよう、記憶媒体に登録するものとする。 なお、計算モデルへのデータの適用に際し、実測データを基に加工、作成したデータを用いる場合は、その過程を再現し得るプログラムについても合わせて登録するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 2216 条 正常流量検討（大規模河川） 第 2217 条 正常流量検討（中小河川） 第 2218 条 氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合） 第 2219 条 総合治水対策調査</p> <p>第 2220 条 洪水予測システム検討</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 流出予測モデルの検討</p> <p>12) フィードバックシステムの検討 受注者は、流出予測モデルのフィードバックシステムを検討するものとする。フィードバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第3章 河川構造物設計</p> <p>第 2301 条 河川構造物設計の種類 河川構造物設計の種類は、以下のとおりとするが、その他類似の構造物の設計がある場合は、この項目に準拠することとする。 <u>(1) 築堤設計</u> <u>(2) 護岸設計</u> <u>(3) 樋門設計</u> <u>(4) 床止め設計</u> <u>(5) 堰設計</u> <u>(6) 水門設計</u> <u>(7) 排水機場設計</u></p> <p>第2節 築堤設計 <u>築堤設計は、盛土により築造される堤防の新規築堤、現況堤防の改築等を計画するに際して実施する河川堤防の設計に適用する。ただし、高潮区間の堤防、高規格堤防、越流堤、自立式特殊堤については適用しない。</u></p> <p>第 2302 条 築堤設計区分 <u>築堤設計は、以下の区分により行うものとする。</u> <u>(1) 予備設計</u> <u>(2) 詳細設計</u></p> <p>第 2303 条 築堤予備設計 1. 業務目的 <u>築堤予備設計は、当該区間全体の法線形、堤防形状、基本断面形状についての検討を行い、対象地域における最適な堤防の基本諸元を選定することを目的とする。</u> 2. 業務内容 <u>堤防予備設計の業務内容は下記のとおりとするが、新規築堤に伴う排水系統の見直し等を要する場合は別途設計図書に示される業務内容に準拠することとする。</u> <u>(1) 設計計画</u> <u>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする提出するものとする。</u> <u>(2) 現地踏査</u> <u>受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、河道特性、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。</u> <u>なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、</u></p>	<p>第3章 河川構造物設計</p> <p>第 2301 条 河川構造物設計の種類 河川構造物設計の種類は、以下のとおりとするが、その他類似の構造物の設計がある場合は、この項目に準拠することとする。 <u>(1) 護岸設計</u> <u>(2) 樋門設計</u> <u>(3) 床止め設計</u> <u>(4) 堰設計</u> <u>(5) 水門設計</u> <u>(6) 排水機場設計</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p><u>調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</u></p> <p><u>(3) 基本事項の検討</u></p> <p>1) <u>基礎検討</u> 受注者は、対象範囲の区間毎に堤防の主要課題である次の事項を検討及び決定し、<u>安全性検討において特に注意すべき点を明確にするものとする。</u></p> <p>① <u>法線形</u> ② <u>基本断面形状（天端高、天端幅、法勾配、小段等）</u> ③ <u>環境</u></p> <p>2) <u>法覆工の検討</u> 受注者は、河道特性、既往の被災箇所、既設護岸の有無等を整理し、<u>洪水時の流速等の外力条件に基づいて法覆工の必要性、必要範囲について検討する。</u></p> <p>3) <u>関連構造物の検討</u> 受注者は、堤防改修に伴う影響構造物の内、小規模施設（管渠、距離標、光ケーブル等の埋設物）、堤防坂路、堤内道路、堤防天端道路等について<u>対象位置・範囲を設定し、改修方針を立案するものとする。また、現況排水系統を踏まえた堤脚水路の縦横断計画を立案する。</u></p> <p><u>(4) 図面作成</u> 受注者は、下記の図面を作成するものとする</p> <p>1) <u>平面図（1/500～1/1,000）</u> 上記の測量精度の平面図に堤防法線と法尻法線を描くと共に補償施設及び用地、家屋、付け替え道路の範囲を明示し、詳細設計にスムーズに移行できる図面を作成するものとする。</p> <p>2) <u>縦断図（1/500～1/1,000）</u> 平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。</p> <p>3) <u>標準横断図</u> 基本事項で検討された断面毎に、堤防標準横断図を作成するものとする。</p> <p>4) <u>小規模構造物</u> 小規模施設は、代表地点の改築一般図を1ヶ所作成し、複数の場合その他は基本諸元を表などにまとめるものとする。</p> <p><u>(5) 施工計画案の検討</u> 受注者は、選定された堤防形状、対策工法について下記について検討を行い、最適な施工計画案を策定するものとする。</p> <p>1) <u>施工方法の検討</u> 基本事項の検討において選定された堤防形状、対策工法を基に該当区間の堤防工事の施工計画案（施工方針、仮設工、施工順序及び施工機械等）を立てるものとする。</p> <p>2) <u>仮設計画の検討</u> 受注者は、施工方法の検討で立案された仮設工の必要性及び規模諸元の検討を行って仮設計画を立てるものとする。</p> <p>3) <u>全体施工計画の検討</u> 受注者は、上記の検討を踏まえ、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安</p>	<p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p><u>全性、経済性等の検討を行うものとする。</u></p> <p><u>(6) 概算工事費</u> 受注者は、標準横断面を基に第 1211 条設計業務の成果第 5 項に基づき、概算工事費を算定するものとする。 なお、仮設工に関しては、主要工法について算定するものとする。</p> <p><u>(7) 考察</u> 受注者は、本設計において、解決されなかった問題点を項目ごとに列記し、今後行われる詳細設計までに、調査又は特別に検討しておく事項を整理すると共にその方針又は方法についてまとめるものとする。</p> <p><u>(8) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) <u>基本条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に河道特性については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</u></p> <p>2) <u>一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式が河道特性との整合が適切にとられているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計条件に反映されているかの照査を行う。</u></p> <p>3) <u>設計方針、設計手法及び設計外力が適切であるかの照査を行う。</u></p> <p>4) <u>設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。</u></p> <p><u>(9) パース作成</u> 受注者は、代表断面について着色パース（A3 版）を 1 枚作成するものとする。</p> <p><u>(10) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. <u>貸与資料</u> 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) <u>河川計画調査報告書</u></p> <p>(2) <u>当該区間の測量成果（河道変遷図等を含む）</u></p> <p>(3) <u>当該区間の地質調査報告書</u></p> <p>(4) <u>河川環境調査資料</u></p> <p>(5) <u>既設構造物調査資料</u></p> <p>(6) <u>当該区間の流況解析結果資料</u></p> <p>(7) <u>その他必要と認めたもの</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第 2304 条 築堤詳細設計</p> <p>1. <u>業務目的</u> 築堤詳細設計は、予備設計によって決定された堤防形状、法覆工の検討に対して詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. <u>業務内容</u></p>	<p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p><u>堤防詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。なお、堤防の圧密沈下・浸透対策が必要な場合や、道路設計及び排水系統の見直しに伴う排水施設設計を要する場合は、別途設計図書に示される業務内容に準じることとする。</u></p> <p><u>(1) 設計計画</u> <u>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 現地踏査</u> <u>受注者は、貸与資料を基に現地調査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況、河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。</u> <u>なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</u></p> <p><u>(3) 基本事項の検討</u> <u>受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本事項を確認するものとする。</u></p> <p><u>1) 法線等の見直し検討</u> <u>精度の高い地形図を基に計画堤防法線を描き、民地境界等部分的に詳細な検討を行い、基本方針を確認するものとする。</u></p> <p><u>2) 施設配置計画</u> <u>坂路、堤脚水路、階段等の施設の配置を新規図面にて確認するものとする。</u></p> <p><u>3) 構造物との取付け検討</u> <u>大規模施設との工事境界、小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造物との取付け計画を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 構造設計</u> <u>受注者は、下記の図面を作成するものとする</u></p> <p><u>1) 堤防設計</u> <u>上受注者は、決定された堤防断面に対して、余盛り形状等を決定し、標準断面図等の構造一般図を作成するものとする。</u></p> <p><u>2) 法覆工設計</u> <u>護岸工が必要な箇所は、第 2307 条護岸詳細設計第 2 項（4）に準ずるものとする。</u></p> <p><u>3) 付帯施設設計</u> <u>受注者は、堤脚水路、天端工、裏法階段工、坂路その他の付帯施設の一般構造図を作成するものとする。</u></p> <p><u>(5) 施工計画</u> <u>受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる本提築造等の工事の順序、施工方法、運土計画等を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は下記に示すものとする。</u></p> <p><u>1) 施工方法の検討</u> <u>受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる</u></p>	<p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p><u>本提築造等の工事の順序、施工方法、運土計画等を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は下記に示すものとする。</u></p> <p><u>① 施工条件</u> <u>② 施工方法</u> <u>③ 土工計画</u> <u>④ 工程計画</u> <u>⑤ 動態観測の方法（計測が必要な場合）</u> <u>⑥ 工事機械、仮設備とその配置</u> <u>⑦ 環境保全対策</u> <u>⑧ 安全対策</u></p> <p><u>2) 仮設計画</u> <u>受注者は、施工計画により必要となる仮設備（仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。</u></p> <p><u>(6) 図面作成</u> <u>受注者は、一般平面図、縦断面図、標準断面図、横断面図及び付帯施設構造図、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。</u></p> <p><u>(7) 数量計算</u> <u>受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</u></p> <p><u>(8) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に河道特性については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</u></p> <p><u>2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切に取られているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。</u></p> <p><u>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</u></p> <p><u>4) 安全性照査結果、設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。</u></p> <p><u>(9) 報告書作成</u> <u>受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</u></p> <p><u>3. 貸与資料</u> <u>発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</u></p> <p><u>(1) 堤防の予備設計報告書</u> <u>(2) 対象河川の計画河道諸元</u> <u>(3) 設計範囲の測量成果</u></p>	<p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>(4) <u>設計範囲の地質調査報告書</u></p> <p>(5) <u>当該区間の流況解析結果資料</u></p> <p>(6) <u>その他必要と認めたもの</u></p> <p>第3節 護岸設計</p> <p>第 2305 条 護岸設計の区分</p> <p>第 2306 条 護岸予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(10) 照査</p> <p>受注者は、<u>第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか</u>、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする。・・・</p> <p>第 2307 条 護岸詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、現地踏査について、<u>第 2306 条</u>護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の決定</p> <p>受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。<u>なお、周辺の環境に配慮した護岸の景観検討を行い、基本事項の決定に反映させる。</u></p> <p>(9) 照査</p> <p>受注者は、<u>第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか</u>、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする。・・・</p>	<p>第2節 護岸設計</p> <p>第 2302 条 護岸設計の区分</p> <p>第 2303 条 護岸予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(10) 照査</p> <p>照査技術者は、<u>第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、下記に示す事項を標準として照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。・・・</p> <p>第 2304 条 護岸詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、現地踏査について、<u>第 2303 条</u>護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 基本事項の決定</p> <p>受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。</p> <p>(9) 照査</p> <p>照査技術者は、<u>第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、下記に示す事項を標準として照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。・・・</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4節 樋門設計</p> <p>第 2308 条 樋門設計の区分</p> <p>第 2309 条 樋門予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>樋門予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、函渠縦断方向の耐震設計（レベル2）、地震時保有水平耐力法を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。</u></p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、現地踏査について、<u>第 2306 条</u>護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(9) 照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づ^くほか、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする。・・・</p> <p>第 2310 条 樋門詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>樋門詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、函渠縦断方向の耐震設計（レベル2）、地震時保有水平耐力法を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。</u></p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、現地踏査について、<u>第 2306 条</u>護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(10) パース作成</p> <p>受注者は、パース作成について、<u>第 2309 条</u>樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(11) 照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づ^くほか、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする。・・・</p>	<p>第3節 樋門設計</p> <p>第 2305 条 樋門設計の区分</p> <p>第 2306 条 樋門予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、現地踏査について、<u>第 2303 条</u>護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(9) 照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づ^き、下記に示す事項を標準として照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。・・・</p> <p>第 2307 条 樋門詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、現地踏査について、<u>第 2303 条</u>護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(10) パース作成</p> <p>受注者は、パース作成について、<u>第 2306 条</u>樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(11) 照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づ^き、下記に示す事項を標準として照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。・・・</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第5節 床止め設計</p> <p>第 2311 条 床止め設計の区分</p> <p>第 2312 条 床止め予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(6) 施工計画検討 受注者は、施工計画検討について、第 2309 条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(10) パース作成 受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(11) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づく<u>ほ</u>か、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。・・・</p> <p>第 2313 条 床止め詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(6) 施工計画 受注者は、施工計画について、第 2310 条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(7) 仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第 2310 条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(9) パース作成 受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(10) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づく<u>ほ</u>か、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。・・・</p>	<p>第4節 床止め設計</p> <p>第 2308 条 床止め設計の区分</p> <p>第 2309 条 床止め予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(6) 施工計画検討 受注者は、施工計画検討について、第 2306 条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(10) パース作成 受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(11) 照査 照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき<u>き</u>、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。・・・</p> <p>第 2310 条 床止め詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(6) 施工計画 受注者は、施工計画について、第 2307 条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(7) 仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第 2307 条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(9) パース作成 受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(10) 照査 照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき<u>き</u>、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。・・・</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第6節 堰設計</p> <p>第2314条 堰設計の区分</p> <p>第2315条 堰予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(6) 施工計画検討 受注者は、施工計画検討について、第2309条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(8) パース作成 受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(9) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づく<u>ほか</u>、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。・・・</p> <p>第2316条 堰詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(6) 施工計画 受注者は、施工計画について、第2310条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(7) 仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(9) パース作成 受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(10) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づく<u>ほか</u>、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。・・・</p>	<p>第5節 堰設計</p> <p>第2311条 堰設計の区分</p> <p>第2312条 堰予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(6) 施工計画検討 受注者は、施工計画検討について、第2306条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(8) パース作成 受注者は、パース作成について、第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(9) 照査 照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき<u>き</u>、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。・・・</p> <p>第2313条 堰詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第2303条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(6) 施工計画 受注者は、施工計画について、第2307条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(7) 仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第2307条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(9) パース作成 受注者は、パース作成について、第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(10) 照査 照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき<u>き</u>、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。・・・</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第7節 水門設計</p> <p>第 2317 条 水門設計の区分</p> <p>第 2318 条 水門予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(6) 施工計画検討 受注者は、施工計画検討について、第 2309 条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(8) パース作成 受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(9) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。・・・</p> <p>第 2319 条 水門詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(6) 施工計画 受注者は、施工計画について、第 2310 条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(7) 仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第 2310 条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(9) パース作成 受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(10) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。・・・</p>	<p>第6節 水門設計</p> <p>第 2314 条 水門設計の区分</p> <p>第 2315 条 水門予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(6) 施工計画検討 受注者は、施工計画検討について、第 2306 条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(8) パース作成 受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(9) 照査 照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。・・・</p> <p>第 2316 条 水門詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(6) 施工計画 受注者は、施工計画について、第 2307 条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(7) 仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第 2307 条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(9) パース作成 受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(10) 照査 照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。・・・</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 8 節 排水機場設計</p> <p>第 2320 条 排水機場設計の区分</p> <p>第 2321 条 排水機場予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第 2 項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(8) 施工計画検討 受注者は、施工計画検討について、第 2309 条樋門予備設計第 2 項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(10) パース作成 受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(11) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ^くほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。・・・</p> <p>第 2322 条 排水機場詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第 2 項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(5) 構造設計</p> <p>4) 吐出樋門設計 第 2310 条樋門詳細設計に準拠し、設計を行うものとする。</p> <p>(9) 施工計画 受注者は、施工計画について、第 2310 条樋門詳細設計第 2 項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(7) 仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第 2310 条樋門詳細設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(9) パース作成 受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(10) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づ^くほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。・・・</p>	<p>第 7 節 排水機場設計</p> <p>第 2317 条 排水機場設計の区分</p> <p>第 2318 条 排水機場予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(8) 施工計画検討 受注者は、施工計画検討について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(10) パース作成 受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(11) 照査 照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づ^き、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。・・・</p> <p>第 2319 条 排水機場詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査について、第 2303 条護岸予備設計第 2 項(2)に準ずるものとする。</p> <p>(5) 構造設計</p> <p>4) 吐出樋門設計 第 2307 条樋門詳細設計に準拠し、設計を行うものとする。</p> <p>(9) 施工計画 受注者は、施工計画について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項(6)に準ずるものとする。</p> <p>(7) 仮設構造物設計 受注者は、仮設構造物設計について、第 2307 条樋門詳細設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(9) パース作成 受注者は、パース作成について、第 2306 条樋門予備設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(10) 照査 照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づ^き、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。・・・</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第2編 河川編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

第9節 成果品

第 2323 条 成果品

第8節 成果品

第 2320 条 成果品

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第3編 海岸編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第1章 海岸構造物設計</p> <p>第 3103 条 堤防、護岸予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(15)照査</p> <p>受注者は、<u>第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づ^くほか、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする。・・・</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 同様に、以下の各条について、「照査」を修正</p> </div> <p>第 3104 条 堤防、護岸詳細設計</p> <p>第 3106 条 胸壁予備設計</p> <p>第 3107 条 胸壁詳細設計</p> <p>第 3109 条 突堤予備設計</p> <p>第 3110 条 突堤詳細設計</p> <p>第 3112 条 離岸堤予備設計</p> <p>第 3113 条 離岸堤詳細設計</p> <p>第 3115 条 潜堤・人工リーフ予備設計</p> <p>第 3116 条 潜堤・人工リーフ詳細設計</p> <p>第 3118 条 消波堤予備設計</p> <p>第 3119 条 消波堤詳細設計</p> <p>第 3121 条 津波防波堤予備設計</p> <p>第 3122 条 津波防波堤詳細設計</p> <p>第 3124 条 砂浜予備設計</p> <p>第 3125 条 砂浜詳細設計</p> <p>第 3128 条 水門及び樋門予備設計</p> <p>第 3129 条 水門及び樋門詳細設計</p> <p>第 3131 条 排水機場予備設計</p> <p>第 3132 条 排水機場詳細設計</p> <p>第 3134 条 陸閘予備設計</p> <p>第 3135 条 陸閘詳細設計</p>	<p>第1章 海岸構造物設計</p> <p>第 3103 条 堤防、護岸予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(15) 照査</p> <p>照査技術者は、<u>第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づ^き、下記に示す事項を標準として照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>第 3104 条 堤防、護岸詳細設計</p> <p>第 3106 条 胸壁予備設計</p> <p>第 3107 条 胸壁詳細設計</p> <p>第 3109 条 突堤予備設計</p> <p>第 3110 条 突堤詳細設計</p> <p>第 3112 条 離岸堤予備設計</p> <p>第 3113 条 離岸堤詳細設計</p> <p>第 3115 条 潜堤・人工リーフ予備設計</p> <p>第 3116 条 潜堤・人工リーフ詳細設計</p> <p>第 3118 条 消波堤予備設計</p> <p>第 3119 条 消波堤詳細設計</p> <p>第 3121 条 津波防波堤予備設計</p> <p>第 3122 条 津波防波堤詳細設計</p> <p>第 3124 条 砂浜予備設計</p> <p>第 3125 条 砂浜詳細設計</p> <p>第 3128 条 水門及び樋門予備設計</p> <p>第 3129 条 水門及び樋門詳細設計</p> <p>第 3131 条 排水機場予備設計</p> <p>第 3132 条 排水機場詳細設計</p> <p>第 3134 条 陸閘予備設計</p> <p>第 3135 条 陸閘詳細設計</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第1章 砂防環境調査</p> <p>第4102条 自然環境調査の区分 (6) 底生動物調査</p> <p>第4104条 植物調査 2. 業務内容 <u>(5) 照査</u> <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第4105条 鳥類調査 2. 業務内容 <u>(5) 照査</u> <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第4106条 両生類・は虫類・ほ乳類調査 2. 業務内容 <u>(5) 照査</u> <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第4107条 陸上昆虫類調査 2. 業務内容 <u>(5) 照査</u> <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第4108条 底生動物調査 1. 業務目的 本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域における底生動物の生息実態を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 <u>(5) 照査</u> <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第4102条 自然環境調査の区分 (6) 底生生物調査</p> <p>第4104条 植物調査 2. 業務内容 (新設)</p> <p>第4105条 鳥類調査 2. 業務内容 (新設)</p> <p>第4106条 両生類・は虫類・ほ乳類調査 (新設)</p> <p>第4107条 陸上昆虫類調査 (新設)</p> <p>第4108条 底生生物調査 1. 業務目的 本調査は、砂防事業を実施する溪流および周辺地域における底生生物の生息実態を把握することを目的とする。</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4109条 景観調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 事前調査</p> <p>受注者は、現地調査を行う前に、過去に実施された調査結果、既往文献、統計資料及び聞き取り調査等により溪流及び周辺地域における諸情報をとりまとめるものとする。<u>収集する資料は、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。</u>また、自然公園法に基づく特別保護地区、<u>文化財保護法</u>等の法的規制についても調べるものとする。</p> <p><u>(5) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第4110条 溪流空間実態利用調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>(5) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第4112条 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 水と緑の溪流調査報告書</p> <p>(2) 溪流環境整備計画書</p> <p>(3) 現存植生図</p> <p>(4) 管内図及び地形図（1/5,000～1/10,000）</p> <p>(5) 空中写真</p> <p><u>(6) 業務に関連する既往調査報告書</u></p>	<p>第4109条 景観調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 事前調査</p> <p>受注者は、現地調査を行う前に、過去に実施された調査結果、既往文献、統計資料及び聞き取り調査等により溪流及び周辺地域における諸情報をとりまとめるものとする。また、自然公園法に基づく特別保護地区等の法的規制についても調べるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第4110条 溪流空間実態利用調査</p> <p>(新設)</p> <p>第4112条 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 水と緑の溪流調査報告書</p> <p>(2) 溪流環境整備計画書</p> <p>(3) 現存植生図</p> <p>(4) 管内図及び地形図（1/5,000～1/10,000）</p> <p>(5) 空中写真</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第2章 砂防調査・計画</p> <p>第4203条 水系砂防調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(4) 流域特性調査 受注者は、文献・資料、空中写真判読、<u>航空レーザ測量成果</u>、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるとともに、対象流域の流域区分、谷次数区分などを行い、図表に取りまとめるものとする。</p> <p><u>(13) 照査</u> <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 地形図 (2) 空中写真 (3) 既存地質図、地質資料 (4) 国立公園、天然記念物、貴重な動・植物に関する資料 (5) 雨量資料 (6) 砂防設備台帳 (7) 他機関の施設の資料 (8) 崩壊地実測図 (9) 河床縦横断測量成果 (10) 資産資料 (11) 災害実績図 (12) 土地利用、法規制に関する資料 <u>(13) 航空レーザ測量成果</u> <u>(14) 業務に関連する既往調査報告書</u></p>	<p>第2章 砂防調査・計画</p> <p>第4203条 水系砂防調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(4) 流域特性調査 受注者は、文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるとともに、対象流域の流域区分、谷次数区分などを行い、図表に取りまとめるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 地形図 (2) 空中写真 (3) 既存地質図、地質資料 (4) 国立公園、天然記念物、貴重な動・植物に関する資料 (5) 雨量資料 (6) 砂防設備台帳 (7) 他機関の施設の資料 (8) 崩壊地実測図 (9) 河床縦横断測量成果 (10) 資産資料 (11) 災害実績図 (12) 土地利用、法規制に関する資料 (新設) (新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4204条 土石流対策調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 現地調査 受注者は、流域特性、既存施設、移動可能土砂量、<u>最大粒径</u>について現地調査を行うものとする。</p> <p>(4) 流域特性調査 受注者は、文献・資料、空中写真判読、<u>航空レーザ測量成果</u>、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるものとする。</p> <p><u>(9) 照査</u> <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 地形図 (2) 空中写真 (3) 地形・地質、荒廃状況、既往災害、保全対象に関する文献・資料 (4) 砂防設備台帳、他機関施設に関する資料 <u>(5) 雨量資料</u> <u>(6) 土石流危険渓流カルテ</u> <u>(7) 航空レーザ測量成果</u> <u>(8) 業務に関連する既往調査報告書</u></p>	<p>第4204条 土石流対策調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 現地調査 受注者は、流域特性、既存施設、移動可能土砂量について現地調査を行うものとする。</p> <p>(4) 流域特性調査 受注者は、文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 地形図 (2) 空中写真 (3) 地形・地質、荒廃状況、既往災害、保全対象に関する文献・資料 (4) 砂防設備台帳、他機関施設に関する資料 (新設) (新設) (新設) (新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4205条 流木対策調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(4) 流域現況調査</p> <p>1) 地形調査 文献・資料、空中写真判読、<u>航空レーザ測量成果</u>、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形について調査し、とりまとめる。</p> <p>3) 林相調査 文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の林相について調査し、とりまとめる。<u>調査はサンプリングによる調査を標準とする。</u></p> <p><u>(9) 照査</u> <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 地形図 (2) 空中写真 (3) 地形・地質、林相、荒廃状況、既往災害、保全対象、に関する文献・資料 (4) 砂防設備台帳、他機関の施設に関する資料 <u>(5) 航空レーザ測量成果</u> <u>(6) 業務に関連する既往調査報告書</u></p> <p>第4206条 火山砂防調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>(7) 照査</u> <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 地形図 (2) 空中写真 (3) 火山活動履歴に関する文献・資料 <u>(4) 雨量資料</u> <u>(5) 航空レーザ測量成果</u> <u>(6) 業務に関連する既往調査報告書</u></p>	<p>第4205条 流木対策調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(4) 流域現況調査</p> <p>1) 地形調査 文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形について調査し、とりまとめる。</p> <p>3) 林相調査 文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の林相について調査し、とりまとめる。</p> <p>(新設)</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 地形図 (2) 空中写真 (3) 地形・地質、林相、荒廃状況、既往災害、保全対象、に関する文献・資料 (4) 砂防設備台帳、他機関の施設に関する資料 (新設) (新設)</p> <p>第4206条 火山砂防調査</p> <p>2. 業務内容 (新設)</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 地形図 (2) 空中写真 (3) 火山活動履歴に関する文献・資料 (新設) (新設) (新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4208条 水系砂防計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地調査 受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、砂防施設配置計画に必要となる事項について調査を行うものとする。</p> <p>(3) 計画土砂量等検討</p> <p>4) 計画許容流出土砂量 計画基準点における流水の掃流力、流出土砂の粒径等を考慮して、河道の現況から許容流出土砂量を検討する。</p> <p>(4) 砂防施設配置計画</p> <p>1) 基本事項検討 土砂処理計画として、土砂生産抑制計画及び土砂流送制御計画について検討する。</p> <p>3) 対策優先度の検討 基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、計画した砂防施設の対策優先度を検討する。</p> <p>(5) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 計画土砂量等検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置計画諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項、施設配置計画に基づき、対策優先度の検討結果についての妥当性の確認をする。</p> <p>4) 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 水系砂防調査の成果品</p> <p>(2) 地形図</p> <p>(3) 空中写真</p> <p><u>(4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）</u></p> <p><u>(5) 航空レーザ測量成果</u></p> <p><u>(6) 業務に関連する既往調査報告書</u></p>	<p>第4208条 水系砂防計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地調査 受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、砂防施設計画に必要となる事項について調査を行うものとする。</p> <p>(3) 計画土砂量等調査</p> <p>4) 計画許容流出土砂量 計画基準点における流水の掃流力、流出土砂の粒径等を考慮して、河道の現況から検討する。</p> <p>(4) 砂防施設配置計画</p> <p>1) 基本事項検討 土砂処理計画として、土砂生産抑制計画及び土砂流送制御計画について検討する。</p> <p>3) 対策優先度の検討 基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、計画した施設の対策優先度を検討する。</p> <p>(5) 照査 照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 基本設計条件決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置計画条件および現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性の確認をする。</p> <p>4) 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 水系砂防調査の成果品</p> <p>(2) 地形図</p> <p>(3) 空中写真</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4209条 土石流対策計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>(5) 土石流による被害の推定</u> 受注者は、計画規模の土石流が流出した場合の保全対象の受ける被害を推定するものとする。</p> <p><u>(6) 土石流対策施設配置計画</u> 受注者は、土石流対策施設配置計画について基本事項および施設配置計画の検討を行うものとする。</p> <p><u>(7) 照査</u> 受注者は、<u>第1108条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。 なお、照査事項は第4208条水系砂防計画第2項(5)に準ずるものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 土石流対策調査の成果品 (2) 地形図 (3) 空中写真 <u>(4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）</u> <u>(5) 航空レーザ測量成果</u> <u>(6) 業務に関連する既往調査報告書</u></p>	<p>第4209条 土石流対策計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) 土石流対策施設計画</u> 受注者は、土石流施設配置計画について基本事項および施設配置計画の検討を行うものとする。</p> <p><u>(6) 照査</u> <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1107条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき照査を行い、管理技術者に提出するものとする。 なお、照査項目は第4208条水系砂防計画第2項(5)に準ずるものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 土石流対策調査の成果品 (2) 地形図 (3) 空中写真 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>
<p>第4210条 流木対策計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(6) 照査 受注者は、<u>第1108条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。 なお、照査事項は第4208条水系砂防計画第2項(5)に準ずるものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 流木対策調査の成果品 (2) 地形図 (3) 空中写真 <u>(4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）</u> <u>(5) 航空レーザ測量成果</u> <u>(6) 業務に関連する既往調査報告書</u></p>	<p>第4210条 流木対策計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(6) 照査 <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1107条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき照査を行い、管理技術者に提出するものとする。 なお、照査項目は第4208条水系砂防計画第2項(5)に準ずるものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 流木対策調査の成果品 (2) 地形図 (3) 空中写真 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 4211 条 火山砂防計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 火山対策砂防施設 <u>配置</u> 計画 受注者は、火山対策砂防施設 <u>配置</u> 計画について以下の検討を行うものとする。</p> <p>(9) 照査 <u>受注者</u>は、<u>第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき照査を <u>実施</u> するものとする。 なお、照査 <u>事項</u>は第 4208 条水系砂防計画第 2 項(5)に準ずるものとする。</p> <p>(10) 総合検討 受注者は、火山砂防調査および <u>火山砂防計画</u>等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 火山対策砂防調査の成果品 (2) 地形図 (3) 空中写真 <u>(4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）</u> <u>(5) 航空レーザ測量成果</u> <u>(6) 業務に関連する既往調査報告書</u></p>	<p>第 4211 条 火山砂防計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 火山対策砂防施設計画 受注者は、火山対策砂防施設計画について以下の検討を行うものとする。</p> <p>(9) 照査 <u>照査技術者</u>は、<u>設計図書において定めがある場合</u>、<u>第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき照査を <u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。 なお、照査 <u>項目</u>は第 4208 条水系砂防計画第 2 項(5)に準ずるものとする。</p> <p>(10) 総合検討 受注者は、火山砂防調査および火山 <u>対策</u>砂防 <u>施設</u>計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 火山対策砂防調査の成果品 (2) 地形図 (3) 空中写真 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

第4212条 成果品

(1) 水系砂防調査

表 4.2.1 成果品一覧

設計項目	成果品	縮 尺	摘要
現地概査	現地写真		
流域特性調査	流域区分図	1:100,000 ~1:150,000	
	谷次数区分図	1:100,000~1:150,000	
	既往災害土砂災害状況図	1:25,000~1:50,000	
	保全対象位置図	1:25,000~1:150,000	
降雨流出解析	年最大時間雨量・日雨量 異常出水時の毎時雨量表 雨量の確率計算書 計画ハイドログラフ		
地形・地質調査	地形概況図	1:25,000~1:50,000	
	地質概況図	1:25,000~1:50,000	
自然環境調査	国立公園、天然記念物、貴重動植物の分布図	1:25,000~1:50,000	
既存施設調査	施設現況図	1:5,000~1:25,000	
生産土砂量調査	崩壊地分布図	1:5,000~1:25,000	
	溪流調査図		
流送土砂量調査	河床材料調査箇所位置図	1:25,000~1:50,000	
	粒度分布図		
	土砂流送形態分布図	1:5,000~1:25,000	
経済調査	土地利用・法規制状況図	1:25,000~1:50,000	
総合検討	今後の課題と方針		
照査	照査報告書		
報告書作成	報告書		

旧

第4212条 成果品

(1) 水系砂防調査

表 4.2.1 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘要
現地概査	現地写真		
流域特性調査	流域区分図	1:100,000 ~1:150,000	
	谷次数区分図	1:100,000~1:150,000	
	既往災害土砂災害状況図	1:25,00~1:50,000	
降雨流出解析	年最大時間雨量・日雨量 異常出水時の毎時雨量表 雨量の確率計算書 計画ハイドログラフ		
地形・地質調査	地形概況図	1:25,000~1:50,000	
	地質概況図	1:25,000~1:50,000	
自然環境調査	国立公園、天然記念物、貴重動植物の分布図	1:25,000~1:50,000	
既存施設調査	施設現況図	1:5,000~1:25,000	
生産土砂量調査	崩壊地分布図	1:5,000~1:25,000	
	溪流調査図		
流送土砂量調査	河床材料調査箇所位置図	1:25,000~1:50,000	
	粒度分布図		
	土砂流送形態分布図	1:5,000~1:25,000	
経済調査	土地利用・法規制状況図	1:25,000~1:50,000	
報告書作成	報告書		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

(2) 土石流対策調査

表 4.2.2 成果品一覧

設計項目	成果品	縮 尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ、最大礫調査結果、結果とりまとめ		
流域特性調査	地形・地質状況図 荒廃状況図 既往災害状況	1:25,000~1:50,000 1:5,000~1:25,000 1:5,000~1:25,000	
既存施設調査	施設現況図	1:5,000~1:25,000	
移動可能土砂量調査	土砂量調書・位置図・堆積状況図		
土石流によって運搬できる土砂量の調査	土砂量算定資料		
総合検討	今後の課題と方針		
照査	照査報告書		
報告書作成	報告書		

旧

(2) 土石流対策調査

表 4.2.2 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘要
現地調査	現地写真		
流域特性調査	地形・地質状況図 荒廃状況図 既往災害状況	1:25,000~1:50,000 1:5,000~1:25,000 1:5,000~1:25,000	
既存施設調査	施設現況図	1:5,000~1:25,000	
報告書作成	報告書		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

(3) 流木対策調査

表 4.2.3 成果品一覧

設計項目	成果品	縮 尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
流域現況調査	地形・地質状況図	1:25,000~1:50,000	
	林相図	1:5,000~1:25,000	
	荒廃状況図	1:5,000~1:25,000	
	既往災害状況 サンプリング調査結果 保全対象図	1:5,000~1:25,000	
既存施設調査	施設現況図	1:5,000~1:25,000	
流木の発生場所・量・長さ・直径の調査	各調査書		
総合検討	今後の課題と方針		
照査	照査報告書		
報告書作成	報告書		

旧

(3) 流木対策調査

表 4.2.3 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘要
現地調査	現地写真		
流域特性調査	地形・地質状況図	1:25,000~1:50,000	
	林相図	1:5,000~1:25,000	
	荒廃状況図	1:5,000~1:25,000	
	既往災害状況	1:5,000~1:25,000	
既存施設調査	施設現況図	1:5,000~1:25,000	
報告書作成	報告書		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂 (軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略)

(4) 火山砂防調査

表 4.2.4 成果品一覧

設計項目	成果品	縮 尺	摘要
火山活動履歴調査	火山活動履歴図、ルートマップ、結果とりまとめ		
現地調査	現地写真 既往災害状況図	1:5,000~1:25,000	
土砂移動実績図の作成	土砂移動実績図 (ディザスターマップ)	1:25,000~1:50,000	
総合検討	今後の課題と方針		
照査	照査報告書		
報告書作成	報告書		

(5) 水系砂防計画

表 4.2.5 成果品一覧

設計項目	成果品	縮 尺	摘要
現地調査	現地写真		
計画土砂量等検討	流域区分・基準点位置図	1:5,000~1:25,000	
砂防施設配置計画	砂防施設配置計画図	1:5,000~1:25,000	
照査	照査報告書		
総合検討	水系砂防計画の総合検討		
報告書作成	報告書		

旧

(4) 火山砂防調査

表 4.2.4 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘要
火山活動履歴調査	火山活動履歴図		
現地調査	現地写真 既往災害状況図	1:5,000~1:25,000	
土砂移動実績図の作成	土砂移動実績図 (ディザスターマップ)	1:25,000~1:50,000	
報告書作成	報告書		

(5) 水系砂防計画

表 4.2.5 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘要
現地調査	現地写真		
計画土砂量等調査	流域区分・基準点位置図	1:5,000~1:25,000	
砂防施設配置計画	砂防施設配置計画図	1:5,000~1:25,000	
報告書作成	報告書		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

(6) 土石流対策計画

表 4.2.6 成果品一覧

設計項目	成果品	縮 尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
計画流出土砂量の設定	土砂量算定資料		
土石流による被害の推定	保全対象図、被害想定図		
土石流対策施設配置計画	土石流対策施設配置計画図	1:5,000~1:25,000	
照査	照査報告書		
総合検討	土石流対策計画の総合検討		
報告書作成	報告書		

(7) 流木対策計画

表 4.2.7 成果品一覧

設計項目	成果品	縮 尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
計画流量の設定	流量算定資料		
流木による被害の推定	保全対象図、被害想定図		
流木対策施設配置計画	流木対策施設配置計画図	1:5,000~1:25,000	
照査	照査報告書		
総合検討	流木対策計画の総合検討		
報告書作成	報告書		

(6) 土石流対策計画

表 4.2.6 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘要
現地調査	現地写真		
土石流対策施設計画	土石流対策施設配置計画図	1:5,000~1:25,000	
報告書作成	報告書		

(7) 流木対策計画

表 4.2.7 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘要
現地調査	現地写真		
流木対策施設配置計画	流木対策施設配置計画図	1:5,000~1:25,000	
報告書作成	報告書		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

(8) 火山砂防計画

表 4.2.8 成果品一覧

設計項目	成果品	縮 尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
計画対象現象と計画対象量の設定	対象量設定資料		
火山災害予想区域図の作成	火山災害予想区域図	1:5,000~1:25,000	
保全対象の設定	保全対象図、被害想定図		
火山対策砂防施設配置計画	火山対策砂防施設配置計画図	1:5,000~1:25,000	
照査	照査報告書		
総合検討	火山砂防計画の総合検討		
報告書作成	報告書		

旧

(8) 火山砂防計画

表 4.2.8 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘要
現地調査	現地写真		
火山対策施設配置計画	火山対策施設配置計画図	1:5,000~1:25,000	
	火山災害予想区域図	1:5,000~1:25,000	
報告書作成	報告書		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第3章 砂防構造物設計</p> <p>第4303条 砂防えん堤及び床固工予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(4) 配置設計 受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性経済性、維持管理の難易、環境を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を<u>基本として</u>3案立案するものとする。</p> <p>(5) 施設設計検討</p> <p>3) 景観検討 <u>受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の</u>検討を行うものとする。</p> <p>(9) 照査 <u>受注者は、第1108条</u>照査技術者及び照査の実施に基づく<u>くほか</u>、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>1) 基本<u>事項</u>の<u>検討</u>に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置<u>設計諸元</u>、<u>現地条件等</u>の<u>基本事項</u>の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p>	<p>第3章 砂防構造物設計</p> <p>第4303条 砂防えん堤及び床固工予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(4) 配置設計 受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性経済性、維持管理の難易、環境を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案するものとする。</p> <p>(5) 施設設計検討</p> <p>3) 景観検討 <u>関係法令の適切な運用を通じた良好な景観が形成される</u>検討を行うものとする。</p> <p>(9) 照査 <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1107条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>1) 基本<u>条件</u>の<u>決定</u>に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置<u>計画条件および</u>現地条件等基本<u>条件</u>の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4304条 砂防えん堤及び床固工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(4)施設設計</p> <p>1)本土工設計 受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は、<u>特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は</u>以下のとおりとする。</p> <p>3)景観設計 <u>受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計</u>を行うものとする。</p> <p>(5)施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1)施工計画 受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画の概略施工計画<u>及び資材運搬方法</u>を立案するものとする。・・・</p> <p>(7)照査 <u>受注者は、第1108条</u>照査技術者及び照査の実施に基づく<u>ほか</u>、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>1)<u>基本事項決定時の</u>実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2)設計条件、<u>現地条件等</u>の<u>基本事項</u>の整理が終了した段階で、<u>基本事項</u>の運用と手順を確認する。</p> <p>3)詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。</p> <p>4)全ての成果品について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。</p>	<p>第4304条 砂防えん堤及び床固工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(4)施設設計</p> <p>1)本土工設計 受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は、以下のとおりとする。</p> <p>3)景観設計 <u>関係法令の適切な運用を通じた良好な景観が形成される検討</u>を行うものとする。</p> <p>(5)施工計画及び仮設構造物設計</p> <p>1)施工計画 受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路<u>及び</u>、コンクリート打設計画の概略施工計画を立案するものとする。・・・</p> <p>(7)照査 <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1107条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>1)<u>設計条件の決定に際し、</u>実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2)設計条件<u>及び</u>現地条件等、<u>基本条件</u>の整理が終了した段階で、<u>設計基本条件</u>の運用と手順を確認する。</p> <p>3)詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。</p> <p>4)全ての成果品について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 4306 条 溪流保全工予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 施設設計検討 受注者は、予定された計画区間で、配置設計で立案した3案の各比較案について設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。</p> <p>1) 施設設計の範囲 溪流保全工の設計範囲は、<u>特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>①床固工</u> <u>②帯工</u> <u>③護岸工</u> <u>④水制工</u> <u>⑤護床工</u> <u>⑥根固工</u></p> <p>2) 基本図面の作成 3案の施設設計に基づいて、平面図、縦断図、横断図及び <u>1) 施設設計の範囲に係る標準構造図</u>を作成するものとする。</p> <p>3) 景観検討 <u>受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。</u></p> <p>(9) 照査 <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。</u> <u>なお、照査事項は第 4303 条砂防えん堤及び床固工予備設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。</u></p>	<p>第 4306 条 溪流保全工予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 施設設計検討 受注者は、予定された計画区間で、配置設計で立案した3案の各比較案について設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。</p> <p>1) 施設設計の範囲 溪流保全工の設計範囲は、<u>床固工、帯工、護岸工、水制工、渓床保護工、溪畔林とする。</u></p> <p>2) 基本図面の作成 3案の施設設計に基づいて、平面図、縦断図、横断図及び<u>床固工、帯工、護岸工、水制工、渓床保護工、溪畔林の標準構造図</u>を作成するものとする。</p> <p>3) 景観検討 <u>関係法令の適切な運用を通じた良好な景観が形成される</u>検討を行うものとする。</p> <p>(9) 照査 <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p><u>1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</u></p> <p><u>2) 配置計画条件および現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</u></p> <p><u>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</u></p> <p><u>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4307条 溪流保全工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項決定 受注者は、予備設計等の貸与資料と設計図書に指示された事項に基づき、<u>計画対象流量、計画縦断勾配、配置設計等設計諸元</u>、流下断面、床固工・帯工の基本構造、<u>地形地質条件</u>及び環境条件に関する基本事項を決定するものとする。</p> <p>(4) 施設設計 受注者は、設計図書に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき詳細設計を行うものとする。</p> <p>1) 施設設計の範囲 溪流保全工の設計範囲は、<u>特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>①床固工</u> <u>②帯工</u> <u>③護岸工</u> <u>④護床工</u></p> <p>2) 設計図の作成 <u>1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成する。</u></p> <p>3) 附属施設設計 排水工、取水工及び支川の取付工の設計を行う。</p> <p>4) 景観設計 <u>自然と地域に馴染んだ施設の設計を行う。</u></p> <p>(7) 照査 受注者は、<u>第1108条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき照査を<u>実施</u>するものとする。 なお、照査<u>事項</u>は第4304条砂防えん堤及び床固工詳細設計第2項の(7)に準ずるものとする。</p>	<p>第4307条 溪流保全工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項決定 受注者は、予備設計等の貸与資料と設計図書に指示された事項に基づき、配置設計、流下断面、床固工・帯工の基本構造及び環境条件に関する基本事項を決定するものとする。</p> <p>(4) 施設設計 受注者は、設計図書に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき詳細設計を行うものとする。</p> <p>1) 施設設計の範囲 溪流保全工の設計範囲は、<u>床固工、帯工、護岸工、水制工、溪床保護工、溪畔林及び管理用道路とし、それらの詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成する。</u></p> <p>2) 附属施設設計 排水工、取水工及び支川の取付工の設計を行う。</p> <p>3) 景観設計 <u>関係法令の適切な運用を通じた良好な景観が形成される検討を行うものとする。</u></p> <p>(7) 照査 <u>照査技術者</u>は、<u>設計図書において定めがある場合、第1107条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。 なお、照査<u>項目</u>は第4304条砂防えん堤及び床固工詳細設計第2項の(7)に準ずるものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4309条 土石流対策工予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項検討 受注者は、既存資料、<u>現地踏査結果及び溪流の土石流対策計画を基に、予備設計に必要な基本事項の検討を行う</u>ものとする。</p> <p>1) <u>地形・地質条件</u> 受注者は、<u>地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に地形、地盤強度、断層・地すべり等の地形・地質条件の確認、整理を行う。</u></p> <p>2) <u>設計条件</u> 受注者は、<u>土石流対策計画の結果に基づいて、土石流諸元、計画土砂量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。</u></p> <p>3) <u>工種・工法の検討</u> 受注者は、<u>地形・地質条件および設計条件を基に土石流流出土砂量を処理する工法（土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工）及び透過、不透過の機能別形式等の工法・工種を検討するものとする。</u></p> <p>4) <u>構造物の位置の検討</u> 受注者は、<u>地形・地質条件、設計条件、工種・工法の検討結果を基に構造物の位置を検討する。</u></p> <p>5) <u>環境条件検討</u> <u>環境の資料の検討・整理を行い、予備設計の基礎資料とする。</u></p> <p>(5) 施設設計検討 受注者は、<u>配置設計で立案した3案について設計計算を行い、施設設計を行うものとする。</u></p> <p>1) 施設設計の範囲 <u>土石流対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</u></p> <p>① <u>土石流捕捉工</u> ② <u>土石流堆積工</u> ③ <u>土石流発生抑制工</u></p> <p>2) 基本図面作成 受注者は、3案の配置設計に基づいて、<u>一般構造図面</u>を作成するものとする。</p> <p>3) 数量算出 受注者は、基本図面より主要工種の概算数量の算出を行うものとする。</p> <p>4) 景観検討 受注者は、<u>自然と地域に馴染んだ施設の</u>検討を行うものとする。</p>	<p>第4309条 土石流対策工予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項検討 受注者は、既存資料<u>及び</u>現地踏査結果及び溪流の土石流対策計画を基に、<u>土石流の発生頻度、土石流規模を考慮して、土石流流出土砂量を処理する工法（土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工）及び透過、不透過の機能別形式を検討する</u>ものとする。</p> <p>(5) 施設設計検討</p> <p>1) 施設設計の範囲 <u>設計範囲は、土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工とする。</u></p> <p>2) 基本図面作成 受注者は、3案の配置設計に基づいて、<u>標準</u>構造図を作成するものとする。</p> <p>3) 数量算出 受注者は、基本図面より主要工種の概算数量の算出を行うものとする。</p> <p>4) 景観検討 受注者は、<u>関係法令の適切な運用を通じた良好な景観が形成される</u>検討を行うものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>(9) 照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>なお、照査事項は第 4303 条砂防えん堤及び床固工予備設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。</u></p>	<p>(9) 照査</p> <p><u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p><u>1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</u></p> <p><u>2) 配置計画条件および現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</u></p> <p><u>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</u></p> <p><u>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4310条 土石流対策工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、<u>貸与資料を基に現地踏査を行い</u>、計画予定地の河床及び兩岸の地形、地質、隣接する構造物及び土地利用等を確認し・・・</p> <p>(3) 基本事項決定 <u>受注者は、土石流対策工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。</u></p> <p>1) 地質条件・・・ 2) 設計条件・・・ 3) 環境条件・・・</p> <p>(4) 施設設計</p> <p>1) 施設設計の範囲 土石流対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</p> <p>① 土石流捕捉工 ② 土石流堆積工 ③ 土石流発生抑制工</p> <p>2) 設計図の作成 1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い設計図を作成するものとする。</p> <p>3) 附属施設の設計 設計図書に基づき、附属施設の設計を行うものとする。</p> <p>4) 景観検討 各施設については、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行う。</p> <p>(7) 照査 <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。</u> <u>なお、照査事項は第4304条砂防えん堤及び床固工詳細設計第2項の(7)に準ずるものとする。</u></p>	<p>第4310条 土石流対策工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、計画予定地の河床及び兩岸の地形、地質、隣接する構造物及び土地利用等を確認し・・・</p> <p>(3) 基本事項決定</p> <p>1) 地質条件・・・ 2) 設計条件・・・ 3) 環境条件・・・</p> <p>(4) 施設設計 <u>施設設計の範囲は、土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工とし、受注者は、それらの詳細設計に必要な設計計算を行い設計図を作成するものとする。なお、各施設については、関係法令の適切な運用を通じた良好な景観が形成される検討を行うものとする。</u></p> <p>(7) 照査 <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づきくほか、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>1) <u>設計条件決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</u> 2) <u>設計条件及び、現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。</u> 3) <u>詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。</u> 4) <u>全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4311条 流木対策工予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、<u>溪流付近の植生や倒木の状況</u>、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物、保全対象との位置関係及び周辺の土地利用等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 基本事項検討 受注者は、既存資料、現地踏査結果及び溪流の流木対策計画を基に、<u>予備設計に必要な基本事項の検討を行う</u>ものとする。</p> <p>1) 地形・地質条件 <u>受注者は、地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に地形、地盤強度、断層・地すべり等の地形・地質条件の確認、整理を行う。</u></p> <p>2) 設計条件 <u>受注者は、流木対策計画の結果に基づいて、流木・土石流諸元、計画流量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。</u></p> <p>3) 工種・工法の検討 <u>受注者は、地形・地質条件および設計条件を基に山腹斜面崩壊や土石流の発生・流下に伴い発生する計画流量を処理する工法（透過型・不透過型砂防堰堤、流木止め工）を検討するものとする。</u></p> <p>4) 構造物の位置の検討 <u>受注者は、地形・地質条件、設計条件、工種・工法の検討結果を基に構造物の位置を検討する。</u></p> <p>5) 環境条件検討 <u>環境の資料の検討・整理を行い、予備設計の基礎資料とする。</u></p> <p>(4) 配置設計</p> <p>(5) 施設設計検討 <u>受注者は、配置設計で立案した3案について設計計算を行い、施設設計を行うものとする。</u></p> <p>1) 施設設計の範囲 <u>流木対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</u></p> <p>① 流木発生抑制施設 ② 流木捕捉施設</p> <p>2) 基本図面作成 受注者は、3案の配置設計に基づいて、<u>一般</u>構造図面を作成するものとする。</p> <p>3) 数量算出 受注者は、基本図面より主要工種の概算数量の算出を行うものとする。</p> <p>4) 景観検討</p>	<p>第4311条 流木対策工予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物、保全対象との位置関係及び周辺の土地利用等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 基本事項検討 受注者は、既存資料<u>及び</u>現地踏査結果及び溪流の流木対策計画を基に、<u>山腹斜面崩壊や土石流の発生・流下に伴い発生する計画流量を処理する方法（透過型砂防堰堤、流木止め工等）を検討する</u>ものとする。</p> <p>(4) 配置計画</p> <p>(5) 施設設計検討</p> <p>1) 施設設計の範囲 設計範囲は、<u>流木発生抑制施設、流木捕捉施設</u>とする。</p> <p>2) 基本図面作成 受注者は、3案の配置設計に基づいて、<u>標準</u>構造図面を作成するものとする。</p> <p>3) 数量算出 受注者は、基本図面より主要工種の概算数量の算出を行うものとする。</p> <p>4) 景観検討</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>受注者は、<u>基本図面より主要工種の概算数量の算出</u>を行うものとする。</p> <p>(9) 照査 <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。</u> <u>なお、照査事項は第 4303 条砂防えん堤及び床固工予備設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。</u></p>	<p>受注者は、<u>関係法令の適切な運用を通じた良好な景観が形成される設計</u>を行うものとする。</p> <p>(9) 照査 <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u> <u>1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</u> <u>2) 配置計画条件及び、現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</u> <u>3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</u> <u>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 4312 条 流木対策工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項決定 <u>受注者は、流木対策工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。</u></p> <p>2) 設計条件 受注者は、設計流量、<u>流木</u>・土石流諸元、発生流木諸元及び設計定数の整理、計算を行い、</p> <p>(4) 施設設計 <u>受注者は、設計図書に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき詳細設計を行うものとする。</u></p> <p>1) <u>施設設計の範囲</u> <u>流木対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</u></p> <p>① <u>流木発生抑制施設</u> ② <u>流木捕捉施設</u></p> <p>2) 設計図の作成 受注者は、<u>1)施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。</u></p> <p>3) <u>付帯施設の設計</u> <u>設計図書に基づき、付属施設の設計を行うものとする。</u></p> <p>4) <u>景観設計</u> 受注者は、<u>自然と地域に馴染んだ景観設計</u>を行うものとする。</p> <p>(7) 照査 <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。</u> <u>なお、照査事項は第 4304 条砂防えん堤及び床固工詳細設計第 2 項の(7)に準ずるものとする。</u></p>	<p>第 4312 条 流木対策工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項決定</p> <p>2) 設計条件 受注者は、設計流量、土石流諸元、発生流木諸元及び設計定数の整理、計算を行い、</p> <p>(4) 施設設計</p> <p>1) <u>設計計算の範囲</u> <u>受注者は、詳細設計に必要な設計計算を行うものとする。</u></p> <p>2) 設計図の作成 受注者は、<u>設計計算に基づき設計図の作成を行うものとする。</u></p> <p>3) <u>景観設計</u> 受注者は、<u>関係法令の適切な運用を通じた良好な景観が形成される検討</u>を行うものとする。</p> <p>(7) 照査 <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>1) <u>設計条件決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</u></p> <p>2) <u>設計条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。</u></p> <p>3) <u>詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。</u></p> <p>4) <u>全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 4314 条 護岸工予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項検討 <u>受注者は、護岸工の計画条件を確認し、計画対象流量、計画縦断勾配、工種工法、構造物の位置等の計画条件の確認、ならびに地形地質条件、環境条件を検討し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。</u></p> <p>(5) 施設設計検討 1) 施設設計の範囲 <u>護岸工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</u> ① 本體工 ② 基礎工 ③ 根固工 ④ 付属施設 2) 施設設計 <u>受注者は、配置設計で立案した3案の各案について設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。また、自然と地域に馴染んだ施設の景観検討を行うものとする。</u></p> <p>(9) 照査 <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。</u> <u>なお、照査事項は第 4303 条砂防えん堤及び床固工予備設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。</u></p>	<p>第 4314 条 護岸工予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項検討 <u>受注者は、現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種工法、構造物の位置を決定し、基本事項を整理した設計説明書を作成するものとする。</u></p> <p>(5) 施設設計検討 <u>受注者は、配置設計で立案した3案の各案について設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。護岸工の施設設計の範囲は、本體工、基礎工、根固工、付属施設とし、関係法令の適切な運用を通じた良好な景観が形成される検討を行うものとする。</u></p> <p>(9) 照査 <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u> 1) <u>基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</u> 2) <u>配置計画条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項事項の運用と手順を確認する。</u> 3) <u>基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</u> 4) <u>全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4315条 護岸工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項決定 受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に基づき、<u>計画諸元</u>、配置設計、構造諸元、<u>地質条件</u>、環境条件の基本事項を決定するものとする。</p> <p>(4) 施設設計</p> <p>1) <u>施設設計の範囲</u> 護岸工の施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</p> <p>① 本體工 ② 基礎工 ③ 根固工 ④ 付屬施設</p> <p>2) <u>設計図の作成</u> 1) <u>施設設計の範囲において、それらの詳細に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。なお、自然と地域に馴染んだ施設の景観設計を行うものとする。</u></p> <p>(7) 照査 <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。</u> <u>なお、照査事項は第4304条砂防えん堤及び床固工詳細設計第2項の(7)に準ずるものとする。</u></p>	<p>第4315条 護岸工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項決定 受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に基づき、配置設計、構造諸元、環境条件の基本事項を決定するものとする。</p> <p>(4) 施設設計 <u>施設設計の範囲は、本體工、基礎工、根固工、付屬施設とし、それらの詳細に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。なお、関係法令の適切な運用を通じた良好な景観が形成される検討を行うものとする。</u></p> <p>(7) 照査 <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>1) <u>設計条件決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</u></p> <p>2) <u>設計条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。</u></p> <p>3) <u>詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。</u></p> <p>4) <u>全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4317条 山腹工予備設計</p> <p>1. 業務目的 山腹工の予備設計業務は、設計図書に基づく設計条件、<u>地形図、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等</u>を確認し、計画地点の<u>立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え</u>、最適な山腹工の<u>基本諸元を決定</u>することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (3) 基本事項検討 受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種工法、構造物の位置、<u>地形地質条件</u>、環境条件についての基本事項を検討するものとする。</p> <p>(5) 施設設計検討 受注者は、配置設計で立案された3案について、必要に応じて斜面安定計算、設計計算を行い、山腹工の予備設計を行うものとする。</p> <p>1) <u>施設設計の範囲</u> <u>山腹工の施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</u></p> <p>① <u>山腹基礎工</u> ② <u>山腹緑化工</u></p> <p>2) <u>基本図面の作成</u> <u>3案の配置設計に基づいて、平面図、縦断図、横断図及び山腹工の標準構造図を作成するものとする。</u></p> <p>3) <u>景観検討</u> <u>受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。</u></p> <p>(9) 照査 <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。</u> <u>なお、照査事項は第4303条砂防えん堤及び床固工予備設計第2項の(9)に準ずるものとする。</u></p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) <u>測量調査資料</u> 1) <u>地形図（縮尺1/500～1/1,000）</u> 2) <u>縦断図（縮尺縦1/100～1/200、横1/500～1/1,000）</u></p>	<p>第4317条 山腹工予備設計</p> <p>1. 業務目的 山腹工の予備設計は、設計図書に基づく設計条件を確認し、設計地点の<u>地形、地質、隣接構造物、安全性、施工性、経済性、環境の観点から</u>、最適な山腹工の<u>形式を選定</u>することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (3) 基本事項検討 受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種工法、構造物の位置、環境条件についての基本事項を検討するものとする。</p> <p>(5) 施設設計検討 受注者は、配置設計で立案された3案について、必要に応じて斜面安定計算、設計計算を行い、<u>標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。山腹工の施設設計の範囲は、山腹基礎工及び山腹緑化工とし、自然と地域に馴染んだ施設の景観検討</u>山腹工の予備設計を行うものとする。</p> <p>(9) 照査 <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>1) <u>基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</u> 2) <u>配置計画条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</u> 3) <u>基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。</u> 4) <u>全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</u></p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) <u>地形図（縮尺1/500～1/2,000）</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>3) <u>横断面（縮尺 1/100～1/200）</u></p> <p>4) <u>空中写真</u></p> <p>(2) <u>測量調査資料</u></p> <p>1) <u>計画地点周辺の地質文献資料</u></p> <p>2) <u>施設計画地点付近のボーリング調査資料</u></p> <p>(3) <u>その他資料</u></p> <p>1) <u>自然環境調査資料</u></p> <p>2) <u>社会環境調査資料</u></p> <p>3) <u>業務に関連する既往調査報告書</u></p>	<p>(2) <u>縦断面（縮尺 1/200～1/1,000）</u></p> <p>(3) <u>横断面（縮尺 1/200～1/1,000）</u></p> <p>(4) <u>空中写真</u></p> <p>(5) <u>業務に関連する既往調査報告書</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4318条 山腹工詳細設計</p> <p>1. 業務目的 山腹工の詳細設計業務は、予備設計で検討された<u>山腹工の基本諸元により</u>、設計図書に基づく設計条件を確認するとともに、<u>工事に必要な詳細構造を設計</u>し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項決定 受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に示された事項に基づき、<u>設計条件</u>、配置設計、構造諸元、<u>地形地質条件</u>、環境条件の基本事項を決定するものとする。</p> <p>(4) 施設設計</p> <p>1) <u>施設設計の範囲</u> <u>施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。</u></p> <p>① <u>山腹基礎工</u></p> <p>② <u>山腹緑化工</u></p> <p>2) <u>設計図の作成</u></p> <p>1) <u>施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算及び必要に応じて斜面安定計算を行い、設計図を作成するものとする。なお、自然と地域に馴染んだ施設の景観設計を行うものとする。</u></p> <p>(7) 照査 <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。</u> <u>なお、照査事項は第4304条砂防えん堤及び床固工詳細設計第2項の(7)に準ずるものとする。</u></p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) <u>測量調査資料</u></p> <p>1) <u>地形図（縮尺1/500～1/1,000）</u></p> <p>2) <u>縦断図（縮尺縦1/100～1/200、横1/500～1/1,000）</u></p> <p>3) <u>横断図（縮尺1/100～1/200）</u></p>	<p>第4318条 山腹工詳細設計</p> <p>1. 業務目的 山腹工の詳細設計は、予備設計で検討された<u>形状、形式</u>、設計図書に基づく設計条件、<u>及び詳細設計に必要な地質条件等を確認</u>し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項決定 受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に示された事項に基づき、配置設計、構造諸元、環境条件の基本事項を決定するものとする。</p> <p>(4) 施設設計 <u>施設設計の範囲は、山腹基礎工、山腹緑化工とし、自然と地域に馴染んだ施設の景観設計を行うものとする。また、それらの詳細設計に必要な設計計算及び必要に応じて斜面安定計算を行い、設計図を作成するものとする。</u></p> <p>(7) 照査 <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>1) <u>設計条件決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</u></p> <p>2) <u>設計条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。</u></p> <p>3) <u>詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。</u></p> <p>4) <u>全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</u></p> <p>3. 貸与資料 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) <u>予備設計報告書</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>(2) <u>地質調査資料</u></p> <p>1) <u>計画地点周辺の地質文献資料</u></p> <p>2) <u>施設計画地点付近のボーリング調査資料</u></p> <p>(3) <u>その他資料</u></p> <p>1) <u>自然環境調査資料</u></p> <p>2) <u>社会環境調査資料</u></p> <p>3) <u>業務に関連する既往調査報告書</u></p>	<p>(2) <u>設計区域の関連諸元地質調査資料</u></p> <p>(3) <u>設計区域の測量図</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

第4319条 成果品

- (1) 砂防えん堤及び床固工の設計
1) 予備設計の成果品

表 4.3.1 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 地質条件検討 (2) 設計条件検討 (3) 環境条件検討		
配置設計	(1) 砂防えん堤・床固工形式の選定		
	(2) 比較案作成		
施設設計検討	(1) 本體工設計、設計計算、一般構造図面、概算数量		
	(2) 基礎工検討		
	(3) 景観検討		
概算工事費	(1) 概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画検討 (2) 転流工概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理		
	(2) 今後の調査事項		
報告書作成	報告書		
予備設計図	位置図	1:2,500~1:50,000	
	平面図	1:500~1:1,000	
	縦断図	H=1:200~1:1,000	
		V=1:100~1:200	
構造図	1:100~1:500		

第4319条 成果品

- (1) 砂防えん堤及び床固工の設計
1) 予備設計の成果品

表 4.3.1 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
報告書			
基本事項検討	(1) 基本事項の検討		
配置設計	(1) 位置の検討		
	(2) 規模の検討		
	(3) 形式の検討		
施設設計検討	(1) 設計計算書		
	(2) 施設構造検討		
	(3) 基礎工検討		
施工計画概要書	(1) 施工法の検討		
概算工事費	(1) 概算数量		
	(2) 概算工事費		
総合検討	(1) 課題整理		
	(2) 今後の調査事項		
基本図面	位置図	1:2,500~1:50,000	
	平面図	1:500~1:1,000	
	縦断図	H=1:200~1:1,000	
		V=1:100~1:200	
構造図	1:100~1:500		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

- (1) 砂防えん堤及び床固工の設計
2) 詳細設計の成果品

表 4.3.2 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計	(1) 本體工設計、設計計算、設計図面作成 (2) 基礎工設計 (3) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	(1) 数量計算 (2) 数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図 ・堆砂地横断面図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200 1:100~1:200	
	(2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図	1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200	
	(3) 施工計画検討図 ・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:50~1:200	

旧

- (1) 砂防えん堤及び床固工の設計
2) 詳細設計の成果品

表 4.3.2 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
報告書			
基本事項検討	(1) 基本事項の検討 (2) 施設構造の検討		
施設設計検討	(1) 設計計算書 (2) 付属構造物の検討 (3) 基礎工の検討設計		
施工計画概要書	(1) 施工法の検討 (2) 仮設計画の検討		
工事数量計算	(1) 工事数量計算 (2) 概算工事費		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
詳細設計図	(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図 ・堆砂地横断面図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200 1:100~1:200	
	(2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図	1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200	
	(3) 施工計画検討図 ・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:50~1:200	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

- (2) 溪流保全工の設計
1) 予備設計の成果品

表 4.3.3 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 計画対象流量の検討 (2) 平面形の検討 (3) 縦断勾配の検討 (4) 地形地質条件 (5) 環境条件		
配置設計	(1) 法線計画 (2) 床固工・帯工の配置 (3) 縦断計画 (4) 比較案作成		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 施設構造、基本図面作成 (3) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	施工法の検討 (1) 施工計画検討 (2) 転流工検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項		
報告書作成	報告書		
予備設計図	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断図	V=1:100~1:200 H=1:200~1:1,000	
	(4) 横断図	1:100~1:400	
	(5) 標準構造図 ・溪流保全工断面図 ・床固工構造図 ・帯工構造図 ・護岸工構造図	1:50~1:200	

旧

- (2) 溪流保全工の設計
1) 予備設計の成果品

表 4.3.3 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
報告書			
基本事項検討	(1) 計画対象流量の検討 (2) 平面形の検討 (3) 縦断勾配の検討		
配置設計	(1) 床固工、帯工の位置、形状の検討		
施設設計検討	(1) 必要断面の検討（流量計算、余裕高） (2) 断面形状の検討（護岸法勾配、底張りの検討） (3) 護岸形式の検討		
施工計画概要書	(1) 施工法の検討		
概算工事費	(1) 概算数量 (2) 概算工事費		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項		
基本図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断図	V=1:100~1:200 H=1:200~1:1,000	
	(4) 横断図	1:100~1:400	
	(5) 標準構造図 ・溪流保全工断面図 ・床固工構造図 ・帯工構造図 ・護岸工構造図	1:50~1:200	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

- (2) 溪流保全工の設計
2) 詳細設計の成果品

表 4.3.4 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件		
施設設計	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 護岸工付帯構造物設計 (4) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算書	(1) 数量計算 (2) 数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断面図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断面図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	

旧

- (2) 溪流保全工の設計
2) 詳細設計の成果品

表 4.3.4 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
報告書			
基本事項検討	(1) 配置計画 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 環境		
施設設計検討	(1) 床固工 (2) 帯工 (3) 護岸工		
施工計画概要書	(1) 施工法の検討 (2) 仮設計画の検討		
数量計算書	(1) 床固工、帯工、護岸工等構造物 (2) 土工 (3) 付帯工 (4) 仮設工 (5) 雑工		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
詳細設計図	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断面図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断面図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

1) 土石流対策工予備設計の成果品

表 4.3.5 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 工種・工法の検討 (4) 構造物の位置の検討 (5) 環境検討		
配置設計	(1) 構造・材料・高さの検討 (2) 配置案の検討		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 基本図作成 (3) 数量算出 (4) 景観検討		
概算工事費	(1) 概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
予備設計図面	(1) 全体平面図	1:500~1:1,000	
	(2) 全体縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(3) 標準構造図	1:50~1:200	

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

1) 土石流対策工予備設計の成果品

表 4.3.5 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
報告書			
基本事項検討	(1) 流域の土砂処理計画 (2) 対象施設の砂防効果 (3) 形式比較検討		
配置設計	(1) 位置の検討 (2) 規模の検討		
施設設計検討	(1) 各施設の安定検討 (2) 景観との調和検討		
施工計画概要書	(1) 施工法の検討		
概算事業費	(1) 概算数量 (2) 概算工事費		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
基本図面	(1) 全体平面図	1:500~1:1,000	
	(2) 全体縦断図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(3) 標準構造図	1:50~1:200	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

2) 土石流対策工詳細設計の成果品

2) 土石流対策工詳細設計の成果品

表 4.3.6 成果品一覧

表 4.3.6 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 付属施設の設計 (4) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	(1) 数量計算 (2) 数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断面図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断面図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 施工計画図	1:100~1:1,000	

設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
報告書			
基本事項検討	(1) 基本事項の検討 (2) 施設構造の検討		
施設設計検討	(1) 付属構造物の検討 (2) 基礎工の検討 (3) 施工の検討 (4) 各施設の安定検討		
施工計画概要書	(1) 施工法の検討 (2) 仮設計画の検討		
工事数量計算	(1) 工事数量計算 (2) 概算工事費		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
基本図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断面図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断面図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 施工計画図	1:100~1:1,000	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

3) 流木対策工予備設計の成果品

表 4.3.7 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 工種・工法の検討 (4) 構造物の位置の検討 (5) 環境検討		
配置設計	(1) 構造・材料・高さの検討 (2) 配置案の検討		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 基本図作成 (3) 数量算出 (4) 景観検討		
概算工事費	(1) 概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
予備設計図面	(1) 全体平面図	1:500～1:1,000	
	(2) 全体縦断図	縦 1:100～1:200 横 1:500～1:1,000	
	(3) 標準構造図	1:50～1:200	

旧

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

3) 流木対策工予備設計の成果品

表 4.3.7 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
報告書			
基本事項検討	(1) 流域の流木処理計画 (2) 対象施設の砂防効果 (3) 形式比較検討		
配置設計	(1) 位置の検討 (2) 規模の検討		
施設設計検討	(1) 各施設の安定検討 (2) 景観との調和検討		
施工計画概要書	(1) 施工法の検討		
概算事業費	(1) 概算数量 (2) 概算工事費		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
基本図面	(1) 全体平面図	1:500～1:1,000	
	(2) 全体縦断図	縦 1:100～1:200 横 1:500～1:1,000	
	(3) 標準構造図	1:50～1:200	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

4) 流木対策工詳細設計の成果品

4) 流木対策工詳細設計の成果品

表 4.3.8 成果品一覧

表 4.3.8 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 付属施設の設計 (4) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	(1) 数量計算 (2) 数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(1) 平面図	1:500~1:1,000	
	(2) 縦断面図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(3) 横断面図	1:100~1:200	
	(4) 構造図	1:50~1:100	
	(5) 施工計画図	1:100~1:1,000	

設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
報告書			
基本事項検討	(1) 基本事項の検討 (2) 施設構造の検討		
施設設計検討	(1) 付属構造物の検討 (2) 基礎工の検討 (3) 施工の検討 (4) 各施設の安定検討		
施工計画概要書	(1) 施工法の検討 (2) 仮設計画の検討		
工事数量計算	(1) 工事数量計算 (2) 概算工事費		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
基本図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(1) 平面図	1:500~1:1,000	
	(2) 縦断面図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(3) 横断面図	1:100~1:200	
	(4) 構造図	1:50~1:100	
	(5) 施工計画図	1:100~1:1,000	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

(4) 護岸工の設計

1) 予備設計の成果品

表 4.3.9 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 設計条件の検討 (2) 地形地質条件 (3) 環境条件		
配置設計	(1) 形式・規模・構造の検討 (2) 配置案作成		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 標準構造図作成 (3) 概算数量算出 (4) 景観検討		
概算工事費	(1) 概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
予備設計図面	(1) 全体位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:200~1:1,000	

(4) 護岸工の設計

1) 予備設計の成果品

表 4.3.9 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
報告書			
基本事項検討	(1) 設計条件の検討 (2) 工種、工法の検討		
配置設計	(1) 構造物の位置検討 (2) 構造物の規模検討		
施工計画概要書	(1) 施工計画の検討		
概算工事費	(1) 概算数量 (2) 概算工事費		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
基本図面	(1) 全体位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:200~1:1,000	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

- (4) 護岸工の設計
2) 詳細設計の成果品

表 4.3.10 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 設計諸元 (2) 配置計画・構造諸元 (3) 地質条件 (4) 環境条件		
施設設計	(1) 設計計算 (2) 仮設構造物設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算書	(1) 数量計算 (2) 数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断面図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断面図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 付属物詳細図	1:20~1:200	
	(7) 仮設工詳細図	1:50~1:200	

旧

- (4) 護岸工の設計
2) 詳細設計の成果品

表 4.3.10 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
報告書			
基本事項検討	(1) 設計条件の検討		
施設設計検討	(1) 構造物の位置決定 (2) 構造物諸元		
施工計画概要書	(1) 施工法の検討 (2) 仮設計画の検討		
数量計算書	(1) 構造物 (2) 付帯施設 (3) 土工 (4) 仮設備 (5) 雑工		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
基本図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断面図	H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200	
	(4) 横断面図	1:100~1:200	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 付属物詳細図	1:20~1:200	
	(7) 仮設工詳細図	1:50~1:200	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

(5) 山腹工の設計

1) 予備設計の成果品

表 4.3.11 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 設計条件の検討 (2) 工種、工法の検討 (3) 構造物の位置 (4) 地形地質条件 (5) 環境条件		
配置設計	配置案作成		
施設設計検討	(1) 斜面安定計算、設計計算 (2) 基本図面作成 (3) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	施工計画の検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
予備設計図面	(1) 全体位置図 (2) 計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:2,500~1:50,000 1:200~1:500	

(5) 山腹工の設計

1) 予備設計の成果品

表 4.3.11 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮尺	摘要
報告書			
基本事項検討	設計条件の検討 工種、工法の検討		
配置設計	(1) 構造物の位置決定 (2) 構造物の規模決定		
施工計画概要書	(1) 施工法の検討		
概算工事費	概算数量 概算工事費		
総合検討	課題整理 今後の調査項目		
基本図面	全体位置図 計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:2,500~1:50,000 1:200~1:500	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

(5) 山腹工の設計
2) 詳細設計の成果品

表 4.3.12 成果品一覧

設計項目	成果品	縮 尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ、結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 設計条件の検討 (2) 配置設計・構造諸元 (3) 地形地質条件 (4) 環境条件		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	(1) 数量計算 (2) 数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断面図	1:100~1:500	
	(4) 横断面図	1:100~1:500	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 付属物詳細図	1:20~1:200	
	(7) 仮設工詳細図	1:50~1:200	

旧

(5) 山腹工の設計
2) 詳細設計の成果品

表 4.3.12 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮 尺	摘要
報告書			
基本事項検討	設計条件の検討		
施設設計検討	(1) 構造物の位置決定 (2) 構造物諸元		
施工計画概要書	施工法の検討 仮設計画の検討		
数量計算書	構造物 付帯施設 土工 仮設備 雑工		
総合検討	課題整理 今後の解決事項		
詳細設計図	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 平面図	1:500~1:1,000	
	(3) 縦断面図	1:100~1:500	
	(4) 横断面図	1:100~1:500	
	(5) 構造図	1:50~1:100	
	(6) 付属物詳細図	1:20~1:200	
	(7) 仮設工詳細図	1:50~1:200	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4章 地すべり対策調査・計画・設計</p> <p>第4403条 地すべり予備調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) <u>資料収集整理</u> 受注者は、地すべり地あるいは地すべり（周辺）地域について、・・・</p> <p>(5) <u>照査</u> 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(6) <u>総合検討</u> 受注者は、地すべり調査の結果を踏まえ、技術的考察を加え総合的に評価するとともに、今後の課題、留意事項について記述するものとする。</p> <p>第4404条 地すべり概査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) <u>照査</u> 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) <u>総合検討</u> 受注者は、総合検討について、第4403条地すべり予備調査第2項(6)に準じるものとする。</p> <p>第4405条 地すべり機構解析</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(10) <u>照査</u> 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(11) <u>総合検討</u> 受注者は、総合検討について、第4403条地すべり予備調査第2項(6)に準じるものとする。</p>	<p>第4章 地すべり対策調査・計画・設計</p> <p>第4403条 地すべり予備調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) <u>文献調査</u> 受注者は、地すべり地あるいは地すべり（周辺）地域について、・・・</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4404条 地すべり概査</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4405条 地すべり機構解析</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4406条 地すべり対策計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>(5) 照査</u> 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(6) 総合検討</u> 受注者は、地すべり調査および地すべり対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。</p> <p>第4408条 地すべり防止施設予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項の検討 受注者は、<u>現地踏査の結果に基づき</u>地すべり防止施設の工種・構造、位置を決定し予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。</p> <p><u>(8) 施工計画検討</u> 受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、仮設工や資材搬入方法の概略検討を行うものとする。</p> <p><u>(9) 照査</u> 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最終案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p>	<p>第4406条 地すべり対策計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4408条 地すべり防止施設予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項の検討 受注者は、地すべり防止施設の工種・構造、位置、<u>施工性、設計条件、環境条件、経済性、施工による景観や環境への影響、地域計画上の位置付けなど</u>予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8) 照査</u> <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、</u>下記に示す事項を標準として照査を行い、<u>管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 配置計画条件および、現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 基本事項に基づき、最終案を選定した結果についての妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4409条 地すべり防止施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 照査</p> <p><u>受注者</u>は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>基本事項決定時</u>の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 2) 設計条件、<u>現地条件等</u>の<u>基本事項</u>の整理が終了した段階で、<u>基本事項</u>の運用と手順を確認する。 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。 4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。 	<p>第4409条 地すべり防止施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 照査</p> <p><u>照査技術者</u>は、<u>設計図書において定めがある場合</u>、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、<u>管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>設計条件の決定に際し</u>、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 2) 設計条件及び<u>現地条件等</u>基本<u>条件</u>の整理が終了した段階で、<u>設計基本条件</u>の運用と手順を確認する。 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。 4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

第4410条 成果品

(1) 地すべり予備調査

表 4.4.1 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
地形判読及び地すべり地の予察	写真判読の成果・図面	1:500～1:5,000	
概査、製鎖必要斜面の検討	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		

(2) 地すべり概査

表 4.4.2 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
現地調査	現地調査写真	1:500～1:2,000	
既存調査結果の解析	既存調査結果の解析の成果図	1:500～1:2,000	
応急対策の検討	同左		
精査計画の立案	精査計画平面図	1:500～1:2,000	
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		

旧

第4410条 成果品

表 4.4.1 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮尺	
第4403条 地すべり予備調査	(1) 文献調査のとりまとめ		
	(2) 写真判読の成果を表示した図面	1:500～1:5,000	
	(3) 報告書		
第4404条 地すべり概査	(1) 収集資料のとりまとめ成果		
	(2) 現地調査の成果を表示した図面	1:500～1:2,000	
	(3) 既存調査結果の解析の成果を示した図面	1:500～1:2,000	
	(4) 現地調査写真		
	(5) 調査計画平面図※	1:500～1:2,000	
	(6) 計測調査の変動図※		
	(7) 計測データ		
	(8) 報告書		
第4405条 地すべり機構解析	(1) 収集資料のとりまとめ成果		
	(2) ボーリング柱状図※		
	(3) パイプ歪計変動図※		
	(4) 孔内傾斜計変動図※		
	(5) 多層移動量計変動図※		
	(6) 地盤傾斜計変動図※		
	(7) 地盤伸縮計変動図※		
	(8) 地下水水位変動図※		
	(9) 間隙水圧変動図※		
	(10) 地下水垂直検層図※		
	(11) 地下水追跡調査の成果を表示した図面※	1:500～1:1,000	
	(12) 地温探査の成果を表示した図面※	1:500～1:1,000	
	(13) 電気探査の成果を表示した図面※	1:500～1:1,000	
	(14) 地すべり地の平面図、断面図	1:100～1:1,000	
	(15) 報告書		
第4406条 地すべり対策計画	(1) 安定計算のデータ		
	(2) 地すべり防止施設の配置平面図、断面図	1:100～1:1,000	
	(3) 報告書		
第4408条 地すべり防止施設 予備設計	(1) 位置図	1:2,500～1:50,000	
	(2) 一般図	1) 平面図	1:100～1:1,000
		2) 標準断面図	1:100～1:1,000
		3) 主要構造図	1:10～1:100
	(3) 概略設計計算書		
	(4) 概略数量計算書		
(5) 概算工事費			
(6) 報告書			
第4409条 地すべり防止施設 詳細設計	(1) 位置図	1:2500～1:50,000	
	(2) 平面図	1:500～1:1,000	
	(3) 縮尺断面図	H=1:200～1:1,000 V=1:100～1:200	
	(4) 横断面図	1:100～1:200	
	(5) 標準断面図	1:100～1:200	
	(6) 構造図	1) 構造物詳細図	1:50～1:100
		2) 展開図***	1:50～1:500
		3) 配筋図***	1:10～1:100
		4) 土工図***	1:50～1:500
	(7) 設計計算書		
	(8) 数量計算書		
	(9) 施工計画書		
	(10) 報告書		

※：特記仕様書に指示された場合に作成する。

※※：施設の種類に応じて作成する。

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

(3) 地すべり機構解析

表 4.4.3 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
地質調査結果の解析	同左		
地下水調査結果の解析	同左		
移動量調査結果の解析	同左		
すべり面調査結果の解析	同左		
土質調査結果の解析	同左		
現地精査	同左		
機構解析	地すべり地の平面図、断面図	1:100～1:1,000	
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		

(4) 地すべり対策計画

表 4.4.4 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
安定解析	安定計算結果		
対策計画	地すべり防止施設の配置平面図、断面図	1:100～1:1,000	
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂 (軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略)

旧

(5) 地すべり防止施設予備設計

表 4.4.5 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項の検討	基本事項の検討		
配置設計	配置案(3案)		
施設設計検討	(1) 施設の規模、形状 (2) 景観検討		
概算工事費	同左		
最適案の選定	同左		
施工計画検討	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		
基本図面	(1) 位置図 (2) 平面図 (3) 標準断面図 (4) 主要構造図	1:2,500~1:50,000 1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:10~1:100	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計</p> <p>第4503条 急傾斜地予備調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 資料収集整理</p> <p>受注者は、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、地形図、地質図、その他地形図・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した崩壊の事例とその履歴、復旧工法に関する資料、既存の調査資料を収集するものとする。また、斜面周辺の自然・社会環境等に関する資料収集では、法指定状況・植生・動物・土地利用計画・開発状況・文化財・地域防災計画などの項目について資料を収集するものとする。</p> <p>(3) 写真判読</p> <p>受注者は、発注者より貸与される空中写真を用いて、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、崩壊の徴候を示す微地形、その範囲・形状、移動方向、周辺における旧崩壊地形とその形態、位置を判読するものとする。</p> <p>また、設計図書に基づき、急傾斜地崩壊危険斜面の予察を行うものとする。予察では、設計図書に示す対象地域における急傾斜地の地形的な特徴を事例・文献より整理、推定したうえで、急傾斜地の地形的特徴に着目して急傾斜地の判読を行うほか、予察に必要な地質、地質構造を反映していると考えられる地形、その他の微地形要素・特徴について判読を行うものとする。</p> <p><u>(5) 照査</u></p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(6) 総合検討</u></p> <p>受注者は、急傾斜地調査の結果を踏まえ、技術的考察を加え総合的に評価するとともに、今後の課題、留意事項について記述するものとする。</p> <p>第4504条 急傾斜地概査</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>(6) 照査</u></p> <p>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(7) 総合検討</u></p> <p>受注者は、総合検討について、第4503条急傾斜地予備調査第2項(6)に準じるものとする。</p>	<p>第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計</p> <p>第4503条 急傾斜地予備調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 資料収集整理</p> <p>受注者は、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、地形図、地質図、その他地形図・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した崩壊の事例とその履歴、復旧工法に関する資料、既存の調査資料、斜面周辺の自然・社会環境等に関する資料収集では、法指定状況・植生・動物・土地利用計画・開発状況・文化財・地域防災計画などの項目について資料を収集するものとする。</p> <p>(3) 写真判読</p> <p>受注者は、発注者より貸与される空中写真を用いて、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、崩壊の徴候を示す微地形、その範囲・形状、移動方向、周辺における旧崩壊地形とその形態、位置を判読するものとする。</p> <p>また、設計図書に基づき、急傾斜地崩壊危険斜面の予察を行うものとする。予察では、設計図書に示す地域において、急傾斜地崩壊危険斜面の予察に必要な地形要素について判読するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4504条 急傾斜地概査</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 4505 条 急傾斜地機構解析</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 調査測線の設定 受注者は、概査の結果に基づいて、設計図書に示す 急傾斜地 崩壊（危険）斜面に調査測線を設定するものとする。副測線は、補助的に調査する必要がある場合に設定するものとする。</p> <p>(7) 土質調査結果の解析 受注者は、発注者より貸与される土質調査の結果に基づいて、急傾斜地 崩壊（危険）斜面の地盤強度、崩壊（すべり）面の強度を解析するものとする。</p> <p>(9) 機構解析</p> <p>2) 素因・誘因の検討 受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、急傾斜地 崩壊（危険）斜面の崩壊発生の原因を素因、誘因に分けて検討するものとする。</p> <p>3) 発生・運動機構の総合検討 受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、急傾斜地 崩壊（危険）斜面の移動状況、崩壊（すべり）面の形状・位置、移動範囲、移動土量、崩壊の影響等の発生・運動機構を総合的に検討するものとする。</p> <p>4) 解析図の作成 受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、本号 1)・3)の結果に基づいて、急傾斜地 崩壊（危険）斜面の平面図、断面図を作成するものとする。また、必要に応じて副測線や横断測線についても断面図を作成するものとする。 断面図には、崩壊（すべり）面、地下水位（最高水位、最低水位）ボーリング柱状図、地層区分（線）、風化区分（線）、各種の調査・試験結果（地下水流動面、崩壊（すべり）面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布など）、地表すべり面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布等）、地表の亀裂・変状の位置、湧水の位置、保全対象の位置等^等を記載するものとする。 平面図には、基盤岩（不動岩）の分布、基盤岩（不動岩）の走向・傾斜、崩積土の分布、崩壊（想定）範囲、滑動状況、地表面の変状の分布、湧水位置、地下水流下経路^等を記載するものとする。</p> <p><u>(10) 照査</u> 受注者は、<u>第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(11) 総合検討</u> 受注者は、<u>総合検討について、第 4503 条急傾斜地予備調査第 2 項(6)に準じるものとする。</u></p>	<p>第 4505 条 急傾斜地機構解析</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 調査測線の設定 受注者は、概査の結果に基づいて、設計図書に示す崩壊（危険）斜面に調査測線を設定するものとする。副測線は、補助的に調査する必要がある場合に設定するものとする。</p> <p>(7) 土質調査結果の解析 受注者は、発注者より貸与される土質調査の結果に基づいて、崩壊（危険）斜面の地盤強度、崩壊（すべり）面の強度を解析するものとする。</p> <p>(9) 機構解析</p> <p>2) 素因・誘因の検討 受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、崩壊（危険）斜面の崩壊発生の原因を素因、誘因に分けて検討するものとする。</p> <p>3) 発生・運動機構の総合検討 受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、崩壊（危険）斜面の移動状況、すべり（崩壊）面の形状・位置、移動範囲、移動土量、崩壊の影響等の発生・運動機構を総合的に検討するものとする。</p> <p>4) 解析図の作成 受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、本号 1)・3)の結果に基づいて、崩壊（危険）斜面の平面図、断面図を作成するものとする。また、必要に応じて副測線や横断測線についても断面図を作成するものとする。 断面図には、すべり（崩壊）面、地下水位（最高水位、最低水位）ボーリング柱状図、地層区分（線）、風化区分（線）、各種の調査・試験結果（地下水流動面、すべり^面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布など）、地表すべり面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布等）、地表の亀裂・変状の位置、湧水の位置、保全対象の位置を記載するものとする。 平面図には、基盤岩（不動岩）の分布、基盤岩（不動岩）の走向・傾斜、崩積土の分布、崩壊（想定）範囲、滑動状況、地表面の変状の分布、湧水位置、地下水流下経路を記載するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4506条 急傾斜地崩壊対策計画</p> <p>1. 業務目的 本業務は、急傾斜地崩壊調査の結果に基づいて、<u>急傾斜地</u>斜面の崩壊に対する安定度の検討を行い、また、崩壊を防止、あるいは被害を軽減するための対策計画の検討を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 安定解析</p> <p>1) 現状の安定度 受注者は、機構解析の成果に基づいて、<u>急傾斜地</u>崩壊（危険）斜面の現状の安定度を決定するものとする。</p> <p>2) 安定計算 受注者は、機構解析の成果に基づいて、また、各種のデータを吟味して、安定度の検討に使用する崩壊可能土塊の単位体積重量、安定計算式、崩壊面の土質強度定数、残留間隙水圧の分布、現状の地下水位等について検討し、決定するものとする。 受注者は、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、機構解析で検討した崩壊（すべり）面に基づいて安定計算を行うものとする。</p> <p>(4) 対策計画</p> <p>1) 基本方針の検討 受注者は、設計図書に示す<u>急傾斜地</u>崩壊（危険）斜面についての現状、直接的、間接的な被害を検討し、その結果に基づいて対策の必要性、緊急性について検討するものとする。</p> <p><u>(5) 照査</u> 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(6) 総合検討</u> 受注者は、急傾斜地調査および急傾斜地崩壊対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。</p>	<p>第4506条 急傾斜地崩壊対策計画</p> <p>1. 業務目的 本業務は、急傾斜地崩壊調査の結果に基づいて、斜面の崩壊に対する安定度の検討を行い、また、崩壊を防止、あるいは被害を軽減するための対策計画の検討を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 安定解析</p> <p>1) 現状の安定度 受注者は、機構解析の成果に基づいて、崩壊（危険）斜面の現状の安定度を決定するものとする。</p> <p>2) 安定計算 受注者は、機構解析の成果に基づいて、また、各種のデータを吟味して、安定度の検討に使用する崩壊可能土塊の単位体積重量、安定計算式、崩壊面の土質強度定数、残留間隙水圧の分布、現状の地下水位について検討し、決定するものとする。 受注者は、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、機構解析で検討した崩壊（すべり）面に基づいて安定計算を行うものとする。</p> <p>(4) 対策計画</p> <p>1) 基本方針の検討 受注者は、設計図書に示す崩壊（危険）斜面についての現状、直接的、間接的な被害を検討し、その結果に基づいて対策の必要性、緊急性について検討するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項の検討 受注者は、<u>現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種・工法、構造物の位置を決定し、予備設計に必要な基本事項の検討</u>を行うものとする。</p> <p><u>(4) 配置設計</u> 受注者は、<u>急傾斜地崩壊（危険）斜面の地形・地質、崩壊機構、規模、運動形態、運動速度等を考慮し、また、基本事項の検討結果を踏まえて抑制工と抑止工を適切に組み合わせ、比較検討案を立案するものとする。</u></p> <p><u>(5) 施設設計</u></p> <p>3) 景観検討 受注者は、<u>自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。</u></p> <p><u>(7) 照査</u> 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づく<u>ほか</u>、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基本<u>事項</u>の<u>検討</u>に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 2) 配置<u>設計諸元</u>、<u>現地条件等</u>の<u>基本事項</u>の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。 4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。 	<p>第4508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項の検討 受注者は、<u>以下に示す急傾斜地崩壊防止施設の事項（構造特性・施工性・環境条件・設計条件・経済性）について技術的検討</u>を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 施設設計</u></p> <p>3) 景観検討 自然と地域に馴染んだ施設の検討を行う。</p> <p><u>(6) 照査</u> <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合</u>、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基本<u>条件</u>の<u>決定</u>に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 2) 配置<u>計画条件および</u>現地条件等基本<u>条件</u>の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。 4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 4509 条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項決定 受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。</p> <p><u>1) 地形・地質条件</u> 受注者は、<u>地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層等の地形・地質条件の確認、整理を行うものとする。</u></p> <p><u>2) 設計条件</u> 受注者は、<u>設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。</u></p> <p><u>3) 環境条件</u> 受注者は、<u>環境の資料の確認、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。</u></p> <p>(7) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づく<u>ほか</u>、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする。</p> <p>1) <u>基本事項決定時</u>の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。</p> <p>2) 設計条件、現地条件等<u>の</u>基本<u>事項</u>の整理が終了した段階で、基本<u>事項</u>の運用と手順について照査を行う。</p> <p>3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法についてその妥当性を照査し、全体一般図について照査・確認を行うものとする。</p> <p>4) 全ての成果品について正確性、適切性、および整合性に着目し照査を行う。</p>	<p>第 4509 条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項決定 受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。</p> <p>(7) 照査 <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合</u>、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>1) <u>設計条件の決定に際し</u>、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。</p> <p>2) 設計条件<u>および</u>、現地条件等、<u>基本条件</u>の整理が終了した段階で、<u>設計基本条件</u>の運用と手順について照査を行う。</p> <p>3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法についてその妥当性を照査し、全体一般図について照査・確認を行うものとする。</p> <p>4) 全ての成果品について正確性、適切性、および整合性に着目し照査を行う。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

第4510条 成果品

(1) 急傾斜地予備調査

表 4.5.1 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
写真判読	写真判読成果、図面	1:500～1:5,000	
概査、精査必要斜面の検討	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(2) 急傾斜地概査

表 4.5.2 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
現地調査	(1) 地形調査 (2) 地質調査 (3) 環境要因調査 (4) 保全対象調査		
応急対策の検討	同左		
精査計画の立案	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

旧

第4510条 成果品

表 4.5.1 成果品一覧

設計項目	成果品項目	縮尺	
第4503条 急傾斜地予備調査	(1)収集資料のとりまとめ成果		
	(2)写真判読の成果を表示した図面	1:500～1:5,000	
	(3)報告書		
第4504条 急傾斜地概査	(1)収集資料のとりまとめ成果		
	(2)写真判読の成果を表示した図面	1:500～1:2,000	
	(3)現地踏査写真		
	(4)調査計画平面図*	1:500～1:2,000	
	(5)計測調査の変動図*		
	(6)計測データ*		
	(7)報告書		
第4505条 急傾斜地 機構解析	(1)収集資料のとりまとめ成果		
	(2)ボーリング柱状図*		
	(3)パイプ歪形変動図*		
	(4)地盤傾斜計変動図*		
	(5)地盤伸縮計変動図*		
	(6)地下水位変動図*		
	(7)間隙水圧変動図*		
	(8)地下垂直変動図*		
	(9)地下追跡調査の成果を表示した図面*	1:500～1:1,000	
	(10)崩壊(危険)斜面の平面図、断面図	1:500～1:1,000	
	(11)報告書		
第4506条 急傾斜地 崩壊対策計画	(1)安定計算のデータ		
	(2)急傾斜地崩壊防止施設の配置平面図、断面図	1:500～1:1,000	
	(3)報告書		
第4508条 急傾斜地 崩壊防止 施設 予備設計	(1)全体配置図	1:5,000～1:25,000	
	(2)一般図	1)平面図	1:100～1:1,000
		2)標準断面図	1:100～1:1,000
		3)主要構造図	1:10～1:100
	(3)概略設計計算書		
	(4)概算工事費		
(5)概略数量計算書			
第4509条 急傾斜地 崩壊防止施設詳細設 計	(1)全体位置図	1:5,000～1:25,000	
	(2)平面図	1:200～1:1,000	
	(3)縦・横断面図	1:100～1:1,000	
	(4)標準断面図	1:100～1:1,000	
	(5)構造図	1) 構造物詳細図	1:10～1:100
		2) 展開図***	1:50～1:500
		3) 配筋図***	1:50～1:100
		4) 土工図***	1:50～1:500
	(6)設計計算書		
	(7)数量計算書		
(8)施工計画書			
(9)報告書			

*：特記仕様書に指示された場合に作成する。***：施設の種類に応じて作成する。

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂 (軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略)

旧

(3) 急傾斜地機構解析

表 4.5.3 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
調査路線の選定	同左		
地質精査結果の解析	(1) 崩壊位置・規模の推定 (2) 崩壊面の推定 (3) 土層構成・土層強度		
地下水調査結果の解析	(1) 地下水付近の土壌の透水性、透水性の連続性 (2) 地下水の流動性 (3) 感水水圧、地下水位の状況 (4) 地下水の流下・供給経路		
斜面挙動調査結果の解析	同左		
土質調査結果の解析	同左		
現地精査	(1) 地形調査 (2) 地質調査 (3) 湧水調査 (4) 植生調査 (5) 対策工調査 (6) 景観調査		
機構解析	(1) 崩壊形態の推定 (2) 素因・誘因の検討 (3) 発生・運動機構の検討 (4) 解析図の作成		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

(4) 急傾斜地崩壊対策計画

表 4.5.4 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
安定解析	(1) 現状の安定度 (2) 安定計算		
対策計画	(1) 基本方針の検討 (2) 警戒・避難計画の検討 (3) 対策計画の検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(5) 急傾斜地崩壊防止施設予備設計

表 4.5.5 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項検討	(1) 基本事項の検討		
配置設計	(1) 位置の検討 (2) 規模の検討 (3) 形式の検討		
施設設計検討	(1) 施設設計の範囲 (2) 主要構造物の概略設計 (3) 数量算出 (4) 環境検討 (5) 有効活用検討		
概算工事費	(1) 概算工事費		
最適案の選定	(1) 最適案の選定		
施工計画検討	(1) 施工計画検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		
基本図面	(1) 全体配置図 (2) 平面図 (3) 標準断面図 (4) 主要構造図	1:5,000~25,000 1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:10~1:100	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

第6章 雪崩対策調査・計画・設計

第4603条 雪崩予備調査

2. 業務内容

(3) 現地踏査

受注者は、現地踏査を行って、地形、植生、地盤状況、既設の防災対策施設等の概要を把握するものとする。

(6) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 総合検討

受注者は、雪崩調査の結果を踏まえ、技術的考察を加え総合的に評価するとともに、今後の課題、留意事項について記述するものとする。

第4604条 雪崩解析調査

2. 業務内容

(3) 現地踏査

受注者は、現地踏査を行って対象となる地点について、斜面の形状、樹木の倒伏や折損、地表の擦削、既設の雪崩防止施設の状況把握を行うものとする。

(8) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(9) 総合検討

受注者は、総合検討について、第4603条雪崩予備調査第2項(7)に準じるものとする。

第6章 雪崩対策調査・計画・設計

第4603条 雪崩予備調査

2. 業務内容

(2) 現地調査

受注者は、現地調査を行って、地形、植生、地盤状況、既設の防災対策施設等の概要を把握するものとする。

(新設)

(新設)

第4604条 雪崩解析調査

2. 業務内容

(2) 現地調査

受注者は、対象となる地点について、斜面の形状、樹木の倒伏や折損、地表の擦削、既設の雪崩防止施設の状況把握を行うものとする。

(新設)

(新設)

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4605条 雪崩防止施設計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>(2) 資料収集整理</u> 受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理ととりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。</p> <p><u>(5) 照査</u> 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(6) 総合検討</u> 受注者は、雪崩調査および雪崩防止施設計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。</p>	<p>第4605条 雪崩防止施設計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第4607条雪崩防止施設予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、<u>貸与資料を基に</u>現地踏査を行い、雪崩防止施設の配置計画地点の地形、地質、植生、周辺の構造物、土地利用、規制条件等を把握し、また、工事用道路、仮排水、施工ヤード等の検討、施設の設計に必要な現地の状況を把握するものとする。なお、現地調査を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し指示を受けるものとする。</p> <p><u>(4) 配置設計</u> 受注者は、検討した基本事項に基づき、雪崩防止施設について安全性、施工性、経済性、環境面、保全等の各側面から有力な工法を比較・検討するものとする。</p> <p><u>(7) 照査</u> 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基本事項の<u>検討</u>に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。 4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。 	<p>第4607条雪崩防止施設予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、現地踏査を行い、雪崩防止施設の配置計画地点の地形、地質、植生、周辺の構造物、土地利用、規制条件等を把握し、また、工事用道路、仮排水、施工ヤード等の検討、施設の設計に必要な現地の状況を把握するものとする。なお、現地調査を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し指示を受けるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) 照査</u> <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、</u>第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、<u>管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基本条件の<u>決定</u>に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 2) 配置計画条件及び現地条件等基本条件の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。 4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 4608 条 雪崩防止施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項決定</p> <p>受注者は、予備設計等の資料及び設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。</p> <p><u>1) 地形・地質条件</u></p> <p><u>受注者は、地形図、地質調査資料および現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層等の地形・地質条件の確認、整理を行うものとする。</u></p> <p><u>2) 設計条件</u></p> <p><u>受注者は、設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。</u></p> <p><u>3) 環境条件</u></p> <p><u>受注者は、環境の資料の確認、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。</u></p> <p>(7) 照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u></p> <p>1) <u>基本事項決定時</u>の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 設計条件、現地条件等の基本<u>事項</u>の整理が終了した段階で、基本<u>事項</u>の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p> <p><u>(8) 総合検討</u></p> <p><u>受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。</u></p>	<p>第 4608 条 雪崩防止施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項決定</p> <p>受注者は、予備設計等の資料及び設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。</p> <p>(7) 照査</p> <p><u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</u></p> <p>1) <u>設計条件事項の決定に際し、</u>実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。</p> <p>2) 設計条件<u>及び</u>、現地条件等の基本<u>条件</u>の整理が終了した段階で、<u>設計基本条件</u>の運用と手順を確認する。</p> <p>3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。</p> <p>4) 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

第4609条 成果品

(1) 雪崩予備調査

表 4.6.1 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
現地調査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
冬季気象特性の把握	気象推移図		
写真判読	撮影時期別雪崩判読図	1:2,000~1:10,000	
	雪崩等判読集成図	1:2,000~1:10,000	
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題の整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(2) 雪崩解析調査

表 4.6.2 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
現地調査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
雪崩発生危険度の解析 雪崩到達範囲の解析	現況積雪深分布図	1:10,000~1:25,000	
	計画積雪深分布図	1:10,000~1:25,000	
	雪崩危険度分布図	1:2,000~1:10,000	
雪崩シミュレーション 解析	雪崩シミュレーション結果表示図	1:2,000~1:10,000	
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 総合検討評価表 (2) 技術的事項・課題の整理 (3) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

旧

第4609条 成果品

表 4.6.1 成果品一覧(1)

設計項目	成果品項目	縮尺	
第4603条 雪崩 予備調査	(1)報告書		
	(2)資料目録* 1		
	(3)気象推移図		
	(4)雪崩判読関係	撮影時期別雪崩判読図	1:2,000~1:10,000
		雪崩等判読集成図	1:2,000~1:10,000
(5)現地写真			
第4604条 雪崩 解析調査	(1)報告書		
	(2)資料目録* 1		
	(3)現況積雪深分布図	1:10,000~1:25,000	
	(4)計画積雪深分布図	1:10,000~1:25,000	
	(5)雪崩危険度分布図	1:2,000~1:10,000	
	(6)雪崩シミュレーション結果表示図 (雪崩速度及び衝撃力)	1:2,000~1:10,000	
	(7)総合検討評価表		
	(8)現地写真		
第4605条 雪崩防止 施設計画	(1) 報告書		
	(2) 資料目録* 1		
	(3) 雪崩対策施設検討表		
	(4) 雪崩対策施設配置計画図		
	(5) 現地写真		

※1：資料としての既往報告書、地形図、空中写真、気象資料、文献等の名称。

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

(3) 雪崩防止施設計画

表 4.6.3 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
基本方針の検討 防止施設計画検討	雪崩対策施設検討表 雪崩対策施設配置計画図		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題の整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(4) 雪崩防止施設予備設計

表 4.6.4 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項検討	基本事項の検討		
配置設計	配置案3案の立案、比較表作成		
施設設計検討	(1) 主要構造物の概略設計 (2) 景観検討		
概算工事費	概算工事費算定表		
最適案の選定	最適案比較表		
施工計画検討	施工計画検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題の整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	対策施設配置平面図 対策施設配置断面図 構造一般図（平面図） 構造一般図（断面図） 構造一般図（正面図）	1:50～1:500 1:50～1:500 1:10～1:50 1:10～1:50 1:10～1:50	

表 4.6.2 成果品一覧(2)

設計項目	成果品項目	縮尺		
第 4607 条 雪崩防止施設 予備設計	(1)報告書			
	(2)資料目録			
	(3)工法比較表			
	(4)主要構造物 の概略設計図	対策施設配置平面図	1:50～1:500	
		対策施設配置断面図	1:50～1:500	
		構造一般図(平面図)	1:10～1:50	
		構造一般図(断面図)	1:10～1:50	
		構造一般図(正面図)	1:10～1:50	
	(5)概算工事費算定表			
	(6)照査報告書			
(7)現地写真				
第 4608 条 雪崩防止施設 詳細設計	(1)報告書			
	(2)資料目録			
	(3)対策施設 設計関係の図 書	施設設計図	構造一般図	1:5～1:50
			構造平面図	1:5～1:50
			構造縦断面図	1:5～1:50
			構造横断面図	1:5～1:50
			構造詳細図	1:5～1:50
			上部工詳細図	1:5～1:50
			下部工配筋図	1:5～1:50
			基礎工配筋図	1:5～1:50
	付属施設設計図	1:5～1:50		
	設計計算書			
	数量計算書			
(4)施工計画及び仮設計画に 関する図書	施工計画書 仮設構造図	1:10～1:500		
(5)照査報告書				
(6)現地写真				

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第4編 砂防及び地すべり対策編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

(5) 雪崩防止施設詳細設計

表 4.6.5 成果品一覧

設計項目	成果品	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項決定	(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計	(1) 詳細設計 (2) 付属施設の設計 (3) 設計計算書 (4) 景観設計		
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物図	1:10～1:500	
数量計算	数量計算書		
最適案の選定	最適案比較表		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題の整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		
施設設計図	構造一般図 構造平面図 構造縦断面図 構造横断面図 構造詳細図 上部工詳細図 下部工配筋図 基礎工配筋図	1:5～1:50 1:5～1:50 1:5～1:50 1:5～1:50 1:5～1:50 1:5～1:50 1:5～1:50 1:5～1:50	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第1章 ダム環境調査</p> <p>第2節 環境影響評価 本調査は、「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（<u>（平成25年4月1日国土交通省令第1号）</u>）以下<u>この節において「技術指針省令」という</u>）に準拠して実施するものとする。</p> <p>第5102条 環境影響評価の区分 環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。 (1) <u>計画段階配慮書（案）の作成</u> (2) 方法書（案）の作成 (3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 (4) 調査 (5) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 (6) 準備書（案）の作成 (7) 評価書（案）の作成 (8) 評価書の補正等</p> <p>第5103条 計画段階配慮書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、<u>計画段階配慮書（以下この節において「配慮書」という。）に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。</u></p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、<u>業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</u></p> <p>(2) <u>対象事業内容（事業特性）の把握</u> 受注者は、<u>技術指針省令第四条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</u></p> <p>(3) <u>現地踏査</u> 受注者は、<u>設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。</u></p>	<p>第1章 ダム環境調査</p> <p>第2節 環境影響評価 本調査は、「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（以下「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。</p> <p>第5102条 環境影響評価の区分 環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。 (新設) (1) 方法書（案）の作成 (2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 (3) 調査 (4) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討 (5) 準備書（案）の作成 (6) 評価書（案）の作成 (7) 評価書の補正等</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>(4) <u>対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握</u> <u>受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第四条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という）を把握するものとする。</u></p> <p>(5) <u>計画段階配慮事項の選定</u> <u>受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第五条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。</u></p> <p>(6) <u>調査、予測及び評価の手法の選定</u> <u>受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針省令第六～十条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</u></p> <p>(7) <u>配慮書（案）の作成</u> <u>受注者は、前（2）～（6）を基に、配慮書（案）を作成するものとする。また、配慮書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。</u></p> <p>(8) <u>位置等に関する複数案の設定</u> <u>受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業が実施されるべき区域の位置又は規模に関する複数案を適切に設定するものとする。</u></p> <p>(9) <u>照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>(10) <u>報告書作成</u> <u>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>※ 第 5103 条追加により、以降、条ずれ（2104～2121 条）</p> </div>	<p>（新設）</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第5104条 方法書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令第十七条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 対象事業内容（事業特性）の把握 受注者は、技術指針省令第二十条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</p> <p>(4) 対象事業実施区域及び周囲の概況 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第二十条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という。）を把握するものとする。</p> <p>(5) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。</p> <p>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p>(7) 方法書（案）の作成 受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令第十七条に掲げる事項の主旨に従い、方法書（案）を作成するものとする。 また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。</p> <p>(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定 受注者は、技術指針省令第十八条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。</p> <p>(9) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p>	<p>第5103条 方法書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令第二条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 対象事業内容（事業特性）の把握 受注者は、技術指針省令第五条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</p> <p>(4) 対象事業実施区域及び周囲の概況 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第五条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という。）を把握するものとする。</p> <p>(5) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第六条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。</p> <p>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第七～十二条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p>(7) 方法書（案）の作成 受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令第二条に掲げる事項の主旨に従い、方法書（案）を作成するものとする。 また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。</p> <p>(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定 受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 5105 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令 第二十条 に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 事業特性の把握 受注者は、技術指針省令 第二十条 第 1 項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、設計図書に示される資料より見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(3) 地域特性の把握 受注者は、技術指針省令 第二十条 第 1 項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(4) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 第二十一条 に従い、必要に応じ、標準項目に対して項目の削除又は追加を行うことにより当該事業の環境影響評価の項目を選定するものとする。</p> <p>(5) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令 第二十二～二十七条 に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。</p> <p>(6) 照査 <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第 5104 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令 第五条 に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 事業特性の把握 受注者は、技術指針省令 第五条 第 1 項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、設計図書に示される資料より見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(3) 地域特性の把握 受注者は、技術指針省令 第五条 第 1 項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(4) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 第六条 に従い、必要に応じ、標準項目に対して項目の削除又は追加を行うことにより当該事業の環境影響評価の項目を選定するものとする。</p> <p>(5) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令 第七～十二条 に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 5106 条 調査</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 <u>第二十四条</u> に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 調査 1) 受注者は、対象事業において選定された項目の調査の手法に基づき、調査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等を具体的に明記した調査の計画を作成するものとする。 なお調査計画の作成にあたっては、省令 <u>第二十四条第 2 項～第 4 項</u> に配慮するものとする。</p> <p><u>(4) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第 5105 条 調査</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 <u>第九条</u> に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 調査 1) 受注者は、対象事業において選定された項目の調査の手法に基づき、調査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等を具体的に明記した調査の計画を作成するものとする。 なお調査計画の作成にあたっては、省令 <u>第九条第 2 項～第 6 項</u> に配慮するものとする。</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 5107 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 第二十五条、第二十六条 に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令 第二十八条 に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 予測</p> <p>1) 受注者は、技術指針省令 第二十五条 の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象期間等を具体的に明記した予測の計画を作成した上で予測を実施する。予測に当たっては、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。</p> <p>(3) 環境保全措置の検討 受注者は、技術指針省令 第二十九条～第三十一条 の主旨に従い必要に応じて適切に環境保全措置の検討を行うものとする。</p> <p>(4) 事後調査の検討 受注者は、技術指針省令 第三十二条 の主旨に従い必要に応じて事後調査の項目及び手法について検討を行うものとする。</p> <p>(5) 評価 受注者は、技術指針省令 第二十六条 の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果を踏まえ、適切に評価するものとする。</p> <p>(6) 総合評価 受注者は、技術指針省令 第三十三条 第 6 項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の (2)～(5) をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。</p> <p><u>(7) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第 5106 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 第十条、第十一条 に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令 第十三条 に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 予測</p> <p>1) 受注者は、技術指針省令 第十条 の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象期間等を具体的に明記した予測の計画を作成した上で予測を実施する。予測に当たっては、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。</p> <p>(3) 環境保全措置の検討 受注者は、技術指針省令 第十四条～第十六条 の主旨に従い必要に応じて適切に環境保全措置の検討を行うものとする。</p> <p>(4) 事後調査の検討 受注者は、技術指針省令 第十七条 の主旨に従い必要に応じて事後調査の項目及び手法について検討を行うものとする。</p> <p>(5) 評価 受注者は、技術指針省令 第十一条 の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果を踏まえ、適切に評価するものとする。</p> <p>(6) 総合評価 受注者は、技術指針省令 第十八条 第 6 項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の (2)～(5) をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第5108条 準備書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令 第三十三条 に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 準備書（案）の作成 受注者は、技術指針省令 第三十三条 の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）を作成するものとする。</p> <p><u>(5) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第5109条 評価書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令 第三十四条 に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 評価書（案）の作成 受注者は、技術指針省令 第三十四条 の主旨に従い、評価書に記載すべき事項について、とりまとめ評価書（案）を作成するものとする。</p> <p><u>(4) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第5110条 評価書の補正等</p> <p>2. 業務内容 <u>(4) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第5107条 準備書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令 第十八条 に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 準備書（案）の作成 受注者は、技術指針省令 第十八条 の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）を作成するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第5108条 評価書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令 第十九条 に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 評価書（案）の作成 受注者は、技術指針省令 第十九条 の主旨に従い、評価書に記載すべき事項について、とりまとめ評価書（案）を作成するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第5109条 評価書の補正等</p> <p>2. 業務内容 (新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第3節 ダム湖環境調査 本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】（ダム水源地環境整備センター・平成 18 年 3 月）<u>（以下この節において「マニュアル」という。）</u>に準拠して、実施するものとする。</p> <p>第 5111 条 ダム湖環境調査の区分 ダム湖環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。 (1) 基本調査 ① <u>魚類</u>調査 ② . . .</p> <p>第 5112 条 魚類調査 1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその上下流の周辺における<u>魚類</u>の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査により調査対象ダム湖の位置する河川、ダム湖、およびその周辺における諸情報を取りまとめるものとする。 なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、<u>マニュアル</u>に基づき学識経験者の助言を得るようにする。</p> <p>(3) 現地調査計画策定 2) 現地調査計画書の作成 受注者は、調査地点の設定、調査時期及び回数設定、調査方法の選定、採捕のための措置を行い、現地調査計画書を作成するものとする。なお、計画策定にあたっては、<u>マニュアル</u>に基づき学識経験者の助言を得るようにするものとする。</p> <p>(6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、<u>マニュアル</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p><u>(7) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第3節 ダム湖環境調査 本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】（ダム水源地環境整備センター・平成 18 年 3 月）に準拠して、実施するものとする。</p> <p>第 5110 条 ダム湖環境調査の区分 ダム湖環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。 (1) 基本調査 ① <u>魚介類</u>調査 ② . . .</p> <p>第 5111 条 魚介類調査 1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその上下流の周辺における<u>魚介類</u>の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査により調査対象ダム湖の位置する河川、ダム湖、およびその周辺における諸情報を取りまとめるものとする。 なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、<u>「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】（ダム水源地環境整備センター・平成 18 年 3 月）」</u>に基づき学識経験者の助言を得るようにする。</p> <p>(3) 現地調査計画策定 2) 現地調査計画書の作成 受注者は、調査地点の設定、調査時期及び回数設定、調査方法の選定、採捕のための措置を行い、現地調査計画書を作成するものとする。なお、計画策定にあたっては、<u>「河川水辺の国勢調査マニュアル」</u>に基づき学識経験者の助言を得るようにするものとする。</p> <p>(6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、<u>「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】（ダム水源地環境整備センター・平成 18 年 3 月）」</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 5113 条 底生動物調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、<u>第 5112 条魚類調査</u>に準ずるものとする。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ</p> <p>受注者は、<u>マニュアル</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p><u>(7) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第 5114 条 動植物プランクトン調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、<u>第 5112 条魚類調査</u>に準ずるものとする。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ</p> <p>受注者は、<u>マニュアル</u>に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、調査結果をとりまとめ、考察を行う。また、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p><u>(7) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第 5112 条 底生動物調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、<u>第 5111 条魚介類調査</u>に準ずるものとする。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ</p> <p>受注者は、<u>「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】（ダム水源地環境整備センター・平成 18 年 3 月）」</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 5113 条 動植物プランクトン調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、<u>第 5111 条魚介類調査</u>に準ずるものとする。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ</p> <p>受注者は、<u>「河川水辺の国勢調査マニュアル」</u>に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、調査結果をとりまとめ、考察を行う。また、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 5115 条 植物調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、<u>第 5112 条魚類調査</u>に準ずるものとする。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ</p> <p>受注者は、<u>マニュアル</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。</p> <p>また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p><u>(7) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第 5116 条 鳥類調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、<u>第 5112 条魚類調査</u>に準ずるものとする。</p> <p>(5) 調査成果の取りまとめ</p> <p>受注者は、<u>マニュアル</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。</p> <p>また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p><u>(6) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第 5114 条 植物調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、<u>第 5111 条魚介類調査</u>に準ずるものとする。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ</p> <p>受注者は、<u>「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】（ダム水源地環境整備センター・平成 18 年 3 月）」</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。</p> <p>また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 5115 条 鳥類調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、<u>第 5111 条魚介類調査</u>に準ずるものとする。</p> <p>(5) 調査成果の取りまとめ</p> <p>受注者は、<u>「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】（ダム水源地環境整備センター・平成 18 年 3 月）」</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。</p> <p>また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 5117 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、<u>第 5112 条魚類調査</u>に準ずるものとする。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ</p> <p>受注者は、<u>マニュアル</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。</p> <p>また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p><u>(7) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第 5118 条 陸上昆虫类等調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、<u>第 5112 条魚類調査</u>に準ずるものとする。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ</p> <p>受注者は、<u>マニュアル</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。</p> <p>また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p><u>(7) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第 5116 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、<u>第 5111 条魚介類調査</u>に準ずるものとする。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ</p> <p>受注者は、<u>「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル【ダム湖版】（ダム水源地環境整備センター・平成 18 年 3 月）」</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。</p> <p>また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 5117 条 陸上昆虫类等調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、<u>第 5111 条魚介類調査</u>に準ずるものとする。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ</p> <p>受注者は、<u>「河川水辺の国勢調査マニュアル」</u>に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。</p> <p>また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

第 5119 条 ダム湖利用実態調査

2. 業務内容

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

第 5120 条 成果品

1. 環境影響評価

受注者は、表 5.1.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品~~品~~の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 5.1.1 成果品一覧表

成果品項目	摘要
環境影響評価報告書一式	※ 1
方法書（案）	
準備書（案）	※ 2
評価書（案）	※ 2

※ 1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

※ 2 要約書（案）を含むものとする。

2. ダム湖環境調査

受注者は、報告書を成果品として第 1117 条成果品~~物品~~の提出に従い作成し発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。

第 5118 条 ダム湖利用実態調査

2. 業務内容

(新設)

第 5119 条 成果品

1. 環境影響評価

受注者は、表 5.1.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品~~物~~の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 5.1.1 成果品一覧表

成果品項目	摘要
環境影響評価報告書一式	※ 1
方法書（案）	
準備書（案）	※ 2
評価書（案）	※ 2

2. ダム湖環境調査

受注者は、報告書を成果品として第 1117 条成果品~~物品~~の提出に従い作成し発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第2章 ダム治水利水計画</p> <p>第 5203 条 洪水調節計画 2. 業務内容 <u>(5) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>第 5204 条 正常流量確保計画 2. 業務内容 <u>(9) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>第 5206 条 低水流解析 2. 業務内容 <u>(8) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>第 5207 条 利水計画 2. 業務内容 <u>(9) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p>	<p>第2章 ダム治水利水計画</p> <p>第 5203 条 洪水調節計画 2. 業務内容 (新設)</p> <p>第 5204 条 正常流量確保計画 2. 業務内容 (新設)</p> <p>第 5206 条 低水流解析 2. 業務内容 (新設)</p> <p>第 5207 条 利水計画 2. 業務内容 (新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂 (軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略)	旧
<p>第3章 ダム地質調査</p> <p>第5302条 地形調査 2. 業務内容 <u>(9) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>第5303条 広域調査 2. 業務内容 <u>(6) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>第5305条 ダムサイト候補地選定地表地質概査 (1/5,000) 2. 業務内容 <u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>第5307条 ダムサイト地表地質調査 (1/500) 2. 業務内容 <u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>第5306条 ダムサイト地表地質概査 (1/2,500) 2. 業務内容 <u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>第5307条 ダムサイト地表地質調査 (1/500) 2. 業務内容 <u>(4) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p>	<p>第3章 ダム地質調査</p> <p>第5302条 地形調査 2. 業務内容 (新設)</p> <p>第5303条 広域調査 2. 業務内容 (新設)</p> <p>第5305条 ダムサイト候補地選定地表地質概査 (1/5,000) 2. 業務内容 (新設)</p> <p>第5307条 ダムサイト地表地質調査 (1/500) 2. 業務内容 (新設)</p> <p>第5306条 ダムサイト地表地質概査 (1/2,500) 2. 業務内容 (新設)</p> <p>第5307条 ダムサイト地表地質調査 (1/500) 2. 業務内容 (新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 5308 条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査（1/5,000） 2. 業務内容 <u>(4) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第 5308 条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査（1/5,000） 2. 業務内容 （新設）</p>
<p>第 5309 条 堤体材料採取候補地地表地質概査（1/2,500） 2. 業務内容 <u>(4) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第 5309 条 堤体材料採取候補地地表地質概査（1/2,500） 2. 業務内容 （新設）</p>
<p>第 5310 条 堤体材料採取候補地地表地質調査（1/1,000） 2. 業務内容 <u>(4) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第 5310 条 堤体材料採取候補地地表地質調査（1/1,000） 2. 業務内容 （新設）</p>
<p>第 5311 条 貯水池周辺地表地質概査（1/2,500） 2. 業務内容 <u>(4) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第 5311 条 貯水池周辺地表地質概査（1/2,500） 2. 業務内容 （新設）</p>
<p>第 5312 条 貯水池周辺地表地質調査（1/1,000） 2. 業務内容 <u>(4) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第 5312 条 貯水池周辺地表地質調査（1/1,000） 2. 業務内容 （新設）</p>
<p>第 5314 条 物理探査 2. 業務内容 <u>(4) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第 5314 条 物理探査 2. 業務内容 （新設）</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 5316 条 ルジオンテストおよび考察 2. 業務内容 <u>(4) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第 5318 条 横坑観察 2. 業務内容 <u>(4) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第 5319 条 岩盤試験の基本的事項 岩盤直接せん断試験の方法は、地質状況によって変化するが、「<u>原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-</u>（土木学会・平成 12 年 12 月）」に準拠した垂直荷重用油圧ジャッキ 1 基、傾斜荷重用油圧ジャッキ 2 基を使用して測定するブロックせん断試験の場合を標準とする。岩盤変形試験の方法は、目的ならびに対象岩盤の状況に応じて変化するが、「<u>原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-</u>（土木学会・平成 12 年 12 月）」に準拠した油圧ジャッキ 1 基を用いて等変位量で鉛直荷重により測定する場合を標準とする。</p> <p>第 5320 条 岩盤直接せん断試験 2. 業務内容 <u>(6) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第 5321 条 岩盤変形試験 2. 業務内容 <u>(6) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第 5316 条 ルジオンテストおよび考察 2. 業務内容 （新設）</p> <p>第 5318 条 横坑観察 2. 業務内容 （新設）</p> <p>第 5319 条 岩盤試験の基本的事項 岩盤直接せん断試験の方法は、地質状況によって変化するが、<u>土木学会の基準</u>に準拠した垂直荷重用油圧ジャッキ 1 基、傾斜荷重用油圧ジャッキ 2 基を使用して測定するブロックせん断試験の場合を標準とする。岩盤変形試験の方法は、目的ならびに対象岩盤の状況に応じて変化するが、<u>土木学会の基準</u>に準拠した油圧ジャッキ 1 基を用いて等変位量で鉛直荷重により測定する場合を標準とする。</p> <p>第 5320 条 岩盤直接せん断試験 2. 業務内容 （新設）</p> <p>第 5321 条 岩盤変形試験 2. 業務内容 （新設）</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 5322 条 孔内観察</p> <p>1. 業務の目的 ボアホールテレビもしくは孔壁展開画像撮影装置を使用して、ボーリング孔壁を観察することにより、地質分布、岩盤性状、<u>地質構造</u>などを把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 考察 受注者は、記録した孔壁画像を出力するとともに、孔壁画像をもとにボアホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図（<u>孔壁展開画像</u>）を作成する。また、ボーリングコアと対比し、地質考察を行う。</p> <p><u>(4) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>3. 成果品 受注者は下記の成果品を第 1117 条<u>成果品</u>の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(1) ボアホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図（<u>孔壁展開画像</u>） (2) 孔壁観察結果を記録したビデオテープまたは光ディスク (3) 孔壁観察報告書</p>	<p>第 5322 条 孔内観察</p> <p>1. 業務の目的 ボアホールテレビもしくは孔壁展開画像撮影装置を使用して、ボーリング孔壁を観察することにより、地質分布、岩盤性状などを把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 考察 受注者は、記録した孔壁画像を出力するとともに、孔壁画像をもとにボアホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図を作成する。また、ボーリングコアと対比し、地質考察を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3. 成果品 受注者は下記の成果品を第 1117 条<u>成果物</u>の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。</p> <p>(1) ボアホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図、<u>孔壁画像</u> (2) 孔壁観察結果を記録したビデオテープまたは光ディスク (3) 孔壁観察報告書</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂 (軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略)	旧
<p>第 5324 条 ダムサイト地質比較検討 (1/5,000) 2. 業務内容 <u>(4) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 同様に、以下、 <u>第 5325 条～第 5329 条、第 5331 条～第 5339 条、第 5341 条</u> <u>について、「照査」を新設</u></p> </div> <p>第 5325 条 堤体材料採取候補地地質比較検討 (1/5,000) 第 5326 条 ダムサイト地質解析 (1/2,500) 第 5327 条 ダムサイト地質解析 (1/500) 第 5328 条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/2,500) 第 5329 条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/1,000) 第 5331 条 ダムサイト地質考察 第 5332 条 堤体材料採取候補地地質考察 第 5333 条 貯水池周辺地質考察 第 5334 条 ダムサイト地質総合解析 (概略設計段階) (1/500) 第 5335 条 ダムサイト地質総合解析 (実施設計段階) (1/500) 第 5336 条 堤体材料採取候補地地質総合解析 (1/1,000) 第 5337 条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ (縮尺各種) 第 5338 条 堤体材料採取地掘削時材料評価 第 5339 条 堤体材料採取地掘削面スケッチ 第 5341 条 第四紀断層調査 (一次調査その 1)</p> <p>第 13 節 成果品</p> <p>第 5342 条 成果品 <u>受注者は、表 5. 3. 1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、2 部納品するものとする。</u></p>	<p>第 5324 条 ダムサイト地質比較検討 (1/5,000) 2. 業務内容 (新設)</p> <p>第 5325 条 堤体材料採取候補地地質比較検討 (1/5,000) 第 5326 条 ダムサイト地質解析 (1/2,500) 第 5327 条 ダムサイト地質解析 (1/500) 第 5328 条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/2,500) 第 5329 条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/1,000) 第 5331 条 ダムサイト地質考察 第 5332 条 堤体材料採取候補地地質考察 第 5333 条 貯水池周辺地質考察 第 5334 条 ダムサイト地質総合解析 (概略設計段階) (1/500) 第 5335 条 ダムサイト地質総合解析 (実施設計段階) (1/500) 第 5336 条 堤体材料採取候補地地質総合解析 (1/1,000) 第 5337 条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ (縮尺各種) 第 5338 条 堤体材料採取地掘削時材料評価 第 5339 条 堤体材料採取地掘削面スケッチ 第 5341 条 第四紀断層調査 (一次調査その 1)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂 (軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略)

旧

表 5.3.1 成果品一覧(1)

種別		設計項目	成果品	縮尺	摘要	
地形調査	報告書	地形調査報告書				
	基本図面	(1) 判読位置図 (2) 地形特性図	1/25,000			
広域調査	報告書	広域調査報告書				
	基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図	1/10,000 1/10,000			
		(3) ルートマップ				
ダム 地 表 地 質 踏 査	ダムサイト 候補地選定 地表地質概査	報告書	地質概査報告書			
		基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図	1/5,000 1/1,000		
	(3) 調査計画図 (拡大) (4) ルートマップ		1/1,000			
	報告書		地質概査報告書			
	ダムサイト 地表地質概査	報告書	地質概査報告書			
		基本図面	(1) 地質平面図 (2) ダム軸地質断面図 (拡大) (3) 地質調査計画図 (拡大) (4) ルートマップ	1/2,500 1/1,000 1/1,000		
	ダムサイト 地表地質調査		報告書	地質調査報告書		
			基本図面	(1) 地質平面図 (2) ダム軸方向地質断面図 (3断面) (3) 左右岸河床上下流方向 地質断面図 (3断面) (4) 地質調査計画図 (5) ルートマップ	1/500 1/500 1/500 1/500	
		堤体材料 採取候補地選定 地表地質概査 (1/5,000)		報告書	地質概査報告書	
	基本図面			(1) 地質平面図 (2) 地質断面図 1断面図 (3) ルートマップ	1/5,000	
		堤体材料 採取候補地 地表地質概査 (1/2,500)		報告書	地質概査報告書	
	基本図面		(1) 地質平面図 (2) 地質断面図 (拡大) (3) 地質調査計画図 (拡大) (4) ルートマップ	1/2,500 1/1,000 1/1,000		
堤体材料 採取候補地 地表地質踏 査 (1/1,000)		報告書	地質調査報告書			
	基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図 (縦断、横断) 4断面 (3) 概略採取計画図 (4) 地質調査計画図 (5) ルートマップ	1/1,000 1/1,000 1/1,000			

(新設)

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂 (軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略)

旧

表 5.3.1 成果品一覧(2)

種別		設器項目	成果品	縮尺	摘要	
ダム地質調査	査貯水池周辺地表地質調査 貯水池周辺地表地質調査 (1/2,500)	報告書	地質概査報告書			
		基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図 (拡大) 2断面 (3) 地質調査計画図 (拡大) (4) ルートマップ	1/2,500 1/1,000 1/1,000		
		報告書	地質調査報告書			
		基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図4断面 (3) 地質調査計画図 (4) ルートマップ	1/1,000 1/1,000 1/1,000		
	物理探査	報告書	物理探査報告書			
		基本図面	(1) 測線位置図 (2) 観測資料 (3) 解読断面図			
	ルジオンテスト及び考察		(1) ルジオン値 (2) ルジオンテストデータ (3) 注入圧力-注入量曲線			
	横坑観察	報告書	横坑調査報告書			
		基本図面	(1) 調査位置図 (2) 横坑展開図	1/100		
	岩盤試験	岩盤直接せん断試験	報告書	岩盤せん断試験報告書		
			基本図面	(1) 試験位置図 (2) 試験面スケッチ (3) 応力-変位量曲線 (4) 時間変位量曲線 (5) 試験面変位図		
		岩盤変形試験	報告書	岩盤変形試験報告書		
基本図面			(1) 試験位置図 (2) 試験面スケッチ (3) 応力-変位量曲線 (4) 時間変位量曲線 (5) 試験面変位図			
孔内観察	報告書	孔内観察報告書				
	基本図面	(1) ボアホールテレビ観察柱状図 またし孔内観察断面図(孔内展開画像) (2) 孔内観察データ				

(新設)

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

表 5.3.1 成果品一覧(3)

種別			設計項目	成果品	縮尺	摘要
ダム 地質 調査	地質 比較 検討	ダムサイト	報告書	地質比較検討報告書		
		地質比較検討 (1/5,000)	基本図面	(1) 地質平面図 (2) ダム軸地質断面図 (拡大) (3) 調査計画図	1/5,000 1/1,000	
		堤体採り取り	報告書	地質比較検討報告書		
		候補地地質 比較検討 (1/5,000)	基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図 (拡大) (3) 調査計画図 (拡大)	1/5,000 1/1,000 1/1,000	
		ダムサイト	報告書	地質角解り報告書		
		地質角解り (1/2,500)	基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図 (縦断、横断、拡大) 4断面 (3) 調査計画図 (拡大)	1/2,500 1/1,000 1/1,000	
	地質 解析	ダムサイト	報告書	地質角解り報告書		
		地質角解り (1/500)	基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図(9断面) (3) 岩級区分図(9断面) (4) ダム軸沿いソレシオンマップ (5) 地質調査計画図	1/500 1/500 1/500 1/500	
		堤体採り取り	報告書	地質角解り報告書		
		採り取り候補地 地質角解り (1/2,500)	基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図 (縦断、横断、拡大) 各1断面 (3) 柳瀬谷採取計画図 (拡大) (4) 調査計画図 (拡大)	1/2,500 1/1,000 1/1,000 1/1,000	
		堤体採り取り	報告書	地質角解り報告書		
		採り取り候補地 地質角解り (1/1,000)	基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図 (縦断、横断) 7断面 (3) 材質区分図 (縦断、横断) 7断面 (4) 採取計画図 (5) 地質調査計画図	1/1,000 1/1,000 1/1,000 1/1,000 1/1,000	

(新設)

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

表 5.3.1 成果品一覧(4)

種別			設計項目	成果品	縮尺	摘要
ダム 地質 調査	地質 考 察	ダムサイト 地質考察	報告書	地質解釈の報告書		
			基本図面	(1) 調査位置図 (2) 地質断面図		
		堤体材料 採取候補地 地質考察	報告書	地質解釈の報告書		
			基本図面	(1) 調査位置図 (2) 地質断面図		
		貯水池周辺 地質考察	報告書	地質解釈の報告書		
			基本図面	(1) 調査位置図 (2) 地質断面図		
	地質 解 析	ダムサイト 地質総合解析 (調査設計段階) (1/500)	報告書	地質解釈報告書		
			基本図面	(1) 地質平面図 (2) ダム軸方向地質断面図(5断面) (3) ダム軸横断地質断面図(5断面) (4) 水平断面図(3断面) (5) 岩級区分図(13断面) (6) ダム軸沿いソレゾオンマップ(1断面) (7) 岩級コンターマップ (8) 地質調査計画図	1/500 1/500 1/500 1/500 1/500 1/500 1/500	
		ダムサイト 地質総合解析 (実施設計段階) (1/500)	報告書	地質解釈報告書		
			基本図面	(1) 地質平面図 (2) ダム軸方向地質断面図(5断面) (3) ダム軸横断地質断面図(8断面) (4) 水平断面図(5断面) (5) 岩級区分図(18断面) (6) ダム軸沿いソレゾオンマップ(1断面) (7) 岩級コンターマップ(2種) (8) 地質調査計画図	1/500 1/500 1/500 1/500 1/500 1/500 1/500	
		堤体材料 採取候補地 地質総合解析 (1/1,000)	報告書	地質解釈報告書		
			基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図 (縦断、横断、水平) (13断面) (3) 材質区分図(13断面) (4) 材料分布コンターマップ (5) 採取計画図 (6) 地質調査計画図 (7) 資料集	1/1,000 1/1,000 1/1,000 1/1,000 1/1,000 1/1,000	

(新設)

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂 (軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略)

旧

表 5.3.1 成果品一覧(5)

種別		設計項目	成果品	縮尺	摘要
ダム 地質 調査	岩盤掘削面スケッチ	基本図面	(1) 掘削面地質図	1/200~1/1,000	
			(2) 掘削面岩級区分図	1/200~1/1,000	
			(3) 地質断面図	1/500~1/1,000	
	(4) 岩級区分断面図	1/500~1/1,000			
堤体採掘地掘削面スケッチ	基本図面	(1) 採掘地地質図		1/500 ~1/1,000	
		(2) 採掘地採掘区分図			
		(3) 地質断面図			
堤体採掘地掘削面スケッチ	基本図面	(1) 掘削面地質図	1/200		
		(2) 掘削面採掘区分図	1/200		
		(3) 採掘地地質図	1/500~1/1,000		
第四紀地層調査	基本図面	(4) 採掘地採掘区分図	1/500~1/1,000		
		(5) 地質断面図	1/500~1/1,000		
		(6) 採掘区分断面図	1/500~1/1,000		
第四紀地層調査	報告書	第四紀地層調査報告書			
	基本図面	(1) 文相層分布図	20 万分の1		
(2) 地相断面図		2.5 万分の1			
(3) 地質集成図		20 万分の1			
(4) 第四紀地層調査図		2.5 万分の1			
(5) 文相層一覧表					
(6) 線対模倣一覧表					
(7) 調査結果要約表					

(新設)

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4章 ダム本体設計</p> <p>第2節 重力式コンクリートダム本体設計</p> <p>第5403条 計画設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(8) 照査</p> <p><u>受注者</u>は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき<u>くほか</u>、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。 <p>第5404条 概略設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(8) 照査</p> <p><u>受注者</u>は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を<u>実施</u>するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>第5405条 実施設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(8) 照査</p> <p><u>受注者</u>は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を<u>実施</u>するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p>	<p>第4章 ダム本体設計</p> <p>第2節 重力式コンクリートダム本体設計</p> <p>第5403条 計画設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(8) 照査</p> <p><u>照査技術者</u>は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。 <p>第5404条 概略設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(8) 照査</p> <p><u>照査技術者</u>は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>第5405条 実施設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(8) 照査</p> <p><u>照査技術者</u>は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第3節 ゾーン型フィルダム本体設計</p> <p>第5407条 計画設計 2. 業務内容 (8) 照査 <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。</u></p> <p>第5408条 概略設計 2. 業務内容 (8) 照査 <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。</u></p> <p>第5409条 実施設計 2. 業務内容 (8) 照査 <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。</u></p> <p>第4節 成果品</p> <p>第5410条 成果品 <u>受注者は、表5.4.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い2部納品するものとする。</u></p>	<p>第3節 ゾーン型フィルダム本体設計</p> <p>第5407条 計画設計 2. 業務内容 (8) 照査 <u>照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。</u></p> <p>第5408条 概略設計 2. 業務内容 (8) 照査 <u>照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。</u></p> <p>第5409条 実施設計 2. 業務内容 (8) 照査 <u>照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

表 5.4.1 成果品一覧表(1)

種別	設計項目	成果品		縮尺	摘要		
ダム本体構造設計	計画設計	施設線図	堤体工	平面図 上流図面 下流図面 標準断面図	1/500		
			施工設備	全体平面図 フローシート	1/5,000~1/2,500		
		数量計算書					
		報告書					
	概略設計	施設線図	転流工	仮締切	平面図 縮断面図	1/500 ~1/200	
					標準断面図	1/100 ~1/50	
				仮排水路	平面図 縮断面図	1/500 ~1/200	
					標準断面図	1/100 ~1/20	
			閉塞工図	1/100 ~1/50			
			堤体工	掘削平面図 平面図	1/500		
				上流断面図 下流断面図 横断面図	1/500 ~1/200	15m間隔	
				標準断面図	1/500 ~1/200		
		洪水吐き工		平面図 縮断面図 横断面図 標準断面図	1/500 ~1/100		
		取水設備	縮断面図 標準断面図	1/200 ~1/50			
		基礎処理工	孔位置図 排水孔配置図	1/500 ~1/200			
		数量計算書					
報告書							

(新設)

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

表 5.4.1 成果品一覧表(2)

種別	設計項目	成果品	縮尺	摘要			
ダム 本体 構造 設計	実施設計 施設設計 施設設計 施設設計 施設設計 施設設計 施設設計 施設設計 施設設計 施設設計 施設設計 施設設計 施設設計 施設設計 施設設計 施設設計 施設設計	施設設計	転流工	仮締切	平面図	1/500~1/100	
					縦断面図		
					横断面図		
				仮排水路	標準断面図	1/200~1/100	
					平面図		
					縦断面図		
					標高断面図		
				堤内仮排水路	平面図	1/500~1/200	
					縦断面図		
					標高断面図		
					呑口吐口図		
				堤体工	堤体	配筋規則図	1/100~1/20
			閉塞工図				
			閉塞工図				
			監査部		標準断面図	1/100~1/20	
					縦断面図		
					平面図		
			継目	配筋規則図	1/100~1/20		
グラウト配管図							
クーリング配管図							
計測設備	維持平断面図	1/500					
	平面図						
	上下流断面図						
管理橋	標準断面図	1/500~1/200	5m間隔				
	横断面図						
天端首路	平面図	1/500~1/200					
	縦断面図						
エレベータ シャフト	標準断面図	1/50~1/10					
	配筋規則図						
計測設備	標準断面図	1/100~1/10					
	配筋規則図						
管理橋	標準断面図	1/500~1/10					
	標準断面図						
計測設備	計測設備配置図	1/200~1/50					
	標準断面図						
管理橋	標準断面図	1/500~1/200					
	標準断面図						
天端首路	標準断面図	1/200~1/20					
	標準断面図						

(新設)

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂 (軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略)

旧

表 5.4.1 成果品一覧表(3)

種別	設計項目	成果品	縮尺	摘要			
ダム 本体 構造 設計	実 施 設計	施設器具図	基礎処理工	コンソリデーショングラウチング	グラウチング孔配置図 推定地質平面展開図	1/500~1/200	
				カーテングラウチング	グラウト孔排水孔配置図 ルジオンマップ	1/500~1/200	
			洪水吐き工	非常用洪水吐き	(越流真せき柱 導流壁の)標準図 配置展開図	1/200~1/50	
				常用洪水吐き	構造図 配置展開図	1/200~1/50	
				減勢工	平面図 縦断面図 横断面図	1/500~1/200	
			配置展開図		1/100~1/50		
			取水設備		構造図 配置展開図	1/100~1/20	
			その他施設	建設発生土受入地	平面図 縦断面図 横断面図	1/500~1/200	
					排水工図	1/100~1/50	
					ダム天端対道路	平面図 標準断面図 縦断面図	1/500~1/100
				河川取付工	平面図 縦断面図 横断面図	1/500~1/200	
					護岸標準断面図	1/100~1/50	
				照環設備	平面配置図	1/500	
					標準図	1/20~1/10	
				調査掘削閉塞工	平面図	1/500~1/50	
			閉塞工標準図				
			数量計算書				
			報告書				

(新設)

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂 (軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略)

旧

表 5.4.1 成果品一覧表(4)

種別	設計項目	成果品		縮尺	摘要		
ダム 本 体 構 造 設 計	計 画 設 計	施設設計図	堤体工	平面図 縦断面図 標準断面図	1/500		
			洪水吐き工	平面図 縦断面図 標準断面図	1/500		
			施工設備	全体平面図 フローシート	1/500～ 1/2,500		
		数量計算書					
	報告書						
	ゾ ン 型 フ ィ ル ダ ム 本 体 構 造 設 計	概 略 設 計	転流工 (閉塞工を含む)	仮締切	平面図 縦断面図 横断面図	1/500～1/200	
				仮非水路	平面図 縦断面図	1/500～1/200	
					標準断面図	1/100～1/20	
					閉塞工図	1/100～1/50	
			堤体工	平面図 縦断面図 横断面図 断面平均図	1/500		
				標準断面図	1/500～1/200		
			洪水吐き	平面図 縦断面図 横断面図	1/500～1/200		
				標準断面図	1/200～1/50		
			取水設備	平面図 縦断面図	1/200～1/100		
				標準断面図	1/100～1/50		
			基礎処理	グラウチング工	グラウチング孔配置図	1/500～1/200	
				監査廊	平面図 縦断面図	1/500～1/200	
標準断面図					1/50～1/10		
数量計算書							
報告書							

(新設)

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

表 5.4.1 成果品一覧表(5)

種別	設計項目	成果品	縮尺	摘要			
ダム 本体 構造 設計	実 施 設 計	施設器具等 計画図	転流工	仮締切	平面図	1/500~1/200	
					縦断面図		
					横断面図		
					掘削平面図		
				標準断面図	1/100~1/20		
				仮非水路	平面図	1/500~1/200	
					縦断面図		
					標準断面図		1/100~1/20
			呑口吐口図				
			配筋図	1/100~1/50			
			閉塞工図				
			堤体工	堤体	平面図	1/500	
					掘削平面図		
					縦断面図	1/500~1/200	
					横断面図		
					標準断面図		
排水工詳細図	天端詳細図	1/200~1/50					
堤体工	計測設備	計測設備配置図	1/500~1/200				
		標準図	1/200~1/20				
	天端道路	標準図	1/200~1/50				
洪水吐き工	常用洪水吐き	平面図	1/500~1/200				
		縦断面図					
		標準断面図					
	非常用洪水吐き及び減勢工	詳細図	1/200~1/50				
		配筋図	1/100~1/50				
		平面図	1/500~1/200				
縦断面図							
洪水吐き工	管理橋	横断面図	1/500~1/100				
		標準断面図					
		配筋図	1/100~1/50				

(新設)

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

表 5.4.1 成果品一覧表(6)

種別	設計項目	成果品	縮尺	摘要			
ダム 本体 構造 設計	実 施 設 計	施設 設計 図	取水設備	平面図	1/500～1/100		
				縦断面図			
				標準図			1/200～1/100
				配筋規模図			
			基礎処理工	カーテングラウチング	グラウチング孔配置図	1/500～1/200	
				ブランケットグラウチング	排水孔配置図		
				洪水吐きコンソリデーショングラウチング	グラウチング孔配置図	1/500～1/200	
					孔配置図		
			監査廊	平面図	1/500～1/200		
				縦断面図			
				配筋規模図			1/100～1/10
				標準断面図			
		その他施設	建設発生土受入地	平面図	1/500～1/100		
				縦断面図			
				横断面図			
			ダム天端取付道路	排水工図	1/100～1/50		
				平面図			
				縦断面図			
			河川取付工	標準断面図	1/500～1/200		
				平面図			
縦断面図							
横断面図							
照壁設備	護岸標準断面図	1/100～1/50					
	平面配置図						
	標準図						
調査機壳閉塞工	平面配置図	1/500					
	標準図						
調査機壳閉塞工	平面図	1/500～1/50					
	閉塞工標準図						
	数量計算書						
	報告書						

(新設)

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第5章 ダム付帯施設設計</p> <p>第2節 ダム管理用発電設計</p> <p>第5503条 可能性調査 2. 業務内容 <u>(8) 照査</u> <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第5504条 実施設計 2. 業務内容 (7) 照査 <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか</u>、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする。 1) 基本事項の決定に際し、現地の状況の他、流量資料等の基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に水圧管路、発電所基礎、放水路等の位置、基本形状が適切であるかの照査を行う。また、周辺施設との近接等、施工条件が設計に反映されているかの確認を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。配筋の構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、最大使用水量、有効落差及び出力が適切にとられているかの照査を行う。</p>	<p>第5章 ダム付帯施設設計</p> <p>第2節 ダム管理用発電設計</p> <p>第5503条 可能性調査 2. 業務内容 <u>(新設)</u></p> <p>第5504条 実施設計 2. 業務内容 (7) 照査 <u>照査技術者は、設計図書において定めがある場合、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき</u>、下記に示す事項を標準として照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。 1) 基本事項の決定に際し、現地の状況の他、流量資料等の基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に水圧管路、発電所基礎、放水路等の位置、基本形状が適切であるかの照査を行う。また、周辺施設との近接等、施工条件が設計に反映されているかの確認を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。配筋の構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、最大使用水量、有効落差及び出力が適切にとられているかの照査を行う。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第3節 付帯施設設計</p> <p>第5506条 概略設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(6) 照査</p> <p><u>受注者</u>は、<u>第1108条</u>照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか</u>、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基本条件の検討に際し、現地の状況のほか、ダム計画、地質調査等の基礎資料を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に係船設備と流木処理施設の位置、形式が適切であるか、ダム施設との整合がとられているかの照査を行う。 3) 設計方針および設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計図、概算工事費の適切性、整合性およびダム施設との整合性に着目し照査を行う。 <p>第5507条 実施設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(6) 照査</p> <p><u>受注者</u>は、<u>第1108条</u>照査技術者及び照査の実施に基づ<u>くほか</u>、下記に示す事項を標準として照査を<u>実施</u>するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計計算に際し、現地の状況のほか、概略設計成果、地質調査等の基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に係船設備と流木処理施設の形状、構造が適切であるかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、工事数量の正確性、適切性、整合性に着目し照査を行う。配筋の構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。 	<p>第3節 付帯施設設計</p> <p>第5506条 概略設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(6) 照査</p> <p><u>照査技術者</u>は、<u>設計図書において定めがある場合</u>、<u>第1107条</u>照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、下記に示す事項を標準として照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基本条件の検討に際し、現地の状況のほか、ダム計画、地質調査等の基礎資料を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に係船設備と流木処理施設の位置、形式が適切であるか、ダム施設との整合がとられているかの照査を行う。 3) 設計方針および設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計図、概算工事費の適切性、整合性およびダム施設との整合性に着目し照査を行う。 <p>第5507条 実施設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(6) 照査</p> <p><u>照査技術者</u>は、<u>設計図書において定めがある場合</u>、<u>第1107条</u>照査技術者及び照査の実施に基づ<u>き</u>、下記に示す事項を標準として照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計計算に際し、現地の状況のほか、概略設計成果、地質調査等の基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 2) 一般図を基に係船設備と流木処理施設の形状、構造が適切であるかの照査を行う。 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 4) 設計計算、設計図、工事数量の正確性、適切性、整合性に着目し照査を行う。配筋の構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

第4節 成果品

第4節 成果品

第5508条 成果品

第5508条 成果品

表 5.5.1 成果品一覧

表 5.5.1 成果品一覧

種別		成果品		縮尺	摘要	
ダム 附帯 施設 設計	ダム 管理 用 発電 設計	可能性 調査	計画図	全体平面図 水路断面図 標高断面図	1/500~1/100	
			報告書	可能性調査報告書		
		実施 設計	設計図	全体平面図 水工管路・放水路・付帯施設一般 区構断面図 標高断面図	1/500~1/150	
				数量計算書		
			報告書	実施設計報告書		
			概略 設計	設計図	一般図 構断面図	1/500~1/100
	報告書	概略設計報告書				
	付帯 施設 設計	実施 設計	設計図	全体平面図 一般図 構断面図 網罟構造一般図 通船ゲート一般図 流木処理設備一般図 基礎工詳細図 付帯施設詳細図	1/500~1/50	
			数量計算書	数量計算書		
		報告書	実施設計報告書			

成果品項目	摘要
環境影響評価報告書一式	※ 1
方法書（案）	
準備書（案）	※ 2
評価書（案）	※ 2

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第6章 施工計画及び施工設備設計</p> <p>第2節 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計</p> <p>第5603条 概略設計 2. 業務内容 (8) 照査 <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。</u></p> <p>第5604条 実施設計 2. 業務内容 (8) 照査 <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。</u></p> <p>第3節 フィルダム施工計画及び施工設備設計</p> <p>第5606条 概略設計 2. 業務内容 (8) 照査 <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。</u></p> <p>第5607条 実施設計 2. 業務内容 (8) 照査 <u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。</u></p> <p>第4節 成果品</p> <p>第5608条 成果品 <u>受注者は、表5.6.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、2部納品するものとする。</u></p>	<p>第6章 施工計画及び施工設備設計</p> <p>第2節 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計</p> <p>第5603条 概略設計 2. 業務内容 (8) 照査 <u>照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。</u></p> <p>第5604条 実施設計 2. 業務内容 (8) 照査 <u>照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。</u></p> <p>第3節 フィルダム施工計画及び施工設備設計</p> <p>第5606条 概略設計 2. 業務内容 (8) 照査 <u>照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。</u></p> <p>第5607条 実施設計 2. 業務内容 (8) 照査 <u>照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

表 5.6.1 成果品一覧表(1)

種 別		設 計 項 目	縮 尺	摘 要
コ ン ク リ ー ト ダ ム 施 工 計 画 及 び 施 工 設 備 設 計	骨材製造貯蔵 運搬設備	骨材プラント 設備	平面図 縦横断面図 標準図	
		骨材貯蔵設備	平面図 縦横断面図 標準図 コンベヤ縦横断面 図	
	本体コンクリ ート	コンクリート 製造設備	平面図 横断面図	
		コンクリート 打設設備	打設設備平面図 縦断面図 横断面図 標準図 運搬線平面図 縦断面図 横断面図	
	濁水処理設備		平面図 縦断面図 横断面図	
	場内工事用道路		縦断面図 横断面図	
	数量計算書			
	報告書			

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂 (軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略)

旧

表 5.6.1 成果品一覧表(2)

種 別		設計項目	縮 尺	摘 要
コンクリートダム施工計画及び施工設備設計	骨材製造貯蔵運搬設備	骨材プラント設備	平面図、縦横断面図 標準基礎図(配筋図も含む)	
		骨材貯蔵設備	平面図、縦横断面図 標準基礎図(配筋図も含む)	
	本体コンクリート	コンクリート製造設備	平面図、横断面図 基礎図(配筋図も含む)	
		コンクリート打設設備	打設設備縦断面図 打設設備標準図 コンクリート運搬線平面図、縦断面図 基礎図(配筋図も含む)	
	濁水処理設備		平面図、縦横断面図 標準基礎図(配筋図も含む)	
	給気、給水設備		平面図、縦横断面図 標準基礎図(配筋図も含む)	
	工事用動力設備	受電設備	受電設備系統図 単線結線図 一ピクセル配置図 基礎図	
		電力設備	配置平面図 場内配電線路図 配電線路装柱姿図	
		照明設備	照度分布図 照明幹線系統図 照明器具姿図 照明設備全体配置図	
		通信、放送設備	通信配線路計画図 通信・放送設備装柱 図 通信・放送設備全体 配置図	
	場内工事用道路		平面図、縦断面図、横断面図	
	数量計算書		数量計算書	
報告書		報告書		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

表 5.6.1 成果品一覧表(3)

種 別		設計項目	縮 尺	摘 要	
概 略 設 計	洪水吐きコンクリート	平面図、縦横断面図	1/500～1/1000		
	濁水処理設備	平面図、縦横断面図	1/500～1/200		
	場内工事用道路	平面図、縦横断面図	1/500～1/100		
	数量計算書				
	報告書				
フ ィ ル ダ ム 施 工 計 画 及 び 施 工 設 備 設 計	盛立設備	設計図面	1/500～1/200		
		骨材製造、貯蔵、運搬設備	骨材プラント貯蔵所 平面図、縦横断面図	1/500～1/100	
	洪水吐きコン クリート	骨材製造、貯蔵、運搬設備	標準図、平面基礎図	1/50～1/20	
			コンベア縦断面図	1/500～1/200	
		コンクリート製造設備	平面図、縦横断面図	1/500～1/100	
			基礎図	1/50～1/20	
	コンクリート打設設備	平面図、縦横断面図	1/500～1/100		
		基礎図	1/50～1/20		
	濁水処理設備	平面図、縦横断面図	1/500～1/100		
		基礎図	1/50～1/20		
	給気給水設備	給水設備平面図 縦横断面図	1/500～1/100		
		給水設備基礎図	1/200～1/50		
	工事用動力設備	受電設備の基礎図 電力設備配置平面図 配線系統図	1/500～1/20		
	場内工事用道路	一般平面図 縦横断面図	1/500～1/200		
	数量計算書				
報告書					

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第7章 ダム点検</p>	<p>(新設)</p>
<p>第1節 ダム点検</p>	<p>(新設)</p>
<p>第5701条 ダム総合点検</p>	<p>(新設)</p>
<p>1. <u>業務目的</u> ダム総合点検は、長期的にダムの安全性及び機能を保持していく観点から、ダムの健全度を把握するとともに今後の維持管理方針を定めることを目的としている。</p> <p>2. <u>業務内容</u> 「ダム総合点検実施要領」(平成25年10月1日国水環 第65号)に基づき、ダム土木構造物に関する構成要素の分類と管理レベルの設定、点検計画立案、調査の実施、健全度評価及び維持管理方針の作成を行うものである。 また、点検計画立案時並びに健全度評価及び維持管理方針(案)作成時においては、専門家から意見聴取するとともに助言を受けるため、その資料作成を行うものである。</p> <p>(1) <u>計画準備</u> 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) <u>点検計画立案</u> ダム土木構造物の構成要素の分類と管理レベルの設定を行い、既存資料の整理や現場状況の確認を行った上で、ダム土木構造物に関する課題を整理し、基本調査で留意すべき事項及び追加調査として実施すべき事項を明らかにした点検計画を立案する。</p> <p>1) <u>構成要素の分類と管理レベルの設定</u> ダム土木構造物の構成要素の分類と管理レベルの設定を行う。</p> <p>2) <u>資料の収集・整理</u> ダム総合点検実施対象ダムに関する一般的な事項のほか、調査・設計・施工・管理に関する資料を収集・整理する。</p> <p>3) <u>現地状況の概査</u> 現地概査を実施し現場状況を把握する。</p> <p>4) <u>課題の抽出</u> 1)～3)の作業により基本調査の実施において留意すべき事項及び追加調査として実施すべき事項を課題として抽出する。</p> <p>5) <u>基本調査及び追加調査計画(案)立案</u> 4)の課題の抽出をもとに基本調査および追加調査計画(案)を立案する。</p> <p>6) <u>専門家からの意見照会用資料の作成(点検計画立案時)</u> 既往資料の整理等から抽出した課題、基本調査・追加調査の内容について、専門家から意見・助言を得るための資料を作成する。</p> <p>7) <u>点検計画立案</u> 専門家の意見を取りまとめ、点検計画を立案する。</p>	

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p><u>(3) 基本調査</u> <u>点検計画を踏まえ、以下の項目について基本調査を実施する。</u> 1) <u>設計に関する調査</u> 2) <u>管理記録による調査・分析</u> 3) <u>現地調査</u> <u>調査内容は、点検計画において抽出された課題の他、全項目に対して実施することを原則とする。また、各調査項目は、設計図書に示されたものの他は、調査職員と協議するものとする。</u> <u>また、3) 現地調査は、目視を原則とし、必要に応じて足場設置や橋梁点検車等の近接手段を用いて点検を行う場合、それらの機器及び使用範囲等について調査職員と協議するものとする。</u></p> <p><u>(4) 追加調査</u> <u>点検計画結果を踏まえ、追加調査を実施する。</u> <u>また、各調査項目・方法は、設計図書に示されたものの他は、調査職員と協議するものとする。</u></p> <p><u>(5) 健全度評価及び今後の維持管理方針作成</u> <u>各調査の成果をもとに、先に抽出した課題を踏まえてダム土木構造物に対する健全度評価を行うとともに、構成要素の管理レベルを踏まえて詳細調査や保全対策などの今後の維持管理方針を作成する。</u> 1) <u>健全度評価</u> <u>各調査の結果をもとに、先に抽出した課題を踏まえて、ダム土木構造物に対する健全度評価を行う。健全度評価は、ダムの構成要素の経年的な劣化、災害や事故による損傷等の程度等に基づき行う。</u> <u>ダム土木構造物の構成要素の管理レベルと健全度評価を組み合わせ、ダム土木構造物の保全対策について判断し、健全度評価（案）を作成する。</u> 2) <u>維持管理方針（案）作成</u> <u>これまでの健全度評価等を踏まえ、計測機能の保持、健全度評価や劣化状況把握のための計測・調査等の観点も含め、今後の維持管理方針（案）を作成する。</u> 3) <u>専門家からの意見照会用資料の作成（健全度評価及び維持管理方針策定時）</u> <u>点検計画立案時に抽出した課題を踏まえた健全度評価及び今後の維持管理方針（案）について、専門家から意見・助言を得るための資料を作成する。</u> 4) <u>健全度評価及び維持管理方針の策定</u> <u>専門家からの意見・助言を踏まえ、最終的な健全度評価及び維持管理方針を作成する。</u></p> <p><u>(6) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>(7) 報告書作成 <u>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂 (軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略)	旧
<p>第8章 その他</p> <p>第1節 背水計算</p> <p>第5801条 背水計算 2. 業務内容 (3) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>第2節 水理模型実験</p> <p>第5802条 水理模型実験の種類と範囲及び条件</p> <p>第5803条 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験 2. 業務内容 (7) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>第5804条 フィルダム洪水吐き水理模型実験 2. 業務内容 (7) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。</p>	<p>第7章 その他</p> <p>第1節 背水計算</p> <p>第5701条 背水計算 2. 業務内容 (3) 照査 照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>第2節 水理模型実験</p> <p>第5702条 水理模型実験の種類と範囲及び条件</p> <p>第5703条 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験 2. 業務内容 (7) 照査 照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。</p> <p>第5704条 フィルダム洪水吐き水理模型実験 2. 業務内容 (7) 照査 照査技術者は、第1107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を行い、管理技術者に提出するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 5805 条 放流管抽出水理模型実験</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 照査</p> <p><u>受注者</u>は、<u>第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>水理模型実験に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。</p> <p>(1) 事業計画概要</p> <p>(2) ダム設計図</p> <p>(3) 放流管設計図</p> <p><u>(4) 水理計算書</u></p> <p>第 3 節 骨材破碎試験・解析</p> <p>第 5806 条 骨材破碎試験・解析の種類</p> <p>第 5807 条 骨材破碎試験・解析</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(6) 照査</p> <p><u>受注者</u>は、<u>第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>第 4 節 コンクリート配合試験・解析</p> <p>第 5808 条 コンクリート配合試験・解析の種類</p> <p>第 5809 条 コンクリート配合試験・解析</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(4) 試験結果解析</p> <p>3) 凍結融解試験 <u>(JIS A 1148・コンクリートの凍結融解試験方法)</u></p> <p>(6) 照査</p> <p><u>受注者</u>は、<u>第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p>	<p>第 5705 条 放流管抽出水理模型実験</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 照査</p> <p><u>照査技術者</u>は、<u>第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>水理模型実験に当り、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。</p> <p>(1) 事業計画概要</p> <p>(2) ダム設計図</p> <p>(3) 放流管設計図</p> <p><u>(4) 放流管設計図</u></p> <p><u>(5) 水理計算書</u></p> <p>第 3 節 骨材破碎試験・解析</p> <p>第 5706 条 骨材破碎試験・解析の種類</p> <p>第 5707 条 骨材破碎試験・解析</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(6) 照査</p> <p><u>照査技術者</u>は、<u>第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>第 4 節 コンクリート配合試験・解析</p> <p>第 5708 条 コンクリート配合試験・解析の種類</p> <p>第 5709 条 コンクリート配合試験・解析</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(4) 試験結果解析</p> <p>3) 凍結融解試験</p> <p>(6) 照査</p> <p><u>照査技術者</u>は、<u>第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第5節 グラウチング試験・解析</p> <p>第 5810 条 グラウチング試験・解析</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 試験計画立案</p> <p>現地における試験について、適地の選定、配孔パターン、上載荷重条件、注入の仕様等の試験計画を立案する（<u>グラウチング技術指針・同解説、国土技術研究センター・平成 15 年 7 月</u>）。</p> <p>(8) 照査</p> <p><u>受注者</u>は、<u>第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を<u>実施</u>するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>第6節 グラウチングデータ整理・解析</p> <p>第 5811 条 グラウチングデータ整理・解析</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 照査</p> <p><u>受注者</u>は、<u>第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を<u>実施</u>するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>第7節 成果品</p> <p>第 5812 条 成果品</p> <p><u>受注者は、表 5.7.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、2 部納品するものとする。</u></p>	<p>第5節 グラウチング試験・解析</p> <p>第 5710 条 グラウチング試験・解析</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 試験計画立案</p> <p>現地における試験について、適地の選定、配孔パターン、上載荷重条件、注入の仕様等の試験計画を立案する。</p> <p>(8) 照査</p> <p><u>照査技術者</u>は、<u>第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>第6節 グラウチングデータ整理・解析</p> <p>第 5711 条 グラウチングデータ整理・解析</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 照査</p> <p><u>照査技術者</u>は、<u>第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を<u>行い、管理技術者に提出</u>するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項(8)に準ずるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第5編 ダム編』

H 2 7 改訂 (軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略)

旧

表 5.7.1 成果品一覧表

種別		成果品	縮尺	摘要
背水計算		設計図	貯水池平面図 1/5,000～ 1/2,000	
			縦断面図・横断面図	
	報告書			
その他 水理模型実験	重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験	報告書		
	フィルダム洪水吐き水理模型実験	報告書		
	放流管抽出水理模型実験	報告書		
	骨材破碎試験・解析	報告書		
	コンクリート配合試験・解析	報告書		
	グラウチング試験・解析	報告書		
	グラウチングデータ整理・解析	報告書		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第1章 道路環境調査</p> <p>第1節 環境影響評価 本調査は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（<u>平成25年4月1日国土交通省令第28号</u>）」（以下<u>この節において「技術指針省令」という</u>）に準拠して実施するものとする。</p> <p>第6101条 環境影響評価の区分 環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。 <u>(1) 計画段階配慮書（案）の作成</u> <u>(2) 方法書（案）の作成</u> <u>(3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</u> <u>(4) 調査</u> <u>(5) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</u> <u>(6) 準備書（案）の作成</u> <u>(7) 評価書（案）の作成</u> <u>(8) 評価書の補正等</u></p> <p>第6102条 計画段階配慮書（案）の作成</p> <p><u>1. 業務目的</u> 本業務は、<u>計画段階配慮書（以下この節において「配慮書」という。）に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。</u></p> <p><u>2. 業務内容</u></p> <p><u>(1) 計画準備</u> 受注者は、<u>業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容をし、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</u></p> <p><u>(2) 対象事業内容（事業特性）の把握</u> 受注者は、<u>技術指針省令第四条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</u></p> <p><u>(3) 現地踏査</u> 受注者は、<u>設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。</u></p>	<p>第1章 道路環境調査</p> <p>第1節 環境影響評価 本調査は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（<u>国土交通省令第15号・平成22年4月1日</u>）」（以下、「<u>技術指針省令</u>」という）に準拠して実施するものとする。</p> <p>第6101条 環境影響評価の区分 環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。 （新設） <u>(1) 方法書（案）の作成</u> <u>(2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</u> <u>(3) 調査</u> <u>(4) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</u> <u>(5) 準備書（案）の作成</u> <u>(6) 評価書（案）の作成</u> <u>(7) 評価書の補正等</u></p> <p>（新設）</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p><u>(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握</u> 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第四条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という）を把握するものとする。</p> <p><u>(5) 計画段階配慮事項の選定</u> 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第五条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。</p> <p><u>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定</u> 受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針省令第六～十条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p><u>(7) 配慮書（案）の作成</u> 受注者は、前（2）～（6）を基に、配慮書（案）を作成するものとする。また、配慮書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。</p> <p><u>(8) 位置等に関する複数案の設定</u> 受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業が実施されるべき区域の位置又は規模に関する複数案を適切に設定するものとする。</p> <p><u>(9) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p><u>(10) 報告書作成</u> 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6103 条 方法書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令 第十七条 に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 対象事業内容（事業特性）の把握 受注者は、技術指針省令 第二十条 第 1 項第一号に規定された対象事業の内容（以下 この節において 「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</p> <p>(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令 第二十条 第 1 項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下 この節において 「地域特性」という）を把握するものとする。</p> <p>(5) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 第二十一条 に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。</p> <p>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令 第二十二～二十七条 に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p>(7) 方法書（案）の作成 受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令 第十七条 に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。</p> <p>(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定 受注者は、技術指針省令 第十八条 に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。</p> <p>(9) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p>	<p>第 6102 条 方法書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令 第二条 に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告および縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 対象事業内容（事業特性）の把握 受注者は、技術指針省令 第五条 第 1 項第一号に規定された対象事業の内容（以下、「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。</p> <p>(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握 受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令 第五条 第 1 項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下、「地域特性」という）を把握するものとする。</p> <p>(5) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 第六条 に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。</p> <p>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性および地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令 第七～十二条 に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。</p> <p>(7) 方法書（案）の作成 受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令 第二条 に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。</p> <p>(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定 受注者は、技術指針省令 第三条 に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6104 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令 第二十条 に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 事業特性の把握 受注者は、技術指針省令 第二十条 第 1 項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(3) 地域特性の把握 受注者は、技術指針省令 第二十条 第 1 項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(4) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 第二十一条 に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。</p> <p>(5) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令 第二十二～二十七条 に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。</p> <p>(9) 照査 <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第 6105 条 調査</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 第二十四条 に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (4) 照査 <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第 6103 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令 第五条 に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 事業特性の把握 受注者は、技術指針省令 第五条 第 1 項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(3) 地域特性の把握 受注者は、技術指針省令 第五条 第 1 項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。</p> <p>(4) 環境影響評価の項目の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 第六条 に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。</p> <p>(5) 調査、予測及び評価の手法の選定 受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令 第七～十二条 に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 6104 条 調査</p> <p>1. 業務目的 本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 第九条 に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6106 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 第十五条、二十六条 に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令 第二十八条 に基づき、必要に応じて環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 予測 1) 受注者は、技術指針省令 第十五条 の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。 2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。</p> <p>(3) 環境保全措置の検討 受注者は、技術指針省令 第二十九条 ～ 第三十一条 の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。</p> <p>(4) 事後調査の検討 受注者は、技術指針省令 第三十二条 の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。</p> <p>(5) 評価 受注者は、技術指針省令 第二十六条 の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。</p> <p>(6) 総合評価 受注者は、技術指針省令 第三十三条 第 6 項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の (2)～(5) をとりまとめ、環境影響評価 の総合的な評価の一覧を作成するものとする。</p> <p><u>(7) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第 6105 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討</p> <p>1. 業務目的 本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令 第十二条、十一条 に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令 第十三条 に基づき、必要に応じて環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 予測 1) 受注者は、技術指針省令 第十二条 の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。 2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。</p> <p>(3) 環境保全措置の検討 受注者は、技術指針省令 第十四条 ～ 第十六条 の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。</p> <p>(4) 事後調査の検討 受注者は、技術指針省令 第十七条 の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。</p> <p>(5) 評価 受注者は、技術指針省令 第十一条 の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。</p> <p>(6) 総合評価 受注者は、技術指針省令 第十八条 第 6 項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の (2)～(5) をとりまとめ、環境影響評価 の総合的な評価の一覧を作成するものとする。</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6107 条 準備書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令 第三十三条 に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 準備書（案）の作成 受注者は、技術指針省令 第三十三条 の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）を作成するものとする。</p> <p><u>(5) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第 6108 条 評価書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令 第三十四条 に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 評価書（案）の作成 受注者は、技術指針省令 第三十四条 の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書（案）を作成するものとする。</p> <p><u>(4) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第 6109 条 評価書の補正等</p> <p>2. 業務内容 <u>(4) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第 6110 条 成果品</p> <p>1. 環境影響調査 受注者は、表 6.1.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品の提出に従い、2 部納品するものとする。</p>	<p>第 6106 条 準備書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、技術指針省令 第十八条 に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 準備書（案）の作成 受注者は、技術指針省令 第十八条 の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）を作成するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 6107 条 評価書（案）の作成</p> <p>1. 業務目的 本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令 第十九条 に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 評価書（案）の作成 受注者は、技術指針省令 第十九条 の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書（案）を作成するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 6108 条 評価書の補正等</p> <p>2. 業務内容 (新設)</p> <p>第 6109 条 成果品</p> <p>1. 環境影響調査 受注者は、表 6.1.1 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第2章 交通現況調査</p> <p>第 6203 条 単路部交通量調査 2. 業務内容 <u>(5) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>第 6204 条 交差点部交通量調査 2. 業務内容 (3) 交通量観測 受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、<u>「全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査実施要領」（国土交通省）（以下「渋滞調査マニュアル」という。）</u>に準ずるものとする。</p> <p><u>(5) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>第 6206 条 走行速度調査 2. 業務内容 <u>(5) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>第 6207 条 旅行速度調査 2. 業務内容 (4) 集計整理 受注者は、集計整理について、<u>「全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査実施要領 旅行速度調査編」（国土交通省）</u>に準ずるものとする。</p> <p><u>(5) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p>	<p>第2章 交通現況調査</p> <p>第 6203 条 単路部交通量調査 2. 業務内容 (新設)</p> <p>第 6204 条 交差点部交通量調査 2. 業務内容 (3) 交通量観測 受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、<u>「交通渋滞実態調査マニュアル」（旧建設省土木研究所、以下“渋滞調査マニュアル”と記す）</u>に準ずるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 6206 条 走行速度調査 2. 業務内容 (新設)</p> <p>第 6207 条 旅行速度調査 2. 業務内容 (4) 集計整理 受注者は、集計整理について、<u>第 6206 条走行速度調査第 2 項の(4)</u>に準ずるものとする。</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6209 条 路側OD調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>路側OD調査の項目は、「全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査（調査編）」（国土交通省・都市局、以下「OD調査要綱」という。）に基づき下記のとおりとする。</p> <p><u>(7) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>第 6210 条 オーナーインタビューOD調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 自家用車類OD調査</p> <p>受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された自家用自動車の保有者または使用者を訪問（<u>場合により郵送配布</u>）し、調査日の運行状況及び各トリップ毎の運行内容について、<u>調査要綱に従って</u>調査するものとする。実施にあたっては、<u>訪問調査の場合は</u>身分証明書を携帯した調査員が事前に対象者を訪問し、調査内容・目的・利用方法を説明し、調査指定日に対象者に記入してもらい、後日調査員が回収し（<u>場合により郵送回収</u>）、不明な個所の確認を行うものとする。</p> <p><u>(6) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>第 6211 条 交通渋滞調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 信号現示調査</p> <p>受注者は、信号現示を流入方向別および監督職員より指示された時間帯毎に調査する。また、信号交差点が連続している場合は、渋滞区間に隣接する信号交差点の現示も調査するものとする。なお、信号制御方式(定周期制御、感応制御)についても調査を行う。</p> <p><u>(10) 照査</u> 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p>	<p>第 6209 条 路側OD調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>路側OD調査の項目は、「全国道路街路交通情勢調査実施要綱自動車起終点調査（調査編）」（国土交通省・都市局、以下「OD調査要綱」と記す）に基づき下記のとおりとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 6210 条 オーナーインタビューOD調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 自家用車類OD調査</p> <p>受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された自家用自動車の保有者または使用者を訪問し、調査日の運行状況及び各トリップ毎の運行内容について、<u>訪問留置、訪問回収方式により</u>調査するものとする。実施にあたっては、身分証明書を携帯した調査員が事前に対象者を訪問し、調査内容・目的・利用方法を説明し、調査指定日に対象者に記入してもらい、後日調査員が回収し、不明な個所の確認を行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 6211 条 交通渋滞調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 信号現示調査</p> <p>受注者は、信号現示を流入方向別および監督職員より指示された時間帯毎に調査する。また、信号交差点が連続している場合は、渋滞区間に隣接する信号交差点の現示も調査するものとする。なお、信号制御方式(定周期制御、感応制御)についても<u>管轄警察に聞き取りによる補助</u>調査を行うものとする。</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6213 条 駐車場施設実態調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 調査対象駐車場の抽出</p> <p>受注者は、対象地域の駐車場について「全国道路街路交通情勢調査実施要綱駐車場調査（調査編）」（国土交通省、以下「駐車場調査要綱」という。）に示される対象駐車場を抽出するものとする。</p> <p><u>(5) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第 6214 条 駐車原単位調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>(8) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第 3 章 道路網・路線計画</p> <p>第 6302 条 現況調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>(5) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第 6303 条 交通量推計調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>(4) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p>第 6304 条 道路網・路線計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>(6) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p>	<p>第 6213 条 駐車場施設実態調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(2) 調査対象駐車場の抽出</p> <p>受注者は、対象地域の駐車場について「全国道路街路交通情勢調査実施要綱駐車場調査（調査編）」（国土交通省、以下「駐車場調査要綱」と記す）に示される対象駐車場を抽出するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 6214 条 駐車原単位調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(新設)</p> <p>第 3 章 道路網・路線計画</p> <p>第 6302 条 現況調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(新設)</p> <p>第 6303 条 交通量推計調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(新設)</p> <p>第 6304 条 道路網・路線計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第4章 道路設計</p> <p>第 6403 条 道路概略設計</p> <p>1. 業務目的 道路概略設計は、第 1206 条設計業務の内容 第2項 に示す業務を、設計図書に基づいて検討し、事業を実施しようとする最適の路線を選定することを目的とする。本業務は使用する地形図の種類により以下に細分される。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 路線選定 受注者は、当該地域の自然、社会的条件ならびにコントロール物件を考慮し、設計条件に適合した可能と思われる 比較案（3案を基本とする）の路線を選定する。路線選定に際し、 路線の平面線形、縦断線形は主要構造物（トンネル、橋梁、函渠、擁壁、土工構造物等）、連絡等施設を考慮して計画し、監督職員と協議の上、最適路線を選定するものとする。</p> <p>(8) 照査 受注者は、第 1108 条 照査技術者及び照査の実施に 基づくほか、 下記に示す事項を標準として照査を 実施 するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p>	<p>第4章 道路設計</p> <p>第 6403 条 道路概略設計</p> <p>1. 業務目的 道路概略設計は、第 1206 条設計業務の内容 第3項 に示す業務を、設計図書に基づいて検討し、事業を実施しようとする最適の路線を選定することを目的とする。本業務は使用する地形図の種類により以下に細分される。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 路線選定 受注者は、当該地域の自然、社会的条件ならびにコントロール物件を考慮し、設計条件に適合した可能と思われる 比較 3 案の路線を選定する。路線選定に際し、 路線の平面線形、縦断線形は主要構造物（トンネル、橋梁、函渠、擁壁、土工構造物等）、連絡等施設を考慮して計画し、監督職員と協議の上、最適路線を選定するものとする。</p> <p>(8) 照査 照査技術者は、第 1107 条 照査技術者及び照査の実施に 基づき、 下記に示す事項を標準として照査を 行い、管理技術者に提出 するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6404 条 道路予備設計(A)</p> <p>1. 業務目的 道路予備設計(A)は、概略設計によって決定された路線について、第 1206 条設計業務の内容 第 3 項 に示す業務の内、平面線形、縦横断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討と橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートを中心線を決定することを目的とする。なお、設計図書に基づき中心線座標の計算を行うものとする。</p> <p>2. 業務内容 (7) 照査 <u>受注者は、第 1108 条</u> 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を 実施 するものとする。なお、照査 事項 は第 6403 条道路概略設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。</p> <p>第 6406 条 道路予備設計(B)</p> <p>1. 業務目的 道路予備設計(B)は道路予備設計(A)、或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第 1206 条設計業務の内容 第 3 項 の業務のうち、図上での用地幅杭位置を決定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (12) 照査 <u>受注者は、第 1108 条</u> 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を 実施 するものとする。なお、照査 事項 は第 6403 条路概略設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。</p> <p>第 6407 条 道路予備修正設計(B)</p> <p>2. 業務内容 受注者は、業務内容について、第 6406 条道路予備設計(B)第 2 項に準ずるものとする。 <u>なお、縦断設計を除くものとする。</u></p>	<p>第 6404 条 道路予備設計(A)</p> <p>1. 業務目的 道路予備設計(A)は、概略設計によって決定された路線について、第 1206 条設計業務の内容 第 4 項 に示す業務の内、平面線形、縦横断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討と橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートを中心線を決定することを目的とする。なお、設計図書に基づき中心線座標の計算を行うものとする。</p> <p>2. 業務内容 (7) 照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u> 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を 行い、管理技術者に提出 するものとする。なお、照査 項目 は第 6403 条道路概略設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。</p> <p>第 6406 条 道路予備設計(B)</p> <p>1. 業務目的 道路予備設計(B)は道路予備設計(A)、或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第 1206 条設計業務の内容 第 4 項 の業務のうち、図上での用地幅杭位置を決定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (12) 照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u> 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を 行い、管理技術者に提出 するものとする。なお、照査 項目 は第 6403 条路概略設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。</p> <p>第 6407 条 道路予備修正設計(B)</p> <p>2. 業務内容 受注者は、業務内容について、第 6406 条道路予備設計(B)第 2 項に準ずるものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6408 条 道路詳細設計</p> <p>1. 業務目的 道路詳細設計は、道路予備設計(B)、或いは同修正設計(B)で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第 1206 条設計業務の内容 <u>第 4 項</u> に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。</p> <p>2. 業務内容 <u>(9) 舗装工設計</u> 受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、<u>基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・厚生を決定し、設計するものとする。</u></p> <p><u>(13) 照査</u> 受注者は、<u>第 1108 条</u> 照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 「詳細設計照査要領」に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。</p> <p>4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p>	<p>第 6408 条 道路詳細設計</p> <p>1. 業務目的 道路詳細設計は、道路予備設計(B)、或いは同修正設計(B)で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第 1206 条設計業務の内容 <u>第 5 項</u> に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。</p> <p>2. 業務内容 <u>(新設)</u></p> <p><u>(12) 照査</u> 照査技術者は、<u>第 1107 条</u> 照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 「詳細設計照査要領」に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。</p> <p>4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p>
<p>第 6410 条 歩道詳細設計</p> <p>2. 業務内容 <u>(11) 照査</u> 受注者は、<u>第 1108 条</u> 照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>なお、照査<u>事項</u>は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の (12) に準ずるものとする。</p>	<p>第 6410 条 歩道詳細設計</p> <p>2. 業務内容 <u>(11) 照査</u> 照査技術者は、<u>第 1107 条</u> 照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>なお、照査<u>項目</u>は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の (12) に準ずるものとする。</p>
<p>第 6412 条 平面交差点予備設計</p> <p>2. 業務内容 <u>(10) 照査</u> 受注者は、<u>第 1108 条</u> 照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>なお、照査<u>事項</u>は第 6403 条道路概略設計第 2 項の (8) に準ずるものとする。</p>	<p>第 6412 条 平面交差点予備設計</p> <p>2. 業務内容 <u>(10) 照査</u> 照査技術者は、<u>第 1107 条</u> 照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>なお、照査<u>項目</u>は第 6403 条道路概略設計第 2 項の (8) に準ずるものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6413 条 平面交差点詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(11)照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>なお、照査<u>事項</u>は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。</p>	<p>第 6413 条 平面交差点詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(11)照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>なお、照査<u>項目</u>は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。</p>
<p>第 6415 条 ダイヤモンド型 I C 予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(10)照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>なお、照査<u>事項</u>は第 6403 条道路概略設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。</p>	<p>第 6415 条 ダイヤモンド型 I C 予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(10)照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>なお、照査<u>項目</u>は第 6403 条道路概略設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。</p>
<p>第 6416 条 ダイヤモンド型 I C 詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(11)照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>なお、照査<u>事項</u>は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。</p>	<p>第 6416 条 ダイヤモンド型 I C 詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(11)照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>なお、照査<u>項目</u>は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。</p>
<p>第 6417 条 トランペット・クローバー型 I C 予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(10)照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>なお、照査<u>事項</u>は第 6403 条道路概略設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。</p>	<p>第 6417 条 トランペット・クローバー型 I C 予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(10)照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>なお、照査<u>項目</u>は第 6403 条道路概略設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。</p>
<p>第 6418 条 トランペット・クローバー型 I C 詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(11)照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>なお、照査<u>事項</u>は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。</p>	<p>第 6418 条 トランペット・クローバー型 I C 詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(11)照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>なお、照査<u>項目</u>は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6420 条 道路休憩施設予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(9) 照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に<u>基づくほか</u>、下記に示す事項を標準として<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 基本条件のもとで、選定結果について施設としての妥当性を照査し確認する。</p> <p>4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p> <p>第 6421 条 道路休憩施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(10)照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>なお、照査<u>事項</u>は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。</p> <p>第 6423 条 一般構造物予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(11)照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に<u>基づくほか</u>、下記に示す事項を標準として<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p>	<p>第 6420 条 道路休憩施設予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(9) 照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に<u>基づき</u>、下記に示す事項を標準として<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>3) 基本条件のもとで、選定結果について施設としての妥当性を照査し確認する。</p> <p>4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p> <p>第 6421 条 道路休憩施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(10)照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>なお、照査<u>項目</u>は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。</p> <p>第 6423 条 一般構造物予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(11)照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に<u>基づき</u>、下記に示す事項を標準として<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6424 条 一般構造物詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(9) 照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に<u>基づくほか</u>、下記に示す事項を標準として<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工方法の確認を行う。</p> <p>4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p> <p>第 6425 条 落石防護柵詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>なお、照査<u>事項</u>は第 6424 条一般構造物詳細設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。</p> <p>第 6426 条 一般構造物基礎工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>なお、照査<u>事項</u>は第 6424 条一般構造物詳細設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。</p> <p>第 8 節 調整池設計</p> <p>第 6427 条 調整池設計の区分</p> <p><u>1. 調整池設計は以下の区分により行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 調整池予備設計</u></p> <p><u>(2) 調整池詳細設計</u></p>	<p>第 6424 条 一般構造物詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(9) 照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に<u>基づき</u>、下記に示す事項を標準として<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工方法の確認を行う。</p> <p>4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p> <p>第 6425 条 落石防護柵詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>なお、照査<u>項目</u>は第 6424 条一般構造物詳細設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。</p> <p>第 6426 条 一般構造物基礎工詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>なお、照査<u>項目</u>は第 6424 条一般構造物詳細設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第6428条 調整池予備設計</p> <p>1. 業務目的 <u>道路建設による路面排水は、放流先の河川管理者との協議により、開発行為による流出量増加に対し、流出抑制対策として調整池の設置を指導される場合がある。</u> <u>調整池の設置が必要となった場合に、設計基準、河川条件、立地条件等の基本条件と整合を図り、調整池規模、基本構造諸元を決定することを目的とする。</u></p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 <u>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画を作成し、調査職員に提出するものとする。</u></p> <p>(2) 現地踏査 <u>受注者は、現地を踏査し、下水道計画図書、測量、土質調査資料等にもとづき、下記事項について把握するものとする。</u></p> <p>1) 地形等 <u>用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等</u></p> <p>2) 地質 <u>地質調査資料と現地との関係</u></p> <p>3) 関連管渠の位置、形状、管底高</p> <p>4) 吐口の予定位置</p> <p>5) 放流先の状況</p> <p>6) その他設計に必要な事項</p> <p>(3) 基本事項の検討 <u>受注者は、設計図書に示された道路構造、河川条件等について確認を行うとともに、調整池の設置目的及び必要とする機能、条件を確認・整理し、基本諸元の検討を行うものとする。主な検討項目は、次のとおりとする。</u></p> <p>1) 基本条件の確認</p> <p>2) 調整池の構造形式の検討 <u>構造形式について、構造特性、経済性、施工性、耐久性など技術的検討を行う。</u></p> <p>3) 配置計画の検討 <u>将来の拡張計画、周辺環境への影響を配慮するとともに、維持管理の方法を検討し施設全体の配置計画の検討を行う。</u></p> <p>4) 維持管理方式の検討 <u>調整池への流入・流出水量の制御方法の検討を行う。</u></p> <p>(4) 概略設計図 <u>受注者は、調整池の構造形式の比較案それぞれに対し、全体配置図、一般図を作成す</u></p>	<p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p><u>るものとする。</u> <u>全体配置図（平面図）は、地形図に施設全体の配置を記入する。</u> <u>一般図は、調整池及び基礎工の平面図、断面図とする。なお、寸法の表示は、構造物の主要寸法のみとする。</u></p> <p><u>（5）関係機関との協議用資料作成</u> <u>受注者は、設計図書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。</u></p> <p><u>（6）概算工事費</u> <u>受注者は、調整池の構造形式の比較案それぞれに対し、概算工事費を算定するものとする。</u></p> <p><u>（7）調整池構造形式比較一覧表の作成</u> <u>受注者は、構造形式比較案に関する検討結果をまとめ、調整池構造形式比較一覧表を作成するものとする。構造形式比較一覧表には、一般図（側面図、基礎工断面図）を記入し、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境について、得失および問題点を記述し各比較案の評価を行い、最適構造形式を明示するものとする。</u></p> <p><u>（8）照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者および照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u> <u>1）基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。</u> <u>特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備等については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</u> <u>2）設計方針、設計基準等の妥当性を確認し、基本設計に反映されているかの照査を行う。</u> <u>3）設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。</u></p> <p><u>（9）報告書作成</u> <u>受注者は、設計業務の成果として 第 1211 条設計業務の成果 に準じて報告書を作成するものとする。</u> <u>なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要報告書を作成するものとする。</u> <u>1）調整池の構造形式比較案それぞれについての技術的評価</u> <u>2）構造形式比較一覧表</u> <u>3. 貸与資料</u> <u>発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。</u> <u>（1）実測平面図（縮尺 1／500）</u> <u>（2）実測縦横断面図（縮尺 1／100～1／200）</u></p>	<p>（新設）</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p><u>(3) 地質調査報告書</u></p> <p>第 6429 条 調整池詳細設計</p> <p><u>1. 業務目的</u> 道路建設における調整池詳細設計は、調整池予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料および予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・河川条件等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p><u>2. 業務内容</u></p> <p><u>(1) 設計計画</u> 第 6428 条第 2 項 (1) に準ずるものとする。</p> <p><u>(2) 現地踏査</u> 第 6428 条第 2 項 (2) に準ずるものとする。</p> <p><u>(3) 基本事項の決定</u> 受注者は、基本設計等の貸与資料、特記仕様書及び指示事項に基づき下記の基本事項を決定するものとする。</p> <p><u>1) 配置計画</u> <u>2) 調整池躯体構造形式、基礎形式等の主要寸法</u></p> <p><u>(4) 構造物等の設計</u> 調整池の堤体等に一般構造物の設置が必要となる場合には、設計図書に基づき第 6424 条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。</p> <p><u>1) 設計条件の設定</u> 受注者は、設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。</p> <p><u>2) 本體工</u> 受注者は、主要構造物の構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。 また、流入・流出管、洪水吐き、排水管について、詳細仕様を定め、配管図を作成するものとする。</p> <p><u>3) 場内整備</u> 受注者は、調整池の敷地内の場内道路、雨水排水等の外構について詳細仕様を決定し、場内整備図を作成するものとする。 また、管理設備機器を設置する上屋の構造について検討し、構造図を作成するものとする。</p> <p><u>4) 土工設計</u> 受注者は、掘削、盛土、埋戻し等の土工設計を行い、土工数量根拠図を作成するものとする。</p> <p><u>(5) 施工計画</u></p>	<p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p><u>受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。</u></p> <p><u>(6) 仮設構造物設計</u> <u>受注者は、施工計画により必要となる仮排水路、工事用道路等の規模、構造諸元を検討し、設計図を作成するものとする。</u> <u>なお、構造計算、断面計算または流量計算を必要とする仮設構造物が必要となる場合には、設計図書に基づき別途仮設構造物設計を行い、図面及び数量計算書を作成するものとする。</u></p> <p><u>(7) 数量計算</u> <u>受注者は詳細構造に対して、各工種毎に数量計算書を作成するものとする。</u></p> <p><u>(8) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6428 条調整池予備設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。</u></p> <p><u>(9) 報告書作成</u> <u>受注者は、設計業務の成果として 第 1211 条設計業務の成果 に準じて報告書を作成するものとする。</u> <u>なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要報告書を作成するものとする。</u></p> <p><u>1) 設計条件</u> <u>2) 構造形式決定の経緯と選定理由</u> <u>3) 構造各部の検討内容と問題点</u> <u>4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果</u> <u>5) 施工段階での注意事項、検討事項</u></p> <p><u>3. 貸与資料</u> <u>発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。</u></p> <p><u>(1) 基本設計報告書</u> <u>(2) 実測平面図（縮尺 1／500）</u> <u>(3) 実測縦横断面図（縮尺 1／100～1／200）</u> <u>(4) 地質調査報告書</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第 9 節 成果品</p> <p>第 6430 条 成果品 受注者は、表 6.4.1～表 6.4.6 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果品^品の提出に従い、2 部納品するものとする。</p>	<p>第 8 節 成果品</p> <p>第 6427 条 成果品 受注者は、表 6.4.1～表 6.4.6 に示す成果品を作成し、第 1117 条成果物^物の提出に従い、2 部納品するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第5章 地下構造物設計</p> <p>第 6503 条 地下横断歩道等基本計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(8) 照査 <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>第 6504 条 地下横断歩道等予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 景観検討 受注者は、<u>特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には</u>、設計図書に基づき地下横断歩道等の上屋及び内装の概略景観検討を行うものとする。</p> <p>(9) 照査 <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>第 6505 条 地下横断歩道等詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 景観検討 受注者は、<u>特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には</u>、設計図書に基づき、地下横断歩道の上屋及び内装のデザインを立案し、比較検討の結果から採用案の選定を行なうものとする。</p> <p>(12)照査 <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>第 6507 条 共同溝基本検討</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(9) 照査 <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p>	<p>第5章 地下構造物設計</p> <p>第 6503 条 地下横断歩道等基本計画</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(8) 照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>第 6504 条 地下横断歩道等予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 景観検討 受注者は、設計図書に基づき地下横断歩道等の上屋及び内装の概略景観検討を行うものとする。</p> <p>(9) 照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>第 6505 条 地下横断歩道等詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 景観検討 受注者は、設計図書に基づき、地下横断歩道の上屋及び内装のデザインを立案し、比較検討の結果から採用案の選定を行なうものとする。</p> <p>(12)照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>第 6507 条 共同溝基本検討</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(9) 照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6508 条 開削共同溝予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(10)照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p>	<p>第 6508 条 開削共同溝予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(10)照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p>
<p>第 6509 条 開削共同溝詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(12)照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p>	<p>第 6509 条 開削共同溝詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(12)照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p>
<p>第 6510 条 シールド共同溝予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(13)照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。なお、照査項目は第 6508 条開削共同溝予備設計第 2 項の(10)に準ずるものとする。</p>	<p>第 6510 条 シールド共同溝予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(13)照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。なお、照査項目は第 6508 条開削共同溝予備設計第 2 項の(10)に準ずるものとする。</p>
<p>第 6511 条 シールド共同溝立坑予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(13)照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p>	<p>第 6511 条 シールド共同溝立坑予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(13)照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p>
<p>第 6512 条 シールド共同溝詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(15)照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p>	<p>第 6512 条 シールド共同溝詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(15)照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6513 条 シールド共同溝立坑詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(16)照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。なお、照査項目は第 6512 条シールド共同溝詳細設計第 2 項の(15)に準ずるものとする。</p> <p>第 6515 条 電線共同溝予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(11)照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>第 6516 条 電線共同溝詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(10)照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p>	<p>第 6513 条 シールド共同溝立坑詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(16)照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。なお、照査項目は第 6512 条シールド共同溝詳細設計第 2 項の(15)に準ずるものとする。</p> <p>第 6515 条 電線共同溝予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(11)照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>第 6516 条 電線共同溝詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(10)照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第6章 地下駐車場計画・設計</p> <p>第 6603 条 基本調査 2. 業務内容 (6) 照査 受注者は、<u>第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>第 6604 条 基本計画 2. 業務内容 (11)照査 受注者は、<u>第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>第 6606 条 地下駐車場本体予備設計 2. 業務内容 (8) 景観検討 受注者は、<u>特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には</u>、地下駐車場構造細部の決定に必要な景観検討を行うものとする。</p> <p>(12)照査 受注者は、<u>第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>第 6607 条 地下駐車場設備予備設計 2. 業務内容 (6) 照査 受注者は、<u>第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。なお、照査項目は第 6606 条地下駐車場本体予備設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。</p> <p>第 6609 条 地下駐車場本体詳細設計 2. 業務内容 (6) 照査 受注者は、<u>第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p>	<p>第6章 地下駐車場計画・設計</p> <p>第 6603 条 基本調査 2. 業務内容 (6) 照査 照査技術者は、<u>第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>第 6604 条 基本計画 2. 業務内容 (11)照査 照査技術者は、<u>第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>第 6606 条 地下駐車場本体予備設計 2. 業務内容 (8) 景観検討 受注者は、<u>設計図書に基づき</u>、地下駐車場構造細部の決定に必要な景観検討を行うものとする。</p> <p>(12)照査 照査技術者は、<u>第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>第 6607 条 地下駐車場設備予備設計 2. 業務内容 (6) 照査 照査技術者は、<u>第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。なお、照査項目は第 6606 条地下駐車場本体予備設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。</p> <p>第 6609 条 地下駐車場本体詳細設計 2. 業務内容 (6) 照査 照査技術者は、<u>第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6610 条 地下駐車場設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(15)照査</p> <p><u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。なお、照査項目は第 6609 条地下駐車場本体詳細設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。</p>	<p>第 6610 条 地下駐車場設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(15)照査</p> <p><u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。なお、照査項目は第 6609 条地下駐車場本体詳細設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第7章 トンネル設計</p> <p>第 6703 条 山岳トンネル予備設計</p> <p>2. 業務内容 (12) 景観検討 受注者は、<u>特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には</u>、坑門工等について概略の景観検討を行うものとする。</p> <p>(15) 照査 <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>第 6704 条 山岳トンネル詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (16) 景観検討 受注者は、<u>特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には</u>、坑門工等の景観検討を行うものとする。</p> <p>(20) 照査 <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>第 6706 条 シールドトンネル予備設計</p> <p>2. 業務内容 (15) 照査 <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>第 6707 条 シールドトンネル詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (20) 照査 <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p>	<p>第7章 トンネル設計</p> <p>第 6703 条 山岳トンネル予備設計</p> <p>2. 業務内容 (12) 景観検討 受注者は、<u>設計図書に基づき</u>、坑門工等について概略の景観検討を行うものとする。</p> <p>(15) 照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>第 6704 条 山岳トンネル詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (16) 景観検討 受注者は、<u>設計図書に基づき</u>、坑門工等の景観検討を行うものとする。</p> <p>(20) 照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>第 6706 条 シールドトンネル予備設計</p> <p>2. 業務内容 (15) 照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>第 6707 条 シールドトンネル詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (20) 照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6708 条 立坑予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(12)景観検討 受注者は、<u>特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には</u>、立坑上部の建屋の概略景観検討を行うものとする。</p> <p>(15)照査 <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。なお、照査項目は第 6706 条シールドトンネル予備設計第 2 項の (15) に準ずるものとする。</p> <p>第 6709 条 立坑詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(18)景観検討 受注者は、<u>特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には</u>、立坑上部の建屋の景観検討を行うものとする。</p> <p>(21)照査 <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。なお、照査項目は第 6707 条シールドトンネル詳細設計第 2 項の (20) に準ずるものとする。</p> <p>第 6711 条 開削トンネル予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(14)景観検討 受注者は、<u>特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には</u>、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の (12) に準ずるものとする。</p> <p>(17)照査 <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。なお、照査項目は第 6706 条シールドトンネル予備設計第 2 項の (15) に準ずるものとする。</p>	<p>第 6708 条 立坑予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(12)景観検討 受注者は、<u>設計図書に基づき</u>、立坑上部の建屋の概略景観検討を行うものとする。</p> <p>(15)照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。なお、照査項目は第 6706 条シールドトンネル予備設計第 2 項の (15) に準ずるものとする。</p> <p>第 6709 条 立坑詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(18)景観検討 受注者は、<u>設計図書に基づき</u>、立坑上部の建屋の景観検討を行うものとする。</p> <p>(21)照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。なお、照査項目は第 6707 条シールドトンネル詳細設計第 2 項の (20) に準ずるものとする。</p> <p>第 6711 条 開削トンネル予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(14)景観検討 受注者は、<u>景観検討について</u>、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の (12) に準ずるものとする。</p> <p>(17)照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。なお、照査項目は第 6706 条シールドトンネル予備設計第 2 項の (15) に準ずるものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6712 条 開削トンネル詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(19)景観検討 受注者は、<u>特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には</u>、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の(16)に準ずるものとする。</p> <p>(22)照査 <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。なお、照査項目は第 6707 条シールドトンネル詳細設計第 2 項の(20)に準ずるものとする。</p> <p>第 6714 条 トンネル設備予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(12)照査 <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>第 6715 条 トンネル設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(18)照査 <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p>	<p>第 6712 条 開削トンネル詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(19)景観検討 受注者は、<u>景観検討について</u>、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の(16)に準ずるものとする。</p> <p>(22)照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。なお、照査項目は第 6707 条シールドトンネル詳細設計第 2 項の(20)に準ずるものとする。</p> <p>第 6714 条 トンネル設備予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(12)照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>第 6715 条 トンネル設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(18)照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第8章 橋梁設計</p> <p>第 6803 条 橋梁予備設計 2. 業務内容 (8) 景観検討 受注者は、<u>特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には</u>、橋梁形式の選定に必要な概略の景観検討を行うものとする。</p> <p>(12) 照査 <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>第 6804 条 橋梁詳細設計 2. 業務内容 (8) 景観検討 受注者は、<u>特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には</u>、橋梁細部構造の決定に必要な景観検討を行うものとする。</p> <p>(17) 照査 <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>第 6806 条 橋梁拡幅予備設計 2. 業務内容 (11) 照査 <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>第 6807 条 橋梁拡幅詳細設計 2. 業務内容 (15) 照査 <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p>	<p>第8章 橋梁設計</p> <p>第 6803 条 橋梁予備設計 2. 業務内容 (8) 景観検討 受注者は、<u>設計図書に基づき</u>、橋梁形式の選定に必要な概略の景観検討を行うものとする。</p> <p>(12) 照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>第 6804 条 橋梁詳細設計 2. 業務内容 (8) 景観検討 受注者は、<u>設計図書に基づき</u>、橋梁細部構造の決定に必要な景観検討を行うものとする。</p> <p>(17) 照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>第 6806 条 橋梁拡幅予備設計 2. 業務内容 (11) 照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>第 6807 条 橋梁拡幅詳細設計 2. 業務内容 (15) 照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第6編 道路編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 6809 条 橋梁補強予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(12)照査 <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>第 6810 条 橋梁補強詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(14)照査 <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p> <p>(15)報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、下記の事項について解説し取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計条件 2) <u>予備設計報告書に基づく補強工法設定経緯</u> 3) <u>補強工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目</u> 4) <u>補強工種用断面寸法等設計計算の主要結果</u> 5) 主要材料、工事数量の総括 6) 施工段階での注意事項・検討事項 <p>第 9 章 道路施設点検</p> <p>第 6902 条 道路防災カルテ点検</p> <p>2. 業務内容</p> <p><u>(4) 照査</u> <u>受注者は、第 1108 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>照査を実施</u>するものとする。</p>	<p>第 6809 条 橋梁補強予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(12)照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>第 6810 条 橋梁補強詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(14)照査 <u>照査技術者は、第 1107 条</u>照査技術者及び照査の実施に基づき、<u>下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出</u>するものとする。</p> <p>(15)報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、下記の事項について解説し取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計条件 2) <u>補強工法選定理由（構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境の要件の解説）</u> 3) <u>上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目</u> 4) <u>主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果</u> 5) 主要材料、工事数量の総括 6) 施工段階での注意事項・検討事項 <p>第 9 章 道路施設点検</p> <p>第 6902 条 道路防災カルテ点検</p> <p>2. 業務内容 (新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第1章 基本計画策定</p> <p>第8102条 下水道基本構想</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、<u>設計図書</u>に示す業務内容を確認し、<u>第1112条業務計画書</u>第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 一般的事項</p> <p>受注者は、調査及び計画に当り、地域社会の動向、国土形成計画（全国計画・広域地方計画）、都道府県総合開発計画、その他の上位計画、環境基本計画、公害防止計画との整合性を考慮して計画をたてる<u>とともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なくと打合せを行う</u>ものとする。</p> <p>(4) 現地踏査</p> <p>受注者は、特記仕様書に示す項目に関して現地踏査を実施するとともに、計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な踏査を行<u>わなければならない</u>。</p> <p><u>(6) 照査</u></p> <p><u>受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(7) 報告書作成</u></p> <p>受注者は、<u>業務</u>の成果として、第1210条<u>調査業務及び計画業務の成果</u>に準じて<u>報告書</u>を作成するものとする。</p>	<p>第1章 基本計画策定</p> <p>第8102条 下水道基本構想</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、<u>特記仕様書</u>に示す業務内容を確認し、<u>第1110条</u>第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 一般的事項</p> <p>受注者は、調査及び計画に当り、地域社会の動向、国土形成計画（全国計画・広域地方計画）、都道府県総合開発計画、その他の上位計画、環境基本計画、公害防止計画との整合性を考慮して計画をたてるものとする。</p> <p>(4) 現地踏査</p> <p>受注者は、特記仕様書に示す項目に関して現地踏査を実施するとともに、計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な踏査を行<u>うものとする</u>。</p> <p><u>(6) 報告書作成</u></p> <p>受注者は、<u>調査業務</u>の成果として、第1210条に準じて作成するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 8103 条 公共下水道全体計画</p> <p>1. 業務の目的 本業務は、発注者において、公共下水道事業計画を定めるに当たり、特記仕様書に示す事項につき下水道に関する基本計画を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 一般的事項 受注者は、調査及び計画に当たり、地域社会の動向、国土形成計画、<u>地方総合開発計画</u>、都道府県総合開発計画、その他の上位計画、土地利用その他、地域地区の計画、都市計画に関する基礎調査との関連性、環境基本計画、公害防止計画との整合性、総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。</p> <p><u>(6) 照査</u> 受注者は、<u>第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(7) 報告書作成</u> 第 8102 条第 2 項の <u>(7)</u> に準ずるものとする。</p> <p>第 8104 条 下水道法による事業認可設計</p> <p>2. 業務内容 <u>(6) 照査</u> 受注者は、<u>第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(7) 報告書作成</u> 第 8102 条第 2 項の <u>(7)</u> に準ずるものとする。</p> <p>第 8105 条 都市計画決定図書作成</p> <p>2. 業務内容 <u>(5) 照査</u> 受注者は、<u>第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(6) 報告書作成</u> 第 8102 条第 2 項の <u>(7)</u> に準ずるものとする。</p>	<p>第 8103 条 公共下水道全体計画</p> <p>1. 業務の目的 本業務は、発注者において、公共下水道事業計画を定めるに当たり、特記仕様書に示す事項につき下水道<u>整備</u>に関する基本計画を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (2) 一般的事項 受注者は、調査及び計画に当たり、地域社会の動向、国土形成計画 <u>(全国計画・広域地方計画)</u>、都道府県総合開発計画、その他の上位計画、土地利用その他、地域地区の計画、都市計画の<u>関</u>する基礎調査との関連性、環境基本計画、公害防止計画との整合性、総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) 報告書作成</u> 第 8102 条第 2 項の <u>(6)</u> に準ずるものとする。</p> <p>第 8104 条 下水道法による事業認可設計</p> <p>2. 業務内容 <u>(新設)</u></p> <p><u>(6) 報告書作成</u> 第 8102 条第 2 項の <u>(6)</u> に準ずるものとする。</p> <p>第 8105 条 都市計画決定図書作成</p> <p>2. 業務内容 <u>(新設)</u></p> <p><u>(5) 報告書作成</u> 第 8102 条第 2 項の <u>(6)</u> に準ずるものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

第 8106 条 都市計画事業認可申請図書作成

2. 業務内容

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

第 8102 条第 2 項の (7) に準ずるものとする。

第 8107 条 成果品

受注者は、表 8-1-1 成果品一覧表に示す成果品を作成し、原図 1 部、コピー指定部を納品するものとする。

表 8-1-1 基本計画策定成果品一覧表 (1)

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	成果品数		摘要
				原図	コピー	
下水道基本構想	下水道基本構想	下水道基本構想説明書	A 4	1	30	
		基本構想図	1/25,000	〃	3	
	その他参考図書					
公共下水道全体計画	下水道全体計画	下水道全体計画説明書	A 4	1	30	
		下水道全体計画一般図 (汚水・雨水)	A 1 又は A 0 1/10,000程度	〃	3	
		区画割施設平面図 (汚水・雨水)	A 1 又は A 0 1/2,500程度	〃	〃	
		幹線管渠縦断面図	H=1/2,500程度 V=1/100程度	〃	〃	
		管渠の流量計算書		〃	〃	
		ポンプ場・終末処理場平面図 水位関係図	A 1、1/1,000程度	〃	〃	
	その他参考図書					

旧

第 8106 条 都市計画事業認可申請図書作成

2. 業務内容

(新設)

(5) 報告書作成

第 8102 条第 2 項の (6) に準ずるものとする。

第 8107 条 成果品

受注者は、成果品一覧表に示す成果品を作成し、原図 1 部、コピー指定部を納品するものとする。

表 8-1-1 基本計画策定成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	成果品数		摘要
				原図	コピー	
下水道基本構想	下水道基本構想	下水道基本構想説明書	A 4	1	30	
		基本構想図	1/25,000	〃	3	
	その他参考図書					
公共下水道全体計画	下水道全体計画	下水道全体計画説明書	A 4	1	30	
		全体計画一般図 (汚水・雨水)	A 1 又は A 0 1/10,000程度	〃	3	
		区画割施設平面図 (汚水・雨水)	A 1 又は A 0 1/2,500程度	〃	〃	
		幹線管渠縦断面図	H=1/2,500程度 V=1/100程度	〃	〃	
		管渠の流量計算書		〃	〃	
		ポンプ場・終末処理場平面図 水位関係図	1/1,000程度	〃	〃	
	その他参考図書					

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H 2 7 改訂 (軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略)

旧

表 8-1-1 基本計画策定成果品一覧表(2)

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	成果品数		摘 要
				原図	コピー	
下水道法による事業認可設	事業計画申請図書	事業計画書	A 4	1	30	
		事業計画説明書	A 4	〃	〃	
		下水道計画一般図(汚水・雨水)	1/10,000程度	〃	5	
		主要な管渠の区画割施設平面図(汚水・雨水)	1/2,500程度	〃	〃	
		主要な管渠縦断面図(汚水・雨水)	H=1/2,500程度 V=1/100程度	〃	〃	
		主要な管渠の流量計算書		〃	〃	
		ポンプ場平面図	1/500程度	〃	〃	
		施設断面図(推移関係含む)	1/100程度	〃	〃	
		終末処理場平面図	1/500程度	〃	〃	
		水位関係図	V=1/100程度、H=任意	〃	〃	
		フローシート図		〃	〃	
		水処理施設断面図	1/100程度	〃	〃	
		汚泥処理施設断面図	1/100程度	〃	〃	
		管理棟・汚泥棟平面図	1/100程度	〃	〃	
	下水道放流先の状況を明らかにする図面	1/50,000程度	〃	〃		
その他参考図書	区画割平面図(汚水・雨水) 枝線の管渠流量計算書	1/2,500程度				

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	成果品数		摘 要
				原図	コピー	
下水道法による事業認可設	事業計画申請図書	事業計画書	A 4	1	30	
		事業計画説明書	A 4	〃	〃	
		下水道計画一般図(汚水・雨水)	1/10,000程度	〃	5	
		主要な管渠の区画割施設平面図(汚水・雨水)	1/2,500程度	〃	〃	
		主要な管渠縦断面図(汚水・雨水)	H=1/2,500程度 V=1/100程度	〃	〃	
		主要な管渠の流量計算書		〃	〃	
		ポンプ場平面図	1/500程度	〃	〃	
		施設断面図(推移関係含む)	1/100程度	〃	〃	
		終末処理場平面図	1/500程度	〃	〃	
		水位関係図		〃	〃	
		フローシート図		〃	〃	
		水処理施設断面図	1/100程度	〃	〃	
		汚泥処理施設断面図	1/100程度	〃	〃	
		管理棟・汚泥棟平面図	1/100程度	〃	〃	
	下水道放流先の状況を明らかにする図面	1/50,000程度	〃	〃		
その他参考図書	区画割平面図(汚水・雨水) 枝線の管渠流量計算書	1/2,500程度				

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

表 8-1-1 基本計画策定成果品一覧表(3)

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	成果品数		摘要
				原図	コピー	
都市計画決定図書作成	計画図書	計画書	A 4	1	5	
		下水道計画総括図	1/25,000程度	〃	〃	
		下水道計画図	1/2,500程度	〃	〃	
		ポンプ場・終末処理場計画平面図	1/1,000程度	〃	〃	着色
	その他参考図書					
都市計画事業認可申請図書作成	事業認可申請図書	申請書、計画書、資金計画書	A 4	1	5	
	事業地を表示する図面	下水道計画一般図	1/25,000程度	〃	〃	着色
		主要な管渠の施設平面図	1/2,500程度	〃	〃	〃
		管渠平面図、ポンプ場平面図 終末処理場平面図	1/500程度	〃	〃	〃
	設計の概要を表示する図面	区画割平面図	1/2,500程度	〃	〃	
		ポンプ場、終末処理場計画平面図	1/500程度	〃	〃	
	その他参考図書	計画概要書、都市計画用途地域図 主要管渠縦断面図 ポンプ場水位関係図、ポンプ場吐口等施設図 終末処理場水位関係図、終末処理場吐口等施設図 流量表、字界図、丈量図			〃	〃

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	成果品数		摘要
				原図	コピー	
都市計画決定図書作成	計画図書	計画書	A 4	1	5	
		下水道計画総括図	1/25,000程度	〃	〃	
		下水道計画図	1/2,500程度	〃	〃	
		ポンプ場・終末処理場計画平面図	1/1,000程度	〃	〃	着色
	その他参考図書					
都市計画事業認可申請図書作成	事業認可申請図書	申請書、計画書、資金計画書	A 4	1	5	
	事業地を表示する図面	下水道計画一般図	1/25,000程度	〃	〃	着色
		主要な管渠の施設平面図	1/2,500程度	〃	〃	〃
		管渠平面図、ポンプ場平面図 終末処理場平面図	1/500程度	〃	〃	〃
	設計の概要を表示する図面	区画割平面図	1/2,500程度	〃	〃	
			1/500程度	〃	〃	
	その他参考図書	計画概要書、都市計画用途地域図 主要管渠縦断面図 ポンプ場水位関係図、ポンプ場吐口等施設図 終末処理場水位関係図、終末処理場吐口等施設図 流量表、字界図、丈量図			〃	〃

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第2章 下水管渠設計</p> <p>第 8202 条 下水管渠基本設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料の収集 受注者は、業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件(電柱、架空線等)については、関係官公署、企業者等の将来計画を含め十分調査しなければならない。</p> <p>(3) 現地踏査 受注者は、特記仕様書に示された設計対象区域について、貸与資料を基に現地踏査を行い、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況及び近接構造物等現地状況を十分に把握し、整理しなければならない。 なお、現地調査(測量、地質調査、在来管調査等)を必要とする場合は、受注者は、その理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>(4) 地下埋設物調査 受注者は、設計図書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。</p> <p>(6) 設計図の作成</p> <p>5) 概略構造図 概略構造図(S=1/50~1/100)は、次の要領で作成する。 発注者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは、縦断面図と同一記号を用いて図面を作成する。 特殊な人孔、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越等特に構造図を必要とするものについて概略の形状図を作成する。</p> <p>(8) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>(9) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて、設計報告書、設計図、数量計算書等を取りまとめ、報告書を作成するものとする。</p>	<p>第2章 下水管渠設計</p> <p>第 8202 条 下水管渠基本設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、第 1110 条第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料の収集 受注者は、業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件(電柱、架空線等)については、関係官公署、企業者等の将来計画を含め十分調査をするものとする。</p> <p>(3) 現地踏査 受注者は、特記仕様書に示された設計対象区域について、貸与資料を基に現地踏査を行い、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況及び近接構造物等現地状況を十分に把握し、整理するものとする。 なお、現地調査(測量、地質調査、在来管調査等)を必要とする場合は、受注者は、その理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>(4) 地下埋設物調査 受注者は、特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認なければならない。</p> <p>(6) 設計図の作成</p> <p>5) 概略構造図 概略構造図(S=1/10~1/100)は、次の要領で記入する。 発注者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは、縦断面図と同一記号を用いて図面を作成する。 特殊な人孔、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越等特に構造図を必要とするものについて概略の形状図を作成する。</p> <p>(8) 照査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第 1107 条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>(9) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第 1211 条に準じて、設計報告書、設計図、数量計算書等を取りまとめ、報告書を作成するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 8203 条 下水管渠詳細設計</p> <p>1. 業務目的 下水管渠詳細設計は、下水管渠基本設計で検討された基本事項又は<u>設計図書</u>に示された設計条件に対して、第 1206 条第 4 項に示す業務を行い、工事発注に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に、工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (7) 各種計算 管種、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当たっては、発注者と十分打合せの上、計算方針を確認<u>して行わなければならない。</u></p> <p>(8) 数量計算 土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、<u>事前事後処理</u>等材料別に数量を算出する。</p> <p>(9) 照査 <u>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</u> <u>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</u> <u>2) 工法選定にあたっての比較検討の方法及び内容について適正であるかの照査を行う。また、一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているか、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</u> <u>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</u> <u>4) 構造計算、容量計算、数量計算、耐震設計計算等（以下、「設計計算」という。）の内容及び適切性について照査を行う。</u> <u>5) 設計計算と設計図の整合性に着目し照査を行う。</u></p>	<p>第 8203 条 下水管渠詳細設計</p> <p>1. 業務目的 下水管渠詳細設計は、下水管渠基本設計で検討された基本事項又は<u>特記仕様書</u>に示された設計条件に対して、第 1206 条第 6 項に示す業務を行い、工事発注に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に、工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (7) 各種計算 管種、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当たっては、発注者と十分打合せの上、計算方針を確認<u>するものとする。</u></p> <p>(8) 数量計算 土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法等材料別に数量を算出する。</p> <p>(9) 照査 <u>第 8202 条第 2 項の(8)に準ずるものとする。</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H 2 7 改訂 (軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略)

第 8204 条 成果品

受注者は、表 8-2-1 成果品一覧表に示す成果品を作成し、原図 1 部、コピー指定部を納品するものとする。

表 8-2-1 下水管渠実施設計成果品一覧表 (1)

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	成果品数		摘 要
				原図	コピー	
基本設計	設計図	位置図	1/10,000~1/30,000	1	3	
		区画割施設平面図	1/2,500	〃	〃	
		縦断面図	H=1/2,500、V=1/100	〃	〃	
		概略構造図	1/10~1/100	〃	〃	
	設計報告書	流量計算表	A 4 又は A 3	〃	〃	
		概略工法検討書	A 4	〃	〃	
		報告書	A 4	〃	〃	
	その他参考図書					

旧

第 8204 条 成果品

受注者は、成果品一覧表に示す成果品を作成し、原図 1 部、コピー指定部を納品するものとする。

表 8-2-1 下水管渠実施設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	成果品数		摘 要
				原図	コピー	
基本設計	設計図	位置図	1/10,000~1/30,000	1	3	
		区画割施設平面図	1/2,500	〃	〃	
		縦断面図	H=1/2,500、V=1/100	〃	〃	
		概略構造図	1/10~1/100	〃	〃	
	設計報告書	流量計算表	A 4 又は A 3	〃	〃	
		概略工法検討書	A 4	〃	〃	
		報告書	A 4	〃	〃	
	その他参考図書					

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

表 8-2-1 下水管渠実施設計成果品一覧表(2)

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	成果品数		摘 要
				原図	コピー	
詳細設計	設計図	位置図	1/10,000~1/30,000	1	3	
		系統図	1/2,000~1/3,000	〃	〃	
		施設平面図	1/300~1/500	〃	〃	
		詳細平面図	1/100~1/300	〃	〃	
		縦断面図	H=1/300~1/500、V=1/100	〃	〃	
		横断面図	1/50~1/100	〃	〃	
		構造図、仮設図	1/10~1/100	〃	〃	
	設計報告書	水理流量計算書	A4	〃	〃	
		構造計算書（耐震設計計算書を含む）	A4又はA3	〃	〃	
		数量計算書、報告書 工事特記仕様書	A4	〃	〃	
その他参考資料						
(協議用資料)	(協議用資料)	適宜			設計図書による	

設計種別	設計項目	成果品項目	縮 尺	成果品数		摘 要
				原図	コピー	
詳細設計	設計図	位置図	1/10,000~1/30,000	1	3	
		系統図	1/2,000~1/3,000	〃	〃	
		施設平面図	1/300~1/500	〃	〃	
		詳細平面図	1/50~1/300	〃	〃	
		縦断面図	H=1/300~1/500、V=1/100	〃	〃	
		横断面図	1/50~1/100	〃	〃	
		構造図、仮設図	1/10~1/100	〃	〃	
	設計報告書	水理流量計算書	A4	〃	〃	
		構造計算書（耐震設計計算書を含む）	A4又はA3	〃	〃	
		数量計算書、報告書 工事特記仕様書	A4	〃	〃	
その他参考資料						
(協議用資料)	(協議用資料)	適宜			特記仕様書による	

注（ ）内は、設計図書に基づいて作成する。

注（ ）内は、特記仕様書に基づいて作成する。

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

「別紙」

標準業務内容
下水道基本構想の作成

作業項目	作業内容	細目
1. 基礎調査 1-2 資料収集整理	下水道関係の把握 既存の下水道計画	下水道整備構想エリアマップ、 汚水処理施設整備構想 、流域別下水道整備総合計画、下水道類似施設（地域尿尿処理施設、農業集落排水施設、合併処理浄化槽） 等
6. 図書作成及び報告書作成	基本構想図の作成	集合処理区全体を記載する。（1/25,000 程度 ）

標準業務内容
下水道基本構想の作成

作業項目	作業内容	細目
1. 基礎調査 1-2 資料収集整理	下水道関係の把握 既存の下水道計画	下水道整備構想エリアマップ、流域別下水道整備総合計画、下水道類似施設（地域尿尿処理施設、農業集落排水施設、合併処理浄化槽）
6. 図書作成及び報告書作成	基本構想図の作成	集合処理区全体を記載する。（1/25,000）

標準業務内容
公共下水道全体計画の作成

作業項目	作業内容	細目
1. 基礎調査 1-3 汚水計画関連資料収集・整理	環境上の規制の整理 水質環境基準の 類型 と基準点	処理場放流予定地の流量・水質データの収集（現地での測定は別途業務）
1-5 既存の下水道及び尿尿処理の状況	既存施設についての必要資料とデータの収集	施工年次と区域、施設の概要、ポンプ場・処理場の運転実績 集落排水事業等の概要、尿尿処理、浄化槽等の現況計画資料
1-6 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「基礎調査」における方針の確定・確認と作業内容の照査

標準業務内容
公共下水道全体計画の作成

作業項目	作業内容	細目
1. 基礎調査 1-3 汚水計画関連資料収集・整理	環境上の規制の整理 水質環境基準の 類例 と基準点	処理場放流予定地の流量・水質データの収集（現地での測定は別途業務）
1-5 既存の下水道及び尿尿処理の状況	既存施設についての必要資料とデータの収集	施工年次と区域、施設の概要、ポンプ場・処理場の運転実績
1-6 まとめと照査		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

標準業務内容

公共下水道全体計画の作成

作業項目	作業内容	細目
3. 基本事項の検討 3-4 汚水量原単位	家庭汚水量原単位の設定	生活汚水量の設定、営業用水率を分区域に設定、地下水混入率の設定
3-11 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「基本事項の検討」における方針の確定・確認と作業内容の照査
4. 根幹的施設の配置の検討 4-5 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「根幹的施設の配置の検討」における方針の確定・確認と作業内容の照査
5. 汚水管渠計画 5-1 測量（別途計上）	予想幹線ルートに沿った地盤高の測量	道路交点、地形変化点、幹線布設高に影響を及ぼすと予想される低地盤地点、河川、水路、鉄道等の横断部の必要箇所
5-6 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「汚水管渠計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
6. 雨水管渠計画 6-1 測量（別途計上）	予想主要排水路に沿った地盤高及び既存水路（河川を除く）の縦横断測量	5-1の場合と同様、吐口地点の河海等の底高、水面高、堤防高等
6-9 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「雨水管渠計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
7. 汚水ポンプ場計画 7-5 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「汚水ポンプ場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査

標準業務内容

公共下水道全体計画の作成

作業項目	作業内容	細目
3. 基本事項の検討 3-4 汚水量原単位	家庭汚水量原単位の設定	基礎家庭汚水量の設定、営業用水率を分区域に設定、地下水混入率の設定
3-11 まとめと照査		
4. 根幹的施設の配置の検討 4-5 まとめと照査		
5. 汚水管渠計画 5-1 測量（別途直接経費にて計上）	予想幹線ルートに沿った地盤高の測量	道路交点、地形変化点、幹線布設高に影響を及ぼすと予想される低地盤地点、河川、水路、鉄道等の横断部の必要箇所
5-6 まとめと照査		
6. 雨水管渠計画 6-1 測量（別途直接経費にて計上）	予想主要排水路に沿った地盤高及び既存水路（河川を除く）の縦横断測量	5-1の場合と同様、吐口地点の河海等の底高、水面高、堤防高等
6-9 まとめと照査		
7. 汚水ポンプ場計画 7-5 まとめと照査		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

標準業務内容

公共下水道全体計画の作成

作業項目	作業内容	細目
8. 雨水ポンプ場計画 8-5 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「雨水ポンプ場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
9. 終末処理場計画 9-7 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	終末処理場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査

標準業務内容

公共下水道全体計画の作成

作業項目	作業内容	細目
8. 雨水ポンプ場計画 8-5 まとめと照査		
9. 終末処理場計画 9-7 まとめと照査		

標準業務内容

下水道法による事業計画認可設計の作成

作業項目	作業内容	細目
1. 基本作業の確認	基本事項の確認及び要望事項の打合せ	全体計画一般、財政状況、事業計画認可の作業スケジュール等、事業の目標年次、 計画 区域（区域外流入の有無）
2. 基本事項の検討 2-1 認可区域及び認可区域計画フレームの設定	事業計画 区域・分区の設定、計画処理人口・計画観光人口等の設定	全体計画の計画値に基づき、 事業計画 目標年次の認可区域内計画値推定
2-2 計画汚水量、汚濁負荷量の算定	汚水量、汚濁負荷量原単位等の検討 計画汚水量、汚濁負荷量の算定	全体計画の計画値に基づき、 事業計画 目標年次の家庭汚水、観光汚水、工場排水の汚水量及び汚濁負荷量原単位の設定 事業計画 目標年次の発生源別日平均、日最大、時間最大汚水量及びBOD、SS汚濁負荷量の算定 汚水量及び汚濁負荷量の地区、分区への配分

標準業務内容

下水道法による事業計画認可設計の作成

作業項目	作業内容	細目
1. 基本作業の確認	基本事項の確認及び要望事項の打合せ	全体計画一般、財政状況、事業計画認可の作業スケジュール等、事業の目標年次、 認可計画 区域（区域外流入の有無）
2. 基本事項の検討 2-1 認可区域及び認可区域計画フレームの設定	認可 区域・分区の設定、計画処理人口・計画観光人口等の設定	全体計画の計画値に基づき、 認可 目標年次の認可区域内計画値推定
2-2 計画汚水量、汚濁負荷量の算定	汚水量、汚濁負荷量原単位等の検討 計画汚水量、汚濁負荷量の算定	全体計画の計画値に基づき、 認可 目標年次の家庭汚水、観光汚水、工場排水の汚水量及び汚濁負荷量原単位の設定 認可 目標年次の発生源別日平均、日最大、時間最大汚水量及びBOD、SS汚濁負荷量の算定 汚水量及び汚濁負荷量の地区、分区への配分

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

標準業務内容

下水道法による事業計画認可設計の作成

作業項目	作業内容	細目
2-2 計画汚水量、汚濁負荷量の算定	計画流入・放流水質の決定	事業計画目標年次の流入水質及び放流水質の決定 (BOD、SS)
2-3 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「基本事項の検討」における方針の確定・確認と作業内容の照査
3. 污水管渠計画		
3-1 測量（別途計上）	事業計画区域内の道路地盤高の測量	道路交点、地形変化点、低地盤地点、河川、水路、鉄道等の横断部の必要箇所
3-6 雨水管渠計画との調整	雨水管渠との競合路線、交差部のチェック	主要な管渠の競合部における占用位置の確保及び交差部におけるクリアランスの確保
3-11 下水道計画一般図作成		全体計画区域、処理区、計画区域、分区界、幹線ルート、ポンプ場、処理場の位置及び各名称、水質環境基準の類型、類型区間の範囲、水質基準点の位置等の記入
3-15 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「污水管渠計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査

標準業務内容

下水道法による事業計画認可設計の作成

作業項目	作業内容	細目
2-2 計画汚水量、汚濁色荷量の算定	計画流入・放流水質の決定	認可目標年次の流入水質及び放流水質の決定 (BOD、SS)
2-3 まとめと照査		
3. 污水管渠計画		
3-1 測量（別途直接経費にて計上）	事業認可区域内の道路地盤高の測量	道路交点、地形変化点、低地盤地点、河川、水路、鉄道等の横断部の必要箇所
3-6 雨水管渠計画との調整	雨水管渠との競合路線、交差部のチェック	主要な管渠の統合部における占用位置の確保及び交差部におけるクリアランスの確保
3-11 水道計画一般図作成		全体計画区域、処理区、認可区域、分区界、幹線ルート、ポンプ場、処理場の位置及び各名称、水質環境基準の類型、類型区間の範囲、水質基準点の位置等の記入
3-15 まとめと照査		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）			旧		
標準業務内容 下水道法による事業計画認可設計の作成			標準業務内容 下水道法による事業計画認可設計の作成		
作業項目	作業内容	細目	作業項目	作業内容	細目
4. 雨水管渠計画 4-1 測量（別途計上）	事業認可区域内の道路地盤高の測量	道路交点、地形変化点、低地盤地点、河川、水路、鉄道等の横断部の必要箇所	4. 雨水管渠計画 4-1 測量（別途 直接経費 にて計上）	事業認可区域内の道路地盤高の測量	道路交点、地形変化点、低地盤地点、河川、水路、鉄道等の横断部の必要箇所
4-7 区画割平面図作成		3-7 に準ずる。	4-7 区画割平面図作成		3-7 に準ずる。 （但し、開渠の場合は 10 ヘクタール以上）
4-8 幹線管渠縦断面図作成		3-8 に準ずる （但し、開渠の場合は 10 ヘクタール以上） 。	4-8 幹線管渠縦断面図作成		3-8 に準ずる。
4-11 下水道計画一般図作成		全体計画区域、 計画 区域、排水区、幹線ルート、ポンプ場等の位置及び各名称の記入	4-11 下水道計画一般図作成		全体計画区域、 認可 区域、排水区、幹線ルート、ポンプ場等の位置及び各名称の記入
4-12 特殊構造物の構造図作成（別途業務）	特殊構造物の平面図、断面の作成	伏越し、吐口等	4-12 特殊構造物の構造図作成（別途業務）	特殊構造物平面図、断面の作成	伏越し、吐口等
4-16 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「雨水管渠計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査	4-16 まとめと照査		
5. 汚水ポンプ場計画 5-9 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「汚水ポンプ場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査	5. 汚水ポンプ場計画 5-9 まとめと照査		
6. 雨水ポンプ場計画 6-8 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「雨水ポンプ場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査	6. 雨水ポンプ場計画 6-8 まとめと照査		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）

旧

標準業務内容

下水道法による事業計画認可設計の作成

作業項目	作業内容	細目
7. 終末処理場計画 7-3 水処理及び汚泥処理方式の検討	事業計画対象施設、事業計画施設規模の設定	年度別流入水量への対応策の検討 施設規模に応じた系列割の検討
7-10 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「終末処理場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
8. 下水処理による水質向上の見通し		
8-3 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「下水処理による水質向上の見通し」における方針の確定・確認と作業内容の照査
9. 財政計画の策定		
9-4 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「財政計画の策定」における方針の確定・確認と作業内容の照査
10. 提出図書の作成		
10-3 提出図面まとめ		
10-5 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「提出図書の作成」における方針の確定・確認と作業内容の照査

標準業務内容

下水道法による事業計画認可設計の作成

作業項目	作業内容	細目
7. 終末処理場計画 7-3 水処理及び汚泥処理方式の検討	認可対象施設、認可施設規模の設定	年度別流入水量への対応策の検討 施設規模に応じた系列割の検討
7-10 まとめと照査		
8. 下水処理による水質向上の見通し		
8-3 まとめと照査		
9. 財政計画の策定		
9-4 まとめと照査		
10. 提出図書の作成		
10-3 申請図面まとめ		
10-5 まとめと照査		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）			旧		
準業務内容 都市計画決定図書の作成			標準業務内容 都市計画決定図書の作成		
作業項目	作業内容	細目	作業項目	作業内容	細目
6. まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「都市計画決定図書の作成」における方針の確定・確認と作業内容の照査	6. まとめと照査		
標準業務内容 都市計画事業認可申請図書の作成			標準業務内容 都市計画事業認可申請図書の作成		
作業項目	作業内容	細目	作業項目	作業内容	細目
5. まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「都市計画事業認可申請図書の作成」における方針の確定・確認と作業内容の照査	5. まとめと照査		

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第3章 終末処理場・ポンプ場実施設計</p> <p>第 8302 条 終末処理場・ポンプ場実施設計（基本設計）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、・・・</p> <p>(3) 実施設計（基本設計）を実施する上で検討又は確認する事項 実施設計（基本設計）業務において、次の事項を検討又は確認 しなければならない。</p> <p>第 8303 条 終末処理場・ポンプ場増設実施設計（詳細設計）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 実施設計（詳細設計）業務で確認する事項 実施設計（詳細設計）業務において、次の事項を確認するものとする。</p> <p>1) 受注者は、実施設計（詳細設計）業務を進めるに当り、設計対象施設に関する実施設計（基本設計）の内容について確認を 行わなければならない。</p> <p>2) 土木建築構造物の構造計算に先立ち、構造分類に基づいた設計条件、設計計算方法、荷重条件、設備機器の重量表、主要寸法形状一覧表、主要設備機器の搬入経路及び各部寸法等の確認を 行わなければならない。</p> <p>3) 仮設構造物の部材応力算定に先立ち、土圧算定式、設計諸元、切梁段数、山留方法、排水方法、仮設道路計画等の確認又は 検討を行わなければならない。</p> <p>(4) 実施設計（詳細設計）業務で行う計算書等の作成に関する作業 受注者は、発注者が提供した資料、又は受注者の調査した項目について、整理し、確認又は計画を行った後、次の作業を 行う。・・・</p> <p>(5) 詳細設計図の作成に関する作業</p> <p>2) 建築関係</p> <p>① 建築意匠図……案内図、配置図、求積図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、詳細図、展開図、天井伏図、建具表、箱抜き図、工事特記仕様書</p> <p>② 建築構造図……伏図、軸組図、断面リスト、ラーメン図、配筋詳細図</p> <p>③ 建築機械設備図…系統図、平面図、断面図及び必要部分は詳細図</p> <p>④ 建築電気設備図…電灯、非常用照明、設備動力、電気時計、火災報知、電話、拡声、テレビ共聴等</p> <p>a. 系統図</p> <p>b. 各階配線平面図</p> <p>⑤ 主要建物（沈砂地・ポンプ室、ポンプ室、管理棟、自家発電機室、汚泥処理棟、送風機室）の透視図（カラー仕上）</p> <p>3) 機械関係</p>	<p>第3章 終末処理場・ポンプ場実施設計</p> <p>第 8302 条 終末処理場・ポンプ場実施設計（基本設計）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、第 1110 条第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、・・・</p> <p>(3) 実施設計（基本設計）を実施する上で検討又は確認する事項 実施設計（基本設計）業務において、次の事項を検討又は確認 するものとする。</p> <p>第 8303 条 終末処理場・ポンプ場増設実施設計（詳細設計）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 実施設計（詳細設計）業務で確認する事項 実施設計（詳細設計）業務において、次の事項を確認するものとする。</p> <p>1) 受注者は、実施設計（詳細設計）業務を進めるに当り、設計対象施設に関する実施設計（基本設計）の内容について確認を 行うものとする。</p> <p>2) 土木建築構造物の構造計算に先立ち、設計条件、設計計算方法、荷重条件、設備機器の重量表、主要寸法形状一覧表、主要設備機器の搬入経路及び各部寸法等の確認を 行うものとする。</p> <p>3) 仮設構造物の部材応力算定に先立ち、土圧算定式、設計諸元、切梁段数、山留方法、排水方法、仮設道路計画等の確認又は 計画を行うものとする。</p> <p>(4) 実施設計（詳細設計）業務で行う計算書等の作成に関する作業 受注者は、発注者が提供した資料、又は受注者の調査した項目について、整理し、確認又は計画を行った後、次の作業を 行うものとする。・・・</p> <p>(5) 詳細設計図の作成に関する作業</p> <p>2) 建築関係</p> <p>① 建築意匠図……案内図、配置図、求積図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、詳細図、展開図、天井伏図、建具表、箱抜き図</p> <p>② 建築構造図……伏図、軸組図、断面リスト、ラーメン図、配筋詳細図</p> <p>③ 建築機械設備図…系統図、平面図、断面図及び必要部分は詳細図</p> <p>④ 建築電気設備図…電灯、非常用照明、設備動力、電気時計、火災報知、電話、拡声、テレビ共聴等</p> <p>a. 系統図</p> <p>b. 各階配線平面図</p> <p>⑤ 主要建物（沈砂地、ポンプ室、管理棟、自家発電機室、汚泥処理棟、送風機室）の透視図（カラー仕上）</p> <p>3) 機械関係</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

設計業務共通仕様書 『第7編 下水道編』

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>① フローシート（全体及び施設又は設備ごと）</p> <p>② 全体配置平面図</p> <p>③ 配置平面図（施設ごと）</p> <p>④ 配置断面図（施設ごと）</p> <p>⑤ 配管全体図</p> <p>⑥ 水位関係図、箱抜き参考図（土木に準ずる）</p> <p>⑦ <u>工事特記仕様書</u></p> <p>4) 電気関係</p> <p>① 構内一般平面図</p> <p>② 単線結線図</p> <p>③ 主要機器外形（参考寸法）図</p> <p>④ 機能概略説明図（計装フローシート、監視制御システム系統図）</p> <p>⑤ 主要配線、配管系統説明図</p> <p>⑥ 配線、配管布設図（ラック、ダクト、ピット）</p> <p>⑦ 接地系統図</p> <p>⑧ 主要機器配置図（⑥との共用含む）</p> <p>⑨ <u>工事特記仕様書</u></p>	<p>① フローシート（全体及び施設又は設備ごと）</p> <p>② 全体配置平面図</p> <p>③ 配置平面図（施設ごと）</p> <p>④ 配置断面図（施設ごと）</p> <p>⑤ 配管全体図</p> <p>⑥ 水位関係図、箱抜き参考図（土木に準ずる）</p> <p>4) 電気関係</p> <p>① 構内一般平面図</p> <p>② 単線結線図</p> <p>③ 主要機器外形（参考寸法）図</p> <p>④ 機能概略説明図（計装フローシート、監視制御システム系統図）</p> <p>⑤ 主要配線、配管系統説明図</p> <p>⑥ 配線、配管布設図（ラック、ダクト、ピット）</p> <p>⑦ 接地系統図</p> <p>⑧ 主要機器配置図（⑥との共用含む）</p>
<p>第 8304 条 終末処理場・ポンプ場増設実施設計（基本設計）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 増設実施設計（基本設計）図書の作成に関する作業</p> <p>増設実施設計（基本設計）業務は、</p> <p>① 施設設計</p> <p>② 水位関係の検討</p> <p>③ 施工方式，比較検討</p> <p>④ 基本設計図等作成を行い、増設実施設計（基本設計）図書として<u>まとめなければならない</u>。図書の作成は、第 8302 条に準じるものとする。</p>	<p>第 8304 条 終末処理場・ポンプ場増設実施設計（基本設計）</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 増設実施設計（基本設計）図書の作成に関する作業</p> <p>増設実施設計（基本設計）業務は、</p> <p>① 施設設計</p> <p>② 水位関係の検討</p> <p>③ 施工方式，比較検討</p> <p>④ 基本設計図<u>著</u>作成を行い、増設実施設計（基本設計）図書として、<u>作成するものとする</u>。図書の作成は、第 8302 条に準じるものとする。</p>
<p>第 8307 条 照査</p> <p>2. 照査内容</p> <p>受注者は設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する<u>適応性</u>、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を<u>実施しなければならない</u>。</p>	<p>第 8306 条 照査</p> <p>2. 照査内容</p> <p>受注者は設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する<u>対応性</u>、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を<u>実施するものとする</u>。</p>
<p>第 8307 条 成果品</p> <p>受注者は、<u>表 8-3-1</u> 成果品一覧表に示す成果品を作成し、原図 1 部、コピー指定部を納品するものとする。</p>	<p>第 8306 条 成果品</p> <p>受注者は、成果品一覧表に示す成果品を作成し、原図 1 部、コピー指定部を納品するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

測量業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 101 条 適用</p> <p>1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、山口県土木建築部（港湾空港関係を除く。）の発注する測量業務に係る<u>業務等委託</u>契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 設計図書は、相互に補完し<u>合</u>うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p> <p>3. 特記仕様書、図面、<u>共通仕様書又は指示や協議等</u>の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合<u>など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが相違される場合</u>、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>第 102 条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1. 「発注者」とは、契約担当<u>者</u>をいう。<u>（山口県会計規則第 128 条に規定する契約担当者をいう。）</u></p> <p>2. 「受注者」とは、測量業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。<u>又は法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</u></p> <p>3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾<u>又は</u>協議等の職務を行う者で、契約書第 8 条第 1 項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。</p> <p>4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者等に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の<u>監督</u>で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、<u>監督員</u>の指揮監督並びに主任監督業務および</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 101 条 適用</p> <p>1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、山口県土木建築部（港湾空港関係を除く。）の発注する測量業務に係る契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 設計図書は、相互に補完し<u>あ</u>うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p> <p>3. 特記仕様書、図面<u>又は</u>共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合<u>は</u>、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>第 102 条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1. 「発注者」とは、契約担当<u>職員</u>をいう。</p> <p>2. 「受注者」とは、測量業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。</p> <p>3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾<u>または</u>協議等の職務を行う者で、契約書第 8 条第 1 項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。</p> <p>4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者等 <u>（山口県会計規則第 128 条に規定する契約担当者をいう。）</u>に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の<u>調査</u>で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、<u>監督員</u>の指揮監督並びに主任監督業務および</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

測量業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p>	<p>一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p>
<p>6. 本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の<u>監督</u>（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p>	<p>6. 本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の<u>調査</u>（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p>
<p>7. 「検査職員」とは、測量業務の完了の検査<u>及び指定部分に係る検査</u>にあたって、契約書第 30 条第 2 項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p>	<p>7. 「検査職員」とは、測量業務の完了の検査にあたって、契約書第 30 条第 2 項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p>
<p>9. <u>「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</u></p>	<p>9. <u>「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</u></p>
<p>10. <u>「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</u></p>	<p>10. <u>「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</u></p>
<p>30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者<u>又は監督職員</u>と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p>	<p>30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p>
<p>31. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務に係わる<u>事項について</u>書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p>	<p>31. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p>
<p>32. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは<u>電子</u>メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</p>	<p>32. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは<u>E</u>メールにより伝達できるものとするが、後日<u>有効な</u>書面と差し換えるものとする。</p>
<p>40. 「受理」とは、契約図書に基づき、<u>受注者</u>、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>	<p>40. 「受理」とは、契約図書に基づき、<u>請負者</u>、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>
<p>第 103 条 受注者の義務 受注者は契約の履行に当たって<u>業務</u>等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p>	<p>第 103 条 受注者の義務 受注者は契約の履行に当たって<u>調査</u>等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

測量業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 104 条 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日（<u>土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く</u>）以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量業務の実施のため監督職員との打合せ<u>を行う</u>ことをいう。</p> <p>第 106 条 業務の実施 測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、<u>製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、</u>規程第 5 条第 3 項によるものとする。</p> <p>第 108 条 監督職員 4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し<u>口頭による</u>指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。<u>なお、</u>監督職員は、その<u>口頭による</u>指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。</p> <p>第 110 条 照査技術者及び照査の実施 <u>1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。</u> <u>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</u> <u>(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</u> <u>(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、RCCM（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。</u> <u>(3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</u> <u>(4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。</u> <u>(5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。</u></p>	<p>第 104 条 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量業務の実施のため監督職員との打合せ<u>又は現地踏査を開始する</u>ことをいう。</p> <p>第 106 条 業務の実施 測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、規程第 5 条第 3 項に<u>基づき別途定める製品仕様書</u>によるものとする。</p> <p>第 108 条 監督職員 4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。</p> <p>第 111 条 照査技術者及び照査の実施 <u>1. 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、測量業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</u> <u>2. 照査技術者は、測量法に基づき測量士の資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。</u> <u>3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</u> <u>4. 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。</u> <u>5. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者に差し出すものとする。</u> <u>6. 管理技術者は、4 項に規定する照査結果の確認を行うものとする。</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

測量業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 111 条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、<u>適切な人数とし、8名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に8名までとする。</u></p> <p>2. 担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p> <p>3. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p>4. 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。</p>	<p>第 110 条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は<u>3名までとする。</u></p> <p>2. <u>測量作業における</u>担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p> <p>3. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p>4. 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。</p>
<p>第 112 条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（<u>以下「テクリス」という。</u>）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、<u>15日（休日等を除く）</u>以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、<u>15日（休日等を除く）</u>以内に、完了時は業務完了後、<u>15日（休日等を除く）</u>以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、<u>登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</u></p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、<u>15日間（休日等を除く）</u>に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	<p>第 112 条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・<u>訂正時</u>に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、<u>土曜日、日曜日、祝日等を除き10日</u>以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、<u>土曜日、日曜日、祝日等を除き10日</u>以内に、完了時は業務完了後、<u>土曜日、日曜日、祝日等を除き10日</u>以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、<u>登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に書面により監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、<u>土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間</u>に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>
<p>第 113 条 打合せ等</p> <p>1. 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に<u>電子</u>メール等を活用し、<u>電子</u>メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。</p> <p>2. 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p><u>5. 打合せ(対面)の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</u></p>	<p>第 113 条 打合せ等</p> <p>1. 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に<u>E</u>メール等を活用し、<u>E</u>メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。</p> <p>2. 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が<u>書面（打合せ記録簿）</u>に記録し相互に確認しなければならない。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

測量業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 114 条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後 <u>1 4 日（休日等を含む）</u> 以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>第 119 条 成果品の提出</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（案）（山口県土木建築部・平成 18 年 8 月）及び測量成果電子納品要領（案）（山口県土木建築部・平成 18 年 8 月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品の手引き（案）業務委託編（山口県土木建築部・平成 18 年 8 月）」<u>に基づく</u>ものとする。</p> <p>第 121 条 検査</p> <p>3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 測量業務成果品の検査 (2) 測量業務管理状況の検査</p> <p>測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品の手引き（案）業務委託編（山口県土木建築部・平成 18 年 8 月）」<u>に基づく</u>ものとする。</p> <p>第 122 条 修補</p> <p>2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。<u>ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。</u></p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 30 条 <u>第 5 項</u>の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第 126 条 一時中止</p> <p>1. 契約書第 19 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による測量業務の中断については、<u>第 135 条</u>臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。・・・</p>	<p>第 114 条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後 <u>1 5 日</u>以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>第 119 条 成果品の提出</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（案）（山口県土木建築部・平成 18 年 8 月）及び測量成果電子納品要領（案）（山口県土木建築部・平成 18 年 8 月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品の手引き（案）業務委託編（山口県土木建築部・平成 18 年 8 月）」<u>を参考にする</u>ものとする。</p> <p>第 121 条 検査</p> <p>3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 測量業務成果品の検査 (2) 測量業務管理状況の検査</p> <p>測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品の手引き（案）業務委託編（山口県土木建築部・平成 18 年 8 月）」<u>を参考にする</u>ものとする。</p> <p>第 122 条 修補</p> <p>2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 30 条 <u>第 2 項</u>の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第 126 条 一時中止</p> <p>1. 契約書第 19 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による測量業務の中断については、<u>第 132 条</u>臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。・・・</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

測量業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 130 条 再委託 2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、<u>計算処理</u>、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。</p> <p>第 131 条 成果品の使用等 2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を<u>契約書第 7 条に基づき</u>発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。</p> <p>第 132 条 守秘義務 2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を<u>第三者</u>に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</p> <p>4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても<u>第三者</u>に漏らしてはならない。</p> <p>5. 取り扱う情報は、<u>アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送</u>しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、<u>業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について</u>、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</p>	<p>第 130 条 再委託 2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。</p> <p>第 131 条 成果品の使用等 2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。</p> <p>第 132 条 守秘義務 2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を<u>他人</u>に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</p> <p>4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても<u>他社</u>に漏らしてはならない。</p> <p>5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

測量業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 133 条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）<u>等関係法令</u>に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 秘密の保持</p> <p>受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに<u>第三者</u>に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>10. 管理体制の整備</p> <p>受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、<u>第 114 条で示す業務計画書に記載するものとする。</u></p> <p>11. 従事者への周知</p> <p>受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに<u>第三者</u>に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p> <p>第 134 条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(<u>国土交通省大臣官房技術審議官通達平成 21 年 3 月 31 日</u>)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(<u>建設省事務次官通達平成 5 年 1 月 1 2 日</u>)を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p> <p>第 136 条 履行報告</p> <p>受注者は、契約書第 14 条の規定に基づき、<u>履行</u>報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>第 133 条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）<u>及び同施行令</u>に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 秘密の保持</p> <p>受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに<u>他人</u>に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>10. 管理体制の整備</p> <p>受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め<u>なければならない。</u></p> <p>11. 従事者への周知</p> <p>受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに<u>他人</u>に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p> <p>第 134 条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p> <p>第 136 条 委託報告</p> <p>受注者は、契約書第 14 条の規定に基づき、<u>委託</u>報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

測量業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 137 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、<u>休日等</u>又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。</p> <p>第 138 条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 （社員等に対する指導）</p> <p>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・<u>指導</u>を行うこと。</p> <p>（電子情報の管理体制の確保）</p> <p>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下、「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、<u>第 114 条で示す業務計画書に記載</u>するものとする。</p>	<p>第 137 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、<u>官公庁の休日</u>又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。</p> <p>第 138 条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 （社員等に対する指導）</p> <p>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。</p> <p>（電子情報の管理体制の確保）</p> <p>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下、「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 101 条 適用</p> <p>1. 地質・土質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、山口県土木建築部（港湾空港関係を除く。）の<u>発注する</u>地質・土質調査、試験、解析等に類する業務（以下「地質・土質調査業務」という。）に係る<u>業務委託契約書（以下「契約書」という。）</u>及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書<u>又は指示や協議等</u>の間に相違がある場合、又は図面からの読みとりと図面に書かれた数字が相違する場合<u>など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、</u>受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>第 102 条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1. 「発注者」とは、契約担当者をいう。<u>（山口県会計規則第 128 条に規定する契約担当者をいう。）</u></p> <p>2. 「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。<u>又は法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</u></p> <p>4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者等に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の<u>監督</u>で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任監督業務および一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>6. 本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の<u>監督</u>（重要なものを除く）を行う者</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 101 条 適用</p> <p>1. 地質・土質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、山口県の<u>発注する</u>土木建築部（港湾空港関係を除く。）の地質・土質調査、試験、解析等に類する業務（以下「地質・土質調査業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読みとりと図面に書かれた数字が相違する場合<u>には</u>受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>第 102 条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1. 「発注者」とは、契約担当者をいう。</p> <p>2. 「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。</p> <p>4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者等<u>（山口県会計規則第 128 条に規定する契約担当者をいう。）</u>に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の<u>調査</u>で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任監督業務および一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>6. 本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の<u>調査</u>（重要なものを除く）を行う者</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>8. 「管理技術者」とは、<u>契約</u>の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第9条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。</p> <p>30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者 <u>又は監督職員</u>と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>31. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し地質・土質調査業務に係わる <u>事項について</u> 書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>32. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日 <u>書面</u>と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p><u>33. 「照査」とは、受注者が、発注条件、調査結果等の確認及び解析等の検算をすることをいう。</u></p> <p><u>41. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</u></p>	<p>をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>8. 「管理技術者」とは、<u>地質・土質調査業務</u>の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第9条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。</p> <p>30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>31. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し地質・土質調査業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>32. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日 <u>有効な書面</u>と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>40. 「受理」とは、契約図書に基づき、請負者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</u></p>
<p>第 103 条 受注者の義務</p> <p>受注者は契約の履行に当たって <u>業務</u>等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p>	<p>第 103 条 受注者の義務</p> <p>受注者は契約の履行に当たって <u>調査</u>等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p>
<p>第 104 条 業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日 (<u>土曜日、日曜日、祝日等 (行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条に規定する行政機関の休日 (以下「休日等」という。)) を除く</u>) 以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。</p> <p>この場合において、着手とは管理技術者が地質・土質調査業務の実施のため監督職員との打合せ <u>を行う</u>ことをいう。</p>	<p>第 104 条 業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日第 1 条に規定する行政機関の休日 (以下「休日等」という。)) を除く) 以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。</p> <p>この場合において、着手とは管理技術者が地質・土質調査業務の実施のため監督職員との打合せ <u>又は現地踏査を開始する</u>ことをいう。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 107 条 監督職員</p> <p>4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督職員は、その口頭による指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者に<u>指示</u>するものとする。</p> <p>第 108 条 管理技術者</p> <p>3. 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）<u>若しくは業務に該当する部門</u>）、シビルコンサルティングマネージャー（R C C M）の資格保有者<u>又はこれと同等の能力と経験を有する技術者</u>であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第 602 条第 2 項から第 4 項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者としてすることができる。</p> <p>第 109 条 照査技術者及び照査の実施</p> <p><u>1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。</u></p> <p><u>2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</u></p> <p><u>(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、R C C M（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。</u></p> <p><u>(3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>(4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。</u></p> <p><u>(5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。</u></p>	<p>第 107 条 監督職員</p> <p>4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督職員は、その口頭による指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者に<u>その内容を通知</u>するものとする。</p> <p>第 108 条 管理技術者</p> <p>3. 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）<u>又は業務に該当する部門</u>）、<u>又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいは</u>シビルコンサルティングマネージャー（R C C M）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第 602 条第 2 項から第 4 項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者としてすることができる。</p> <p>第 110 条 照査技術者及び照査の実施</p> <p><u>1. 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、地質・土地調査業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</u></p> <p><u>2. 照査技術者は、技術士（業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいは R C C M の資格保有者でなければならない。</u></p> <p><u>3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>4. 照査技術者は、設計図書の定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその結果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。</u></p> <p><u>5. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者に差し出すものとする。</u></p> <p><u>6. 管理技術者は、4 項に規定する照査結果の確認を行うものとする。</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

H27改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第110条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、<u>適切な人数とし、8名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に8名までとする。</u></p> <p>2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p><u>3. 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。</u></p> <p>第111条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（<u>以下「テクリス」という。</u>）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、<u>15日（休日等を除く）</u>以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、<u>15日（休日等を除く）</u>以内に、完了時は業務完了後、<u>15日（休日等を除く）</u>以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、<u>登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</u></p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、<u>15日間（休日等を除く）</u>に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>第112条 打合せ等</p> <p>1. 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が<u>書面（打合せ記録簿）</u>に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。</p> <p><u>4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</u></p>	<p>第109条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は<u>3名までとする。</u></p> <p>2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>第111条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・<u>訂正時</u>に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、<u>土曜日、日曜日、祝日等を除き10日</u>以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、<u>土曜日、日曜日、祝日等を除き10日</u>以内に、完了時は業務完了後、<u>土曜日、日曜日、祝日等を除き10日</u>以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、<u>登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に書面により監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、<u>土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間</u>に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>第112条 打合せ等</p> <p>1. 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が<u>打合せ記録簿</u>に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。</p> <p>（新設）</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 113 条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後 <u>14 日（休日等を含む）</u> 以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果品の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制（緊急時含む） (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする） (10) 仮設備計画 (11) その他</p> <p><u>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。</u></p> <p>第 118 条 成果品の提出</p> <p>4. 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）（山口県土木建築部・平成 17 年 3 月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品の手引き（案）業務委託編（山口県土木建築部・平成 18 年 8 月）」<u>に基づく</u>ものとする。</p> <p>第 120 条 検査</p> <p>3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 地質・土質調査業務成果品の検査 (2) 地質・土質調査業務管理状況の検査</p> <p>地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品の手引き（案）業務委託編」<u>に基づく</u>ものとする。</p>	<p>第 113 条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後 <u>15</u> 以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果品の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制（緊急時含む） (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする） (10) 仮設備計画 (11) その他</p> <p>第 118 条 成果品の提出</p> <p>4. 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）（山口県土木建築部・平成 17 年 3 月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品の手引き（案）業務委託編（山口県土木建築部・平成 18 年 8 月）」<u>を参考にする</u>ものとする。</p> <p>第 120 条 検査</p> <p>3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 地質・土質調査業務成果品の検査 (2) 地質・土質調査業務管理状況の検査</p> <p>地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品の手引き（案）業務委託編」<u>を参考にする</u>ものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 121 条 修 補</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 30 条 第 5 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第 123 条 契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。</p> <p>(2) 委託期間の変更を行う場合</p> <p>第 124 条 委託期間の変更</p> <p>4. 契約書第 22 条に基づき、発注者の請求により委託期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第 125 条 一時中止</p> <p>1. 契約書第 19 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による地質・土質調査業務の中断については、第 134 条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。・・・</p> <p>第 130 条 再委託</p> <p>2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。</p> <p>第 130 条 成果品の使用等</p>	<p>第 121 条 修 補</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 30 条 第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第 123 条 契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。</p> <p>(2) 履行期間の変更を行う場合</p> <p>第 124 条 委託期間の変更</p> <p>4. 契約書第 22 条に基づき、発注者の請求により委託期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに調査工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第 125 条 一時中止</p> <p>1. 契約書第 19 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による地質・土質調査業務の中断については、第 132 条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。・・・</p> <p>第 130 条 再委託</p> <p>2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。</p> <p>第 130 条 成果物の使用等</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 131 条 守秘義務</p> <p>1. 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を<u>第三者</u>に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</p> <p><u>3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 113 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</u></p> <p><u>4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。</u></p> <p><u>5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送しないこと。</u></p> <p><u>6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にを行うこと。</u></p> <p><u>7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。</u></p>	<p>第 131 条 守秘義務</p> <p>1. 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を<u>他人</u>に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 132 条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）<u>等関係法令</u>に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 秘密の保持</p> <p>受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに<u>第三者</u>に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>10. 管理体制の整備</p> <p>受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、<u>第 113 条で示す業務計画書に記載するものとする。</u></p> <p>11. 従事者への周知</p> <p>受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに<u>第三者</u>に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p> <p>第 133 条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」<u>（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成 21 年 3 月 31 日）</u>を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」<u>（建設大臣官房技術参事官通達昭和 62 年 3 月 30 日）</u>を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。</p> <p>8. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に<u>報告</u>するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。</p>	<p>第 132 条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）<u>及び同施行令</u>に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 秘密の保持</p> <p>受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに<u>他人</u>に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>10. 管理体制の整備</p> <p>受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め<u>なければならない。</u></p> <p>11. 従事者への周知</p> <p>受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに<u>他人</u>に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p> <p>第 133 条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。</p> <p>8. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に<u>連絡</u>するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

地質・土質調査業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 136 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で<u>休日等</u>又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。</p> <p>第 137 条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>（社員等に対する指導）</p> <p>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・<u>指導</u>を行うこと。</p> <p>（電子情報の管理体制の確保）</p> <p>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下、「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、<u>第 113 条で示す業務計画書に記載</u>するものとする。</p>	<p>第 136 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で<u>官公庁の休日</u>又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。</p> <p>第 137 条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>（社員等に対する指導）</p> <p>3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。</p> <p>（電子情報の管理体制の確保）</p> <p>1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下、「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

発注者支援業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1001 条 適用</p> <p>1. 発注者支援業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、<u>山口県土木建築部</u>の発注する土木工事等に係る発注者支援業務(以下「業務」という。)に係る<u>発注者支援業務委託契約書(以下「契約書」という。)</u>及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 設計図書は相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p> <p>3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり<u>若しくは</u>今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>4. 設計業務等、測量作業及び地質・土質調査業務等に関する業務については、<u>別に定める</u>共通仕様書によるものとする。</p> <p>第 1002 条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各<u>項</u>に定めるところによる。</p> <p>3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等^等の職務を行う者で、契約書第 6 条第 1 項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称している。</p> <p>4. 「総括監督員」とは、業務の総括業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾又は、協議のうち重要なものの処理及び重要な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における契約担当者等^等への報告を行い、主任監督員、監督員の指揮監督を行う者をいう。</p> <p>9. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括^括等を行う者で、契約書第 7 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>31. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1001 条 適用範囲</p> <p>1. 発注者支援業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、<u>山口県</u>の発注する土木工事に係る発注者支援業務(以下「業務」という。)に係る<u>契約書</u>及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 設計図書は相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p> <p>3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり<u>今後</u>相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>4. 設計業務等、測量作業及び地質・土質調査業務等業務については、<u>各</u>共通仕様書によるものとする。</p> <p>第 1002 条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各<u>号</u>に定めるところによる。</p> <p>3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等^等を行う者で、契約書第 6 条第 1 項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称している。</p> <p>4. 「総括監督員」とは、業務の総括業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾又は、協議のうち重要なものの処理及び重要な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における契約担当者への報告を行い、主任監督員、監督員の指揮監督を行う者をいう。</p> <p>9. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括^括等を行う者で、契約書第 7 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>31. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日<u>有効な</u>書面と差し換えるものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

発注者支援業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p>34. 「検査」とは契約書第 26 条に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。</p> <p>35. 「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、再委託する<u>者</u>をいう。</p> <p>36. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>37. 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>38. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>	<p>33. 「工事入札参加者」とは、山口県が発注する工事において、入札に参加を希望し、業務における分析・整理の対象となる技術資料を提出した企業をいう。</p> <p>35. 「検査」とは契約書第 20 条に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。</p> <p>36. 「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、再委託する<u>もの</u>をいう。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第 1003 条 業務着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 1 5 日（<u>行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下、「休日等」という。）を含まない。</u>）以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。</p>	<p>第 1003 条 業務着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 1 5 日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。</p>
<p>第 1004 条 監督職員</p> <p>4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者に<u>指示</u>するものとする。</p>	<p>第 1004 条 監督職員</p> <p>4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者に<u>その内容を通知</u>するものとする。</p>
<p>第 1005 条 管理技術者</p> <p><u>6. 管理技術者は、担当技術者を兼ねることはできない。</u></p>	<p>第 1005 条 管理技術者</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第 1007 条 適切な技術者の配置</p> <p>1. 管理技術者及び担当技術者を定めるときは、当該業務の対象となる工事の<u>受注者</u>と、資本・人事面において関係がある者を置いてはならない。</p>	<p>第 1007 条 適切な技術者の配置</p> <p>1. 管理技術者及び担当技術者を定めるときは、当該業務の対象となる工事の<u>請負者</u>と、資本・人事面において関係がある者を置いてはならない。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

発注者支援業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 1008 条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、<u>契約金額</u>が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（<u>以下、「テクリス」という。</u>）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、<u>監督職員に確認を受けたうえ</u>、受注時は契約後、<u>15 日(休日等を除く)</u>以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、<u>15 日(休日等を除く)</u>以内に、完了時は業務完了後 <u>15 日(休日等を除く)</u>以内に登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、<u>テクリス</u>に基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から <u>15 日(休日等を除く)</u>以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、<u>テクリス</u>より「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が <u>15 日間(休日等を除く)</u>に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>第 1010 条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は契約締結後 <u>14 日(休日等を含む)</u>以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>第 1013 条 成果品の提出</p> <p>1. 受注者は、業務が完了したときは、第 2005 条、<u>第 3005 条</u>に示す成果品を業務完了通知書とともに提出し検査を受けるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は<u>委託</u>期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。</p> <p>第 1016 条 再委託</p> <p>4. 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。</p> <p>なお、<u>再委託の相手方</u>は、山口県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、山口県の指名停止期間中であってはならない。</p>	<p>第 1008 条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、<u>請負金額</u>が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（<u>TECRIS</u>）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、<u>土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日</u>以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、<u>土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日</u>以内に、完了時は業務完了後 <u>10 日</u>以内に、<u>監督職員の確認を受けたうえ</u>、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、<u>TECRIS</u>に基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から <u>10 日</u>以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>また、登録機関に登録後、<u>TECRIS</u>より「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が <u>10 日間</u>に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>第 1010 条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は契約締結後 <u>15 日</u>以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>第 1013 条 成果品の提出</p> <p>1. 受注者は、業務が完了したときは、第 2005 条、<u>第 3004 条</u>に示す成果品を業務完了通知書とともに提出し検査を受けるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は<u>履行</u>期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。</p> <p>第 1016 条 再委託</p> <p>4. 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。</p> <p>なお、<u>協力者</u>は、山口県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、山口県の指名停止期間中であってはならない。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

発注者支援業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 1017 条 守秘義務</p> <p>2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を <u>第三者</u> に関連させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</p> <p>4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても <u>第三者</u> に漏らしてはならない。</p> <p>5. 取り扱う情報は、<u>アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等をしないこと。</u></p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、<u>業務の実施に必要な貸与資料(書面、電子媒体)について、</u>発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</p>	<p>第 1017 条 守秘義務</p> <p>2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を <u>他人</u> に関連させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。</p> <p>4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても <u>他社</u> に漏らしてはならない。</p> <p>5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。</p> <p>6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。</p>
<p>第 1019 条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、<u>次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官 通達平成 21 年 3 月 31 日）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</u></p> <p>(2) <u>受注者は、業務現場に別途業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。</u></p> <p>8. 受注者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に <u>報告</u>するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。</p>	<p>第 1019 条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため <u>に努めなければならない。</u></p> <p>8. 受注者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に <u>連絡</u>するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。</p>
<p>第 1021 条 修補</p> <p>2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。<u>ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。</u></p>	<p>第 1021 条 修補</p> <p>2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

発注者支援業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 1022 条 契約変更</p> <p>2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>二 業務の一時中止に伴う増加費用及び委託期間の変更等決定済の事項</p> <p>第 1023 条 委託期間の変更</p> <p>1. 発注者は、受注者に対して業務の変更の指示を行う場合において、委託期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。</p> <p>2. 発注者は、委託期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務の一時中止を指示した事項であっても残委託期間及び残業務量等から委託期間の変更が必要でないと判断した場合は、委託期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。</p> <p>3. 受注者は、契約書第 17 条の規定に基づき、委託期間の延長が必要と判断した場合には、委託期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約書第 18 条に基づき、発注者の請求により委託期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第 1027 条 部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 30 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>第 1028 条 臨機の措置</p> <p>2. 監督職員は、天災等に伴い成果品の品質及び委託期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。</p>	<p>第 1022 条 契約変更</p> <p>2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>二 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び委託期間の変更等決定済の事項</p> <p>第 1023 条 履行期間の変更</p> <p>1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。</p> <p>2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務等の一時中止を指示した事項であっても履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。</p> <p>3. 受注者は、契約書第 17 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約書第 18 条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第 1027 条 部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 32 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>第 1028 条 臨機の措置</p> <p>2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および委託期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

発注者支援業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 1029 条 個人情報の取り扱い</p> <p>1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）<u>等関係法令</u>に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 秘密の保持 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに<u>第三者</u>に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>10. 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、<u>第 1010 条で示す業務計画書に記載するものとする。</u></p> <p>11. 従事者への周知 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに<u>第三者</u>に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p> <p>第 1030 条 行政情報流出防止対策の強化</p> <p>1. <u>受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。</u></p> <p>2. <u>受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>（関係法令等の遵守）</u> 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p><u>（行政情報の目的外使用の禁止）</u> 受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p>	<p>第 1029 条 個人情報の取り扱い</p> <p>1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）<u>及び同施行令</u>に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 秘密の保持 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに<u>他人</u>に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>10. 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め<u>なければならない。</u></p> <p>11. 従事者への周知 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに<u>他人</u>に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

発注者支援業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p><u>(社員等に対する指導)</u></p> <p>一 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下、「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</p> <p>二 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p>三 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</p> <p><u>(契約終了時等における行政情報の返却)</u></p> <p>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</p> <p><u>(電子情報の管理体制の確保)</u></p> <p>一 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下、「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1010条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>二 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</p> <p>1) 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</p> <p>2) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</p> <p>3) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</p> <p><u>(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)</u></p> <p>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる次の行為をしてはならない。</p> <p>一 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</p> <p>二 セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</p> <p>三 セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</p> <p>四 セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</p> <p>五 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</p> <p><u>(事故の発生時の措置)</u></p> <p>一 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</p> <p>二 この場合において、速やかに事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</p> <p>三 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p>	<p>(新設)</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

発注者支援業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第 2 編 積算技術業務</p> <p>第 2002 条 業務内容 受注者は、別途特記仕様書等契約図書に定める工種毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。 4. 積算システムへの積算データ入力（データリストの作成） 受注者は、設計標準歩掛表の積算基準類及び第 1 項から第 3 項の結果を基に、積算システムへのデータ入力を行い、その結果を記録媒体（<u>C D</u>等）に保存し提出するものとする。また、入カデータリストは出力後確認チェックを行うものとする。</p> <p>第 2003 条 留意事項 1. <u>受注者は、業務を履行</u>するにあたり、<u>次</u>の事項についてもあわせて実施すること。 一 設計成果の内容把握 発注者から貸与された設計成果<u>品</u>について、設計思考、留意事項及びその他必要事項を把握すること。 三 <u>新技術及び</u>特許工法等の把握 <u>新技術（NETIS登録技術に限る）及び</u>特許工法等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される・・・） 3. 受注者は、設計図書に定めのない事項については、関係法令等によるものの他、<u>次</u>の基準等を参考に技術的判断を行うとともに、当該業務を適正に履行すること。 ・設計標準歩掛表 ・建設機械等損料算定表 ・土木工事共通仕様書 ・土木工事数量算出要領（<u>案</u>）</p> <p>第 2005 条 成果品 1. 成果品は以下のとおりとする。 一 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書） 1 式 二 積算資料 1 式 三 積算データ（記録媒体 <u>C D</u>等） 四 打合せ記録簿 五 引継事項記載書</p> <p>第 2006 条 引き渡し前における成果品の使用 発注者は、成果品の引き渡し前であっても、成果品の全部又は一部<u>の使用</u>を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。</p>	<p>第 2 編 積算技術業務</p> <p>第 2002 条 業務内容 受注者は、別途特記仕様書等契約図書に定める工種毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。 4. 積算システムへの積算データ入力（データリストの作成） 受注者は、設計標準歩掛表の積算基準類及び第 1 項から第 3 項の結果を基に、積算システムへのデータ入力を行い、その結果を記録媒体（<u>F D</u>等）に保存し提出するものとする。また、入カデータリストは出力後確認チェックを行うものとする。</p> <p>第 2003 条 留意事項 1. 業務を<u>遂行</u>するにあたり、<u>以下</u>の事項についてもあわせて実施すること。 一 設計成果の内容把握 発注者から貸与された設計成果について、設計思考、留意事項及びその他必要事項を把握すること。 三 特許工法等の把握 特許工法等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される・・・） 3. 受注者は、設計図書に定めのない事項については、関係法令等によるものの他、<u>以下</u>の基準等を参考に技術的判断を行うとともに、当該業務を適正に履行すること。 ・設計標準歩掛表 ・建設機械等損料算定表 ・土木工事共通仕様書 ・土木工事数量算出要領</p> <p>第 2005 条 成果品 1. 成果品は以下のとおりとする。 一 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書） 1 式 二 積算資料 1 式 三 積算データ（記録媒体 <u>F D</u>等） 四 打合せ記録簿 五 引継事項記載書</p> <p>第 2006 条 引き渡し前における成果品の使用 発注者は、成果品の引き渡し前であっても、成果品の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

発注者支援業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第3編 工事監督支援業務</p> <p>第3001条 担当技術者</p> <p>1. 担当技術者は、第3002条で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の事項について適切に行われなければならない。</p> <p>一 業務の実施にあたっては、別に定める「土木工事監督技術基準（案）」等を十分理解し、厳正に実施すること。</p> <p>二 業務の実施にあたって、工事<u>受注者</u>又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに監督職員にその内容を正確に伝えること。</p> <p>三 業務の実施にあたって、工事<u>受注者</u>又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。</p> <p>四 業務の実施にあたって、関係法令等、<u>業務対象</u>工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。</p> <p>2. 担当技術者は、第3002条のうち管理技術者<u>から</u>指示された内容を適正に実施するものとするし、設計図書に定めのある<u>ほか</u>、工事請負者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。</p> <p>第3002条 業務内容</p> <p>受注者は、別途特記仕様書に定める工事毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。</p> <p>1. <u>業務対象</u>工事の契約の履行に必要な資料作成等</p> <p>一 受注者は、工事の設計図書等に基づく工事<u>受注者</u>に対する「指示、・協議に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成」を行い、提出するものとする。</p> <p>二 受注者は、工事<u>受注者</u>から提出（提出、承諾及び協議事項）された資料と設計図書との照合を行い、報告するものとする。</p> <p>三 受注者は、次の各号に掲げる項目<u>がある場合は</u>、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成を行い、その結果を報告又は提出するものとする。</p> <p>1) <u>設計</u>図書が現場条件と一致しないこと。</p> <p>2) 設計図書に誤<u>びゅう</u>又は脱漏があること。</p>	<p>第3編 工事監督支援業務</p> <p>第3001条 担当技術者</p> <p>1. 担当技術者は、第3002条で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の<u>諸</u>事項について適切に行われなければならない。</p> <p>一 業務の実施にあたっては、別に定める「土木工事監督技術基準（案）」等を十分理解し、厳正に実施すること。</p> <p>二 業務の実施にあたって、工事<u>請負者</u>又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに監督職員にその内容を正確に伝えること。</p> <p>三 業務の実施にあたって、工事<u>請負者</u>又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。</p> <p>四 業務の実施にあたって、関係法令等、<u>請負</u>工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。</p> <p>2. 担当技術者は、第3002条のうち管理技術者<u>の</u>指示された内容を適正に実施するものとするし、設計図書に定めのある<u>他</u>、工事請負者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。</p> <p>第3002条 業務内容</p> <p>受注者は、別途特記仕様書に定める工事毎に、以下に掲げる内容を行うものとする。</p> <p>1. <u>請負</u>工事の契約の履行に必要な資料作成等</p> <p>一 受注者は、工事の設計図書等に基づく工事<u>請負者</u>に対する「指示、・協議に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成」を行い、提出するものとする。</p> <p>二 受注者は、工事<u>請負者</u>から提出（提出、承諾及び協議事項）された資料と設計図書との照合を行い、報告するものとする。</p> <p>三 受注者は、次の各号に掲げる項目<u>について</u>、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成を行い、その結果を報告又は提出するものとする。</p> <p>1) <u>図書、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書</u>が現場条件と一致しないこと。</p> <p>2) 設計図書に誤<u>謬</u>又は脱漏があること。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

発注者支援業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>2. <u>業務対象</u>工事の施工状況の照合等</p> <p>三 受注者は、施工状況を把握し、その結果を報告するものとし、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事<u>受注者</u>に伝えるとともに、その結果を報告するものとする。</p> <p><u>五 受注者は完成検査等の受検書類について指示・協議・提出等の資料の整合を行うものとする。</u></p> <p>4. 工事検査等への臨場 受注者は、監督職員の指示に従い、工事監督職員のもと、中間<u>技術</u>検査、<u>技術検査を伴う既済部分</u>検査（<u>性質上可分の工事の完済部分検査を含む</u>）、完成検査等に臨場するものとする。</p> <p>第 3004 条 業務委託証明書 受注者は、業務を行う担当技術者の業務委託証明書交付申請書を<u>監督職員</u>に提出し、業務委託証明書発行の確認を受けなければならない。なお、担当技術者は業務委託証明書を携帯し業務に当たらなければならない。</p> <p>第 3006 条 成果品 成果品は以下のとおりとする。 <u>一 業務報告書</u> <u>二 引継事項記載書</u></p>	<p>2. <u>請負</u>工事の施工状況の照合等</p> <p>三 受注者は、施工状況を把握し、その結果を報告するものとし、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事<u>請負者</u>に伝えるとともに、その結果を報告するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>4. 工事検査等への臨場 受注者は、監督職員の指示に従い、工事監督職員のもと、中間検査、<u>出来形</u>を検査、完成検査等に臨場するものとする。</p> <p>第 3004 条 業務委託証明書 受注者は、<u>発注者</u>に業務を行う担当技術者の業務委託証明書交付申請書を提出し、業務委託証明書発行の確認を受けなければならない。なお、担当技術者は業務委託証明書を携帯し業務に当たらなければならない。</p> <p>第 3006 条 成果品 成果品は以下のとおりとする。第 1013 条でいう成果とは、第 3005 条で作成した業務実施報告書及び引継事項記載書をいう。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

工損調査業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第1章 総 則 （趣旨等）</p> <p>第1条 この仕様書は、<u>山口県土木建築部</u>が「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（<u>昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知</u>（以下「事務処理要領」という。）第2条（事前の調査等）第5号建物等の配置及び現況、第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査及び第7条（費用の負担）に係る費用負担額の算定並びに費用負担の説明に係る業務（以下「工損調査等」という。）を委託に付する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。</p> <p>2 業務の発注に当たり、当該業務の実務上この仕様書記載の内容によりがたいとき又は特に指示しておく必要があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p><u>一 「地盤変動影響調査」とは、工損調査等のうち山口県土木建築部の工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下「建物等」という。）に損害等が生じるおそれのあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。</u></p> <p><u>二 「調査区域」とは、工損調査等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。</u></p> <p><u>三 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。</u></p> <p><u>四 「監督職員」とは、受注者への指示、これらの者との協議又は受注者からの報告を受ける等の事務を行う者で、発注者が受注者に通知した職員をいう。</u></p> <p><u>五 「検査職員」とは、発注者の命を受け工損調査等の成果品の完了検査において検査を行う職員をいう。</u></p> <p><u>六 「主任技術者」とは、この工損調査等の業務に関し7年以上の実務経験を有する者、若しくは事業損失部門に登録された補償業務管理士（<u>一般社団法人</u>日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士台帳に登録されている者をいう。）及び<u>一般社団法人</u>山口県補償研究協会の会員台帳における事業損失部門に登録されている正会員で補償業務の管理をつかさどる者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で、受注者が発注者に届け出た者をいう。</u></p> <p><u>七 「指示」とは、発注者の発議により監督職員が受注者に対し、<u>工損調査等</u>の遂行に必要な方針、事項等を示すこと及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求めることをいい、原則として、書面により行うものとする。</u></p> <p><u>八 「協議」とは、監督職員と受注者又は主任技術者とが相互の立場で工損調査等の内容又は取り扱い等について合議することをいう。</u></p> <p><u>九 「報告」とは、受注者が工損調査等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を、必要に応じて、監督職員に報告することをいう。</u></p>	<p>第1章 総 則 （趣旨等）</p> <p>第1条 この仕様書は、<u>山口県</u>が「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（<u>昭和61年4月25日中央用地対策連絡協議会理事会決定</u>（以下「事務処理要領」という。）第2条（事前の調査等）第5号建物等の配置及び現況、第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査及び第7条（費用の負担）に係る費用負担額の算定並びに費用負担の説明に係る業務（以下「工損調査等」という。）を委託に付する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。</p> <p>2 業務の発注に当たり、当該業務の実務上この仕様書記載の内容によりがたいとき又は特に指示しておく必要があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。 （新設）</p> <p><u>一 「調査区域」とは、工損調査等を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。</u></p> <p><u>二 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。</u></p> <p><u>三 「監督職員」とは、受注者への指示、これらの者との協議又は受注者からの報告を受ける等の事務を行う者で、発注者が受注者に通知した職員をいう。</u></p> <p><u>四 「検査職員」とは、発注者の命を受け工損調査等の成果品の完了検査において検査を行う職員をいう。</u></p> <p><u>五 「主任技術者」とは、この工損調査等の業務に関し7年以上の実務経験を有する者、若しくは事業損失部門に登録された補償業務管理士（<u>社団法人</u>日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士台帳に登録されている者をいう。）及び<u>社団法人</u>山口県補償研究協会の会員台帳における事業損失部門に登録されている正会員で補償業務の管理をつかさどる者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で、受注者が発注者に届け出た者をいう。</u></p> <p><u>六 「指示」とは、発注者の発議により監督職員が受注者に対し、<u>工損調査</u>の遂行に必要な方針、事項等を示すこと及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求めることをいい、原則として、書面により行うものとする。</u></p> <p><u>七 「協議」とは、監督職員と受注者又は主任技術者とが相互の立場で工損調査等の内容又は取り扱い等について合議することをいう。</u></p> <p><u>八 「報告」とは、受注者が工損調査等に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を、必要に応じて、監督職員に報告することをいう。</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

工損調査業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>十 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。）等での調査をいう。</p> <p>十一 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、費用負担額算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。</p> <p>（基本的処理方針）</p> <p>第3条 受注者は、工損調査等を実施する場合において、この仕様書及び事務処理要領等に適合したものとなるよう、公正かつ確実に業務を処理しなければならないものとする。</p> <p>（業務従事者）</p> <p>第4条 受注者は、主任技術者の管理の下に、工損調査等に従事する者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を当てなければならない。</p>	<p>九 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。）等での調査をいう。</p> <p>十 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、費用負担額算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。</p> <p>（基本的処理方針）</p> <p>第3条 受注者は、工損調査等を実施する場合において、この仕様書及び事務処理要領等に適合したものとなるよう、公正かつ確実に業務を処理しなければならないものとする。</p> <p>（業務従事者）</p> <p>第4条 受注者は、主任技術者の管理の下に、工損調査等に従事する者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を当てなければならない。</p>
<p>第2章 工損調査等の基本的処理方法</p> <p>（施行上の義務及び心得）</p> <p>第5条 受注者は、工損調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。</p> <p>二 工損調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 工損調査等は権利者の財産等に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>（現地踏査）</p> <p>第6条 受注者は、工損調査等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。</p> <p>（作業計画の策定）</p> <p>第7条 受注者は、工損調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定し、契約締結後7日以内に作業計画書（別記第1号様式）を提出するものとする。</p> <p>2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。</p>	<p>第2章 工損調査等の基本的処理方法</p> <p>（施行上の義務及び心得）</p> <p>第5条 受注者は、工損調査の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。</p> <p>二 工損調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 工損調査等は権利者の財産等に関するものであり、損害等の有無の立証及び費用負担額算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>（現地踏査）</p> <p>第6条 受注者は、工損調査の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。</p> <p>（作業計画の策定）</p> <p>第7条 受注者は、工損調査を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定し、契約締結後7日以内に作業計画書（別記第1号様式）を提出するものとする。</p> <p>2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

工損調査業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>(監督職員の指示等)</p> <p>第 8 条 受注者は、工損調査等の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせてうえ監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、工損調査等の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義があるときは、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(支給品及び貸与品)</p> <p>第 9 条 受注者は、<u>工損調査等</u>を実施するに当たり必要な図面その他の資料を使用する場合には、発注者から支給又は貸与を受けるものとする。</p> <p>2 建物登記簿等の閲覧又は謄本等の交付を受ける必要が有るときは、別途<u>監督職員</u>と協議するものとする。</p> <p>3 支給品名又は貸与品名及び数量は特記仕様書によるものとし、<u>支給品の引渡し又は貸与品の貸与</u>は、支給品引渡通知書（別記第 2 号様式）又は<u>貸与品貸与通知書</u>（別記第 3 号様式）により行うものとする。</p> <p>4 受注者は支給品又は貸与品を受領したときは、支給品受領書（別記第 4 号様式）又は貸与品借用書（別記第 5 号様式）を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、工損調査等の業務が完了したときは、業務の完了の日から 3 日以内に、支給品の残品又は貸与品を支給品返還通知書（別記第 6 号様式）又は貸与品返還通知書（別記第 7 号様式）により返還しなければならない。</p> <p>(立入り及び立会い)</p> <p>第 1 0 条 受注者は、工損調査等のため、権利者が占有する土地、建物に立ち入ろうとする場合は、<u>監督職員</u>の了解を得たうえ、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間をあらかじめ、監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>3 受注者は、工損調査等を行うため建物等の立入調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第 1 1 条 受注者は、身分証明書交付申請書（別記第 8 号様式）により、現地調査に従事する者の身分証明書（別記第 9 号様式）を発注者から交付を受け、工損調査等に従事する者（以下「業務従事者」という。）に常時携帯させるものとする。</p> <p>2 業務従事者は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。</p> <p>3 受注者は、工損調査等が完了したときは、速やかに、身分証明書返納通知書（別記第 10 号様式）により身分証明書を返納しなければならない。</p>	<p>(監督職員の指示等)</p> <p>第 8 条 受注者は、工損調査等の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせてうえ監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、工損調査等の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義があるときは、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(支給品及び貸与品)</p> <p>第 9 条 受注者は、<u>工損調査</u>を実施するに当たり必要な図面その他の資料を使用する場合には、発注者から支給又は貸与を受けるものとする。</p> <p>2 建物登記簿等の閲覧又は謄本等の交付を受ける必要が有るときは、別途<u>監督員</u>と協議するものとする。</p> <p>3 支給品名又は貸与品名及び数量は特記仕様書によるものとし、<u>支給品又は貸与品の引き渡し</u>は、支給品引渡通知書（別記第 2 号様式）又は<u>貸与品引渡通知書</u>（別記第 3 号様式）により行うものとする。</p> <p>4 受注者は支給品又は貸与品を受領したときは、支給品受領書（別記第 4 号様式）又は貸与品借用書（別記第 5 号様式）を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、工損調査等の業務が完了したときは、業務の完了の日から 3 日以内に、支給品の残品又は貸与品を支給品返還通知書（別記第 6 号様式）又は貸与品返還通知書（別記第 7 号様式）により返還しなければならない。</p> <p>(立入り及び立会い)</p> <p>第 1 0 条 受注者は、工損調査等のため、権利者が占有する土地、建物に立ち入ろうとする場合は、<u>監督員</u>の了解を得たうえ、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間をあらかじめ、監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>3 受注者は、工損調査等を行うため建物等の立入調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第 1 1 条 受注者は、身分証明書交付申請書（別記第 8 号様式）により、現地調査に従事する者の身分証明書（別記第 9 号様式）を発注者から交付を受け、工損調査等に従事する者（以下「業務従事者」という。）に常時携帯させるものとする。</p> <p>2 業務従事者は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。</p> <p>3 受注者は、工損調査等が完了したときは、速やかに、身分証明書返納通知書（別記第 10 号様式）により身分証明書を返納しなければならない。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

工損調査業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>（算定資料）</p> <p>第1 2条 受注者は、損害等が生じた建物等の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める費用負担単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に記載のない費用負担単価等については、監督職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。</p> <p>（監督職員への進捗状況の報告）</p> <p>第1 3条 受注者は、監督職員から工損調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応ずるものとする。</p> <p>2 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。</p> <p>（成果品の一部提出）</p> <p>第1 4条 受注者は、工損調査等の実施期間中であっても、監督職員が成果品の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。</p> <p>2 受注者は、前項で提出した成果品について、監督職員が審査を行うときは主任技術者を立ち合わせるものとする。</p> <p>（成果品）</p> <p>第1 5条 受注者は、「成果品一覧表」に掲げる成果品等で特記仕様書に掲げる成果品を提出しなければならない。</p> <p>2 成果品は、次の各号により作成するものとする。</p> <p>一 工損調査等の区分及び内容ごとに整理し、編集する。</p> <p>二 表紙には、業務名称、年度（又は履行期限の年月）、委託者及び受託者の名称を記載する。</p> <p>三 目次及び頁を付す。</p> <p>四 容易に取り外すことが可能な方法により編綴する。</p> <p>3 成果品の提出部数は、正副各1部とする。</p> <p>4 受注者は、成果品の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書に定めるかし担保の期間保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。</p> <p>（検査）</p> <p>第1 6条 受注者は、検査職員が工損調査等の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。</p> <p>2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。</p>	<p>（算定資料）</p> <p>第1 2条 受注者は、損害等が生じた建物等の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める費用負担単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に記載のない費用負担単価等については、監督職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。</p> <p>（監督職員への進捗状況の報告）</p> <p>第1 3条 受注者は、監督職員から工損調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応ずるものとする。</p> <p>2 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。</p> <p>（成果品の一部提出）</p> <p>第1 4条 受注者は、工損調査等の実施期間中であっても、監督職員が成果品の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。</p> <p>2 受注者は、前項で提出した成果品について、監督職員が審査を行うときは主任技術者を立ち合わせるものとする。</p> <p>（成果品）</p> <p>第1 5条 受注者は、「成果品一覧表」に掲げる成果品等で特記仕様書に掲げる成果品を提出しなければならない。</p> <p>2 成果品は、次の各号により作成するものとする。</p> <p>一 工損調査等の区分及び内容ごとに整理し、編集する。</p> <p>二 表紙には、業務名称、年度（又は履行期限の年月）、委託者及び受託者の名称を記載する。</p> <p>三 目次及び頁を付す。</p> <p>四 容易に取り外すことが可能な方法により編綴する。</p> <p>3 成果品の提出部数は、正副各1部とする。</p> <p>4 受注者は、成果品の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書に定めるかし担保の期間保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。</p> <p>（検査）</p> <p>第1 6条 受注者は、検査職員が工損調査等の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。</p> <p>2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

工損調査業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>第3章 地盤変動影響調査及び費用負担額の算定 <u>（調査及び費用負担額の算定）</u> 第17条 地盤変動影響調査及び費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領（平成27年3月24日付け 国中整用補第64号）により行うものとする。ただし、地盤変動影響調査算定要領第10条第1項第一号は、監督職員の指示により適用するものとする。</p> <p>2 費用負担額の算定を行う場合において、別記第13、14号様式及び地盤変動影響調査算定要領様式第5による他、必要に応じて用地調査等共通仕様書の規定を準用するものとする。</p> <p>3 第1項により難しい場合は、監督職員の指示により必要な調査及び費用負担額の算定を行うものとする。</p> <p>（削除）</p>	<p>第3章 工損の調査 （新設）</p> <p>第1節 調査 （調査）</p> <p>第17条 調査は、事務処理要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）と同第4条の損害等が生じた建物等の調査（以下「事後調査」という。）に区分して行うものとする。</p> <p><u>（事前調査における一般的事項）</u> 第18条 事前調査の実施にあたっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。</p> <p>一 建物の敷地ごとに建物等（主なる工作物）の敷地内の位置関係</p> <p>二 建物ごとに実測による間取り平面及び立面 <u>この場合の計測の単位は、用地調査等共通仕様書第2章第2節「数量等の処理」の各規定を準用する。</u></p> <p>三 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所 <u>現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等の方法により調査を行う。</u></p> <p>四 その他調査書の作成に必要な事項</p> <p><u>（事前調査における損傷調査）</u> 第19条 受注者は、前条の一般的事項の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。</p> <p>一 基礎</p> <p>二 軸部</p> <p>三 開口部</p> <p>四 床</p> <p>五 天井</p> <p>六 内壁</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

工損調査業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
(削除)	<p><u>七 外壁</u> <u>八 屋根</u> <u>九 水回り</u> <u>十 外構</u></p> <p><u>2 建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</u> <u>一 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の四方向を水準測量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行う。</u> <u>二 コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況（最大幅、長さ）を計測する。</u> <u>三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。</u></p> <p><u>3 軸部（柱及び敷居）に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</u> <u>一 原則として、当該建物の工事箇所に最も接近する壁面の両端の柱及び建物中央部の柱を全体で3箇所程度を計測する。</u> <u>二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。</u> <u>三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。</u></p> <p><u>4 開口部（建具等）に建付不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</u> <u>一 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所程度とし、全体で5箇所程度を計測する。</u> <u>二 測定箇所は、柱又は窓枠建具との隙間との最大値の点とする。</u> <u>三 建具の開閉が滑らかに行えないもの、又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。</u></p> <p><u>5 床に傾斜等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</u> <u>一 縁甲板張り等の居室（畳敷の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。</u> <u>二 床仕上げ材に亀裂及び縁切れ又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。</u> <u>三 束又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。</u></p> <p><u>6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミが発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。</u></p> <p><u>7 内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</u> <u>一 居室ごとに発生箇所数の調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所、全体で6箇所程度を計測する。</u></p> <p><u>8 内壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</u> <u>一 原則として、すべての亀裂の計測を行うものとする。</u> <u>二 亀裂が一壁面に多数発生している場合には、その状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状、大きさを調査する。</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

工損調査業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
(削除)	<p>9 <u>外壁に亀裂等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</u> <u>一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。</u></p> <p>10 <u>屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときは、当該建物の屋根伏図を作成し、次の調査を行うものとする。</u> <u>一 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を記載する。</u></p> <p>11 <u>水回り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</u> <u>一 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張りに亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第8項に準じて行う。</u> <u>二 給水、排水等の配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況等を調査する。</u></p> <p>12 <u>外構（テラス、コンクリート叩、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、前11項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合において、必要に応じ、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。</u></p> <p><u>（写真撮影）</u> <u>第20条 前条に掲げる建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次により写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。</u> <u>一 原則として、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。</u> <u>(1) 調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名</u> <u>(2) 損傷名及び計測値又は程度</u> <u>(3) 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所名等</u></p> <p><u>（事後調査における損傷調査）</u> <u>第21条 受注者は、事前調査を行った損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、その状態及び程度を前3条の定めるところにより調査を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、第18条（事前調査における一般的事項）に準じた調査を行ったうえで損傷箇所の調査を行うものとする。</u></p> <p>第2節 調査書等の作成 <u>（事前調査書等の作成）</u> <u>第22条 受注者は、事前調査を行ったときは、次の各号の事前調査書及び図面を作成するものとする。</u> <u>一 調査区域位置図</u> <u>二 調査区域平面図</u> <u>三 建物等調査一覧表（別記第11号様式）</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

工損調査業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
(削除)	<p><u>四 建物等調査図（平面図・立面図等）（別記第 12 号様式）</u> <u>五 写真台帳（別記第 16 号様式）</u></p> <p><u>（事前調査書及び図面）</u> <u>第 2 3 条 受注者は、前条の事前調査書及び図面を次の各号により作成するものとする。</u> <u>一 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000 分の 1 又は 10,000 分の 1 程度とする。</u> <u>二 調査区域平面図は、調査区域内の建物の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。</u> <u>(1) 調査を実施した建物については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。</u> <u>(2) 縮尺は、500 分の 1 又は 1,000 分の 1 程度とする。</u> <u>三 建物等調査一覧表は、第 1 8 条及び第 1 9 条の調査結果に基づき、所在地、所有者及び建物等の概要、名称（室名）、損傷名（亀裂、沈下、傾斜等）及び状況（幅、長さ及び箇所数）等必要な事項を記入する。</u> <u>四 建物等調査図（平面図、立面図等）は、第 1 8 条及び第 1 9 条の事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。</u> <u>(1) 建物平面図は、縮尺 100 分の 1 で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入する。</u> <u>(2) 建物立面図は、縮尺 100 分の 1 により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。</u> <u>(3) その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は 100 分の 1 又は 10 分の 1 程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認めたものについては、スケッチによる調査図を作成する。</u> <u>(4) 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成する。</u> <u>五 写真は、第 16 号様式に所定の記載を行ったうえでファイルする。</u></p> <p><u>（事後調査書等の作成）</u> <u>第 2 4 条 受注者は、事後調査を行ったときは、事前調査書及び図面を基に建物等の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、第 2 条各号の調査書及び図面を作成するものとする。</u></p> <p>第 3 節 算定 <u>（費用負担の要否の検討）</u> <u>第 2 5 条 受注者は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が公共事業に係る工事の施工によるものと認めたものについて、事務処理要領第 6 条（費用負担の要件）に適合するかの検討を行うものとする。</u></p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

工損調査業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>(削除)</p> <p>第 4 章 費用負担の説明 (費用負担の説明) <u>第 1 8 条</u> 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。</p> <p>(概況ヒアリング) <u>第 1 9 条</u> 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。</p> <p>(現地踏査等) <u>第 2 0 条</u> 受注者は、費用負担の説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況及び説明対象とされた建物等を把握するものとする。 2 受注者は、現地踏査後に費用負担の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p>(説明資料の作成等) <u>第 2 1 条</u> 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前 2 条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。 一 説明対象建物及び権利者ごとの処理方針の検討 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認 三 権利者に対する説明用資料の作成</p> <p>(権利者に対する説明) <u>第 2 2 条</u> 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。 一 2 名以上の者を一組として権利者と面接すること。 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p>	<p><u>2 前項の検討結果については、速やかに監督職員に報告するものとする。</u></p> <p><u>(費用負担額の算定)</u> <u>第 2 6 条</u> 受注者は、費用負担額の算定を指示された場合は、事務処理要領第 7 条（費用の負担）及び同付録の規定に従って、当該建物等の所有者に係る費用負担額の算定を行うものとする。この場合において、別記第 13、14 及び 15 号様式による他、必要に応じて用地調査等共通仕様書の規定を準用するものとする。</p> <p>第 4 章 費用負担の説明 (費用負担の説明) <u>第 2 7 条</u> 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。</p> <p>(概況ヒアリング) <u>第 2 8 条</u> 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。</p> <p>(現地踏査等) <u>第 2 9 条</u> 受注者は、費用負担の説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況及び説明対象とされた建物等を把握するものとする。 2 受注者は、現地踏査後に費用負担の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p>(説明資料の作成等) <u>第 3 0 条</u> 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前 2 条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。 一 説明対象建物及び権利者ごとの処理方針の検討 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認 三 権利者に対する説明用資料の作成</p> <p>(権利者に対する説明) <u>第 3 1 条</u> 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。 一 2 名以上の者を一組として権利者と面接すること。 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p>

『山口県業務委託共通仕様書』新旧対照表

工損調査業務共通仕様書

H 2 7 改訂（軽微な体裁変更や字句の修正・追加、番号ずれは省略）	旧
<p>（記録簿の作成） 第 2 3 条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を説明記録簿（別記第 17 号様式）に記載するものとする。</p> <p>（説明後の措置） 第 2 4 条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。 2 受注者は、当該権利者に係わる費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは費用負担の内容等又はその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>平成 2 2 年 1 2 月 1 日一部改正 平成 2 4 年 1 0 月 1 日一部改正（工損第 15 号様式の 1） <u>平成 2 7 年 1 0 月 1 日一部改正（第 1 条、第 2 条、第三章および関連様式等）</u></p>	<p>（記録簿の作成） 第 3 2 条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を説明記録簿（別記第 17 号様式）に記載するものとする。</p> <p>（説明後の措置） 第 3 3 条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。 2 受注者は、当該権利者に係わる費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは費用負担の内容等又はその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>平成 2 2 年 1 2 月 1 日一部改正 平成 2 4 年 1 0 月 1 日一部改正（工損第 15 号様式の 1）</p>